(一)一尋礁

位置　該礁より{月移盞は南八四度東、距離二浬四鏈。
弟島は南二四度西。

北緯三八度四五分四九秒、東經三八度一二分一四秒。

形狀　該礁は三個の頂より成れる點灘にして最淺頂の水深一尋なり之より北方二鏈まて十尋より淺き處擴延し夫より北方は直に十三尋より深き水深あり。

警戒　該礁と弟島との中間に水深三尋より淺き個處あるを以て船舶通行せざるを可とす。

(二)二尋礁

位置　該礁より{弟島は北一一度東、距離六鏈十分ノ六。
五柳津東方の一角(松樹あり)は南八〇度東。

北緯三八度四四分四六秒、東經一二八度一二分一秒。

形狀　該礁は長箭洞港口西方角附近に於て距岸一鏈餘に點在し其最少水深二尋半にして礁脈は半鏈の間南方に伸出し外側は直に六尋乃至六尋半の水深なり。

(三)四尋半礁

位置　該礁より{弟島は北五〇度西、距離一浬半鏈。
月移臺西端は北六六度東。

北緯三八度四四分五二秒、東經一二八度一三分一四秒。

形狀　該礁は岩盤の最西端に位し其最少水深四尋半にして頂部甚た尖銳なり周圍は陡界にして直に九尋乃至十尋の水深あり、其東端は弟島を北六五度西に望む處まて擴延す。

(四)三尋礁

位置

該礁より（第島は北七八度三〇分西。
月移臺西端は北三八度東、距離六鏈十分の四。

北緯三八度四五分一五秒、東經一二八度一四分五〇秒。

警戒　該礁と靈湖津村落との間には二尋半より淺き個處あるを以て船舶通行せざるを可とす。

注意　現行海圖に示せる此附近の陸標は其關係位置不正なるを以て注意を要す。

偏差　明治四十一年六度一八分西。

關係海圖　第三二一號、第三二二號。

關係誌類　朝鮮水路誌四九四頁。

出所　明治四十一年八月二十七日附、西垣葛城艦長通報。

○水路告示第二千九十四號

日本本州北西岸、隱岐列島北西方。

竹島（Liancourt rock）の正位置

記事　明治四十一年南部の測定によれば隱岐列島の北西約八十浬にある竹島（Liancourt rock）二嶼及數岩よりなるの正位置左の如し

位置　該二嶼中の東嶼（女嶋）

北緯三七度一四分一八秒、東經一三一度五二分二二秒。

關係海圖　第一六二號、第二號。

關係誌類　日本水路誌第四卷三七二頁、朝鮮水路誌四五四頁。

○水路告示第二千百十六號

朝鮮東岸　臨漢海及迎日灣。

城津及長箐岬（冬外串）燈臺及霧笛の新設

記事　今般朝鮮東岸臨漢海城津浦及迎日灣東南長箐岬（冬外串）に燈臺及霧笛を新設し孰れも明治四十一年十二月二十日より點火並に吹鳴す。

（一）城津燈臺

位置（北緯四〇度三九分半、東經一二九度一四分）海圖第三二二號に依る。

燈質　連閃白光にして毎十五秒時を隔てて五秒間に二連閃光を發す。

燈高　一七〇呎、礎上二〇呎。
光達距離　十四浬。
明弧　南一一度三五分東より南西及北を經て北二九度四〇分に至る二二一度一五分間。
等級　第六等。
構造　燈塔は〔コンクリート〕造八角形白塗。
霧笛　手動壓搾空氣式にして船舶の氣笛を聞きたる時は二十秒を隔てて五秒宛二十四回吹鳴す、而して必要と認めたる時は五分の後再び前の如く吹鳴す。
注意　本燈臺の正位置は詳報を待て更に告示すべし。
（二）長鼻（多外串）燈臺
位置　北緯三六度四分四六秒、東經一二九度三四分一二秒。
燈質　連閃白光にして毎二十秒時を隔てて十秒時に二連閃光を發す。
燈高　一〇一呎、礎上八七呎。

光達距離　十六浬。
明弧　南六九度東より南及西を經て北七度四五分西に至る二四一度一五分間。
等級　第四等。
構造　燈塔は煉瓦石造八角形白塗。
霧笛　霧笛の原動力は石油發動機にして壓搾空氣に依り毎五十六秒を隔てて四秒間吹鳴す。
偏差　明治四十一年（一）七度一五分西（二）五度一七分西。
關係海圖　（一）第三一八號、第三一二號、第二〇五號（一）（二）第三〇一號、第一六二號、第二號。
關係誌類　朝鮮水路誌五四七頁、四七六頁、東洋燈臺表上卷九四頁三一番ノ次（記入）九二頁二七番ノ次（記入）
出所　明治四十一年十二月十二日附韓國關稅總長より航海者へ告示第五七號第五八號。

南海

及○水路告示第二千五十一號

鎭海灣暗岩發見

記事　鎭海灣內左記の位置に於て一暗岩を發見せり。

位置

該暗岩より{加助島頂(一一〇五呎山)は南四四度西、距離一哩十分の七。
　　{漆川島頂(八〇〇呎山)は南八三度東。

北緯三四度五九分二二秒、東經一二八度三二分四五秒。

水深　四尋より淺し。

偏差　明治四十一年、四度五二分西。

關係海圖　第三〇四號、第一九六號、第三二〇號、第三〇一號、第一六二號。

關係誌類　朝鮮水路誌四三一頁。

出所　明治四十一年五月三十一日矢島出雲艦長電報。

○水路告示第二千六十四號

鎭海灣暗岩の詳報

記事　明治四十一年七月一日軍艦出雲は曩に水路告示第二〇五一號に掲けたる暗岩を精測して左の結果を得たりと云ふ。

位置

該岩より{加助島(一一〇五呎山)は南四三度一五分西、距離一鍵十分の六。
　　{漆川島頂(八〇〇呎山)は南八三度二〇分東。

北緯三四度五九分二〇秒、東經一二八度三二分四〇秒。

水深　二十三呎。

右により前記の位置に(3 3 4 R)と記すへし。

偏差　明治四十一年四度五二分西。

關係海圖　第三〇四號、第一九六號、第三二〇號、第一八〇號、第三〇一號、第一六二號。

關係誌類　朝鮮水路誌四三一頁。

出所　明治四十一年七月一日第一艦隊よりの電報。

○水路告示第二千八十一號

鎮海灣暗岩發見

記事　明治四十一年七月五日第一艦隊は鎮海灣内に於て左記の二暗岩を發見せり。

位置

(一)暗岩より　加助島頂(一一〇五呎山)は南四三度三〇分西、距離十分の六浬。
　　漆川島頂(八〇〇呎山)は南八三度東。
　北緯三四度五九分二〇秒、東經一二八度三二分四〇秒。

水深　三尋四分の一。

偏差　明治四十一年、四度五二分西。

關係海圖　第三〇四號、第一九六號、第三二〇號、第一八〇號、第二〇五一號、第二〇六四號。

關係誌類　朝鮮水路誌四三一頁、水路告示第二〇五一號、第二〇六四號。

出所　明治四十一年七月二十六日附伊集院第一艦隊司令長報告。

○水路告示第二千百十一號

朝鮮南岸　加德水道
猪島東方暗礁の發見

記事　今般加德水道東方に於て左記の一尖岩を發見せり。

位置　該岩ヨリ　利湖島△は南二六度二〇分西。
　　猪島△は北六六度一〇分。

水深　約三尋半。

偏差　明治四十一年、五度二〇分西。

關係海圖　第三〇四號、第一九六號、第三二號、第一八〇號。

關係誌類　朝鮮水路誌四一八號。

出所　明治四十一年十二月一日附値賀海軍水路中監報告。

西海

○水路告示第二千二號

群山浦附近暗岩發見

該岩は長山島北方の紅塗立標は北八二度東、距離約五鏈五分の四に當る。

概位　北緯三五度五八分四三秒、東經一二六度三五分五四秒。

年月　明治四十年十二月十七日。

○水路告示第千八百八十二號

淺水海澁沙長浦附近に暗礁あり低潮に於て約五呎干出す。

概位　北緯三六度二六分三〇秒、東經一二六度一一分五〇秒。

○水路告示第千九百二十號

濟物浦錨地近海飛島東方二疑礁は不存在に付き圖誌上より削除す。

○水路告示第千九百十六號

鴨綠江口礁岩の發見。

位置

該礁項より（昌岩は北五四度二〇分東、距離約一哩二鏈。門白は南二六度東。

概位　海圖第三五〇號に據る

北緯三九度五三分、東經一二四度一七分二一秒。

該礁は汽船梅丸坐礁の爲め發見したるを以て梅丸礁と云ふ

○水路告示第千八百二十六號

鴨綠港口暗礁標示浮標の設置

明治四十年五月韓國稅關工事部燈臺局龍岩浦分署員の報告に據れば玆に水路告示第千九百十六號に掲けたる鴨綠港口の中澪に於ける梅丸礁を示明する爲め其南側に紅壁圓錐形浮標を碇置せり、又梅丸礁の直に西方にある洗岩を示明する爲め鐵道圓錐形黒壁浮標を碇置せり。

○水路告示千九百三十七號

鴨綠港航路標識の設置及航行に關する注意

明治四十年六月韓國稅關工事部燈臺局龍岩浦支署員報告の要に據れば鴨綠港口多獅島錨地附近より沙河鎭市（安東縣）に至る航路中に數多の航路浮標及指導立標等を設置せり、依て入港の船舶は是等標識の用法に就ては左記の事項に據るを要す。

鴨綠港浮標及立標識別

左に左舷或は右舷と稱するは海上より唱ふるものと心得へし

浮標

一、紅色浮標偶數白色にて數字を記す。

此浮標は海上より進入する時は水導の右界を示す、故に之を右舷に見て通過すへし。

二、黒色浮標(奇數白色にて數字を記す)

此浮標は水道の左界を示す、故に左舷に見て通過すへし。

三、紅黒横線浮標

此浮標は水道の中間又は弧立障害の位置に碇置し兩側を通過し得へし。

四、黒白横線浮標

此浮標は州の下端に碇置し其兩側航路あるを示す。

五、紅白横線浮標

此浮標は州の上端に碇置し兩側に航路あるを示す。

六、沈船浮標

此浮標は綠色に塗り航路の障害となる沈船位置を標示す。

立標

一、黒色及白色の⇑立標は干出州の外端に近接する航路の左方を示す。

一、紅色⇑立標は航路の右方にある干出州の外端に近接する航路を示す。

一、前記標木より數十碼を距て同形又はキ形の立標あるは一線に保ち狹隘なる水路を通過するを示す。

附記　浮標中未た數字の記入わらさるものは追て記入すへし。

門白より上流沙河鎭市(安東縣)に至る航路注意。

門白より上流最深の航路を標示するため浮標を碇置す、然れとも其水路狹隘水淺く最低潮六呎より淺くして半潮以上に非されは容易に通過し得へからす、又大潮時增水等の場合には淺堆の伸縮變移あるを以て其都度告示をなすは其繁に堪へさるにより入港の船舶は紅色浮標を右方に、黒色浮標を左方に見て航行し潮流過激なれは浮標より浮標に至る一直線以外に偏移せさる樣に注意すへし。

航者此航路により遡航せんとするも危險あらんことを恐るゝときは其代理店又は船長より入港豫定日を概報し水先案内を請ふことを得へし。

場合によりては航路の狀況を聞合せ出入するを可とす。

龍巖浦の前面に到らんとする者は吃水十五呎迄沙河鎭市に到らんとする者は吃水十呎迄とす。

第三號浮標より多榿島錨地及門白に到らんとする者は低潮時に於て吃水十五呎以下とす之れを超ゆる者は漲潮を待て入港す可し。

○水路告示第二千九十三號

朝鮮西岸　濟物浦錨地

月尾島導標の新設

記事　仁川外港航路を示す爲め月尾島の西端に導標一基を建設せり。

位置　勿淄島一二六呎高地は北九度一七分西、距離五鏈半強、栗島の叢樹は北二六度東。

高　礁上二十呎。

注意　濟物浦錨地に出入せんとする船舶は該導標と栗島の叢樹とを一直線に望めは外港航路の最深所を通航することを得へし。

偏差　明治四十一年、五度一二分西。

關係海圖　第三二三號、第三二七號、第三二六號。

關係誌類　朝鮮水路四三頁、四八頁。

出所　明治四十一年九月三十日附韓國稅關長より航海者へ告示第四七號。

○水路告示第二千九十三號。

朝鮮水路誌中改正

記事　朝鮮水路誌中左の通り改正す。

改正　五〇頁二行二〇分より同四行該島こまでを二三分東經一二五度三六分許に在る三尋堆は強南風の時其端に混浪を生するを以て遠く離隔して航過せさるへからす既に(Chalreek)に改む。

四三七頁三行より八行までを削除す。

關係誌類　朝鮮水路誌第五〇頁、四三七頁。

○水路告示第二千九十六號

朝鮮西岸　濟物浦錨地

月尾島暴風雨標の設置

記事　今般濟物浦錨地の月尾島に暴風雨標を設置し明治四十一年十月一日より實施せりと云ふ。

關係海圖　第三二三號、第三二七號。

關係誌類　朝鮮水路誌四三頁。

出所　明治四十一年九月二十六日付接手仁川觀測所通知

○水路告示第二千九十七號

朝鮮西岸漢江近海

西檢島西方干出岩の高

記事　漢江近海西檢島の西方にある二干出岩の高は左記の如し。

干出岩

西檢島最高頂より西方約一浬

北緯三七度四三分一五秒、東經一二六度一一分五〇秒、

高さ(一)干出二二呎(二)干出一六呎。

關係海圖　第三二六號

日本水路誌第三卷二三八號、二四四號。

○水路告示第二千九十八號

黃海北部旅順港沖合

記事　Encounter rock(遇岩)附近に碇置したる三箇の紅塗方錐形浮標は流失せりと云ふ。

位置　第一浮標

北緯三八度三六分東經一二一度四二分三〇秒。

第二浮標は第一浮標より北東¼東、距離約十分四鏈。

第三浮標は第一浮標より東微北距離約十分六鏈。

關係海圖　第三六九號第三六三號第三九二號。

關係誌類　水路告示第二〇七〇號。

出所　明治四十一年十月二十二日附河野旅順港務部長心得通知。

○水路告示第二千九十八號

黄海北部　旅順港口

航路浮標位置變更

記事　旅順港口に碇置しある航路浮標中左記の二浮標は今般其位置を次の如く變更せり。

浮標形質

紅白縦線塗航路浮標　老虎尾燈臺より南五七度東距離一・一鏈

黒塗航路浮標　老虎尾燈臺より南一九度東距離一・一鏈

偏差　明治四十一年四度三〇分西。

關係海圖　第三五八號。

出所　明治四十一年十月十九日附旅順海軍港務部通知。

○水路告示第二千百八號

朝鮮西岸　鴨綠江口

老虎尾燈臺は北五六度西、距離一鏈強、黄金山信號杆は北西三度四〇分東

老虎尾燈臺は北二一度西、距離二鏈半、黄金山信號杆は北二五度三〇分東

記事　鴨綠江口東水道航路及西水道航路浮標に左の如き變更あり。

(一)東水道航路第二號紅塗圓錐形桂燈浮標

位置　北緯三九度三〇分四五秒、東經一二四度二二分二〇秒。

變更　不動紅光を毎八秒、明暗紅光を明五秒暗三秒に變更す

(二)西水道航路第二號紅塗圓錐形浮標

位置　北緯三九度三〇分四五秒、東經一二三度五九分。

變更　頭部に圓錐形目標を附加す。

注意　本航路の浮標は冬季結氷中は一時撤去し解氷に際し漸次之れを碇置す而して沙堆の位置と水深とは時々變更の爲め隨時必要に應して之れを增設又は變更せしむることあるも其都度之れか告示をなすことは錯雜を來す虞れあるを以て爾後毎年六月及九月の二期に於て其碇置又は變更を告示することとなせりと云ふ。

關係海圖　第三四三號第三六三號(一)第三五〇號(二)

關係誌類　朝鮮水路誌一四八頁、一五七頁一五八頁東洋燈臺表上卷九八頁一一五番、九九頁二三番。

出所　明治四十一年韓國關稅總長より航海者へ告示第四二號。

水路告示第二千百十一號。

○水路告示第二千十三號

朝鮮西岸、鴨綠江。

娘々城附近暗岩の發見

記事　鴨綠江本流娘々城角附近に於て一箇の暗岩を發見せり其位置左の如し。

位置　該岩より{娘々城角は北三三度東、距離三6 10鏈、
龍化山頂は南四六度三〇分東、

北緯四〇度、〇分三〇秒、東經一二四度、二〇分、四六秒。

水深　二呎より淺く而して東側は五六呎。

形狀　該岩は南北長さ約三十碼稍々平坦不規則にして多少の凹凸あり中流に向て低下し沙泥中に埋沒す。

注意　該岩は溶筋曲折の較〻上流に位し危險の度あるを以て宜く注意すべし

又目下溶筋を示す爲め白色の陸標あるを以て此一線以北に入るへからす。

偏差　明治四十一年、五度四十四分西。

關係海圖　第三五〇號。

關係誌類　朝鮮水路誌一五九頁。

出所　明治四十一年十二月二日附韓國關稅總長より航海者へ告示第五三號

第八章　氣象

氣温　概して云へは寒暑共に酷烈にして春寒、秋暖なり、故に寒より暑に遷り、暑より寒に移るを例となす、寒暑共に酷烈なれは其差の大なる當然にして是れと同時に四時の變化も甚し、殊に激變の著しきは冬季と夏季とにして、晝夜の差に華氏十度乃至二十度なるは敢て珍らしきことにもあらす、是れ主として風の爲めに左右せらるるものにして三寒四温の俚言は爰に胚胎し、寒の太甚しき暑の酷なるも是れあるが爲めに左程の困難を覺えず、寒氣最も劇烈なるは二月にして暑の最も

甚しきは八月なり、然れども其極度は一月と七月とに於て示さるること屢〻あり。

若し夫れ之れを地方的に云はしめは、北部の氣候は特に大陸的にして寒氣殊に強烈なり、故に港灣の總ては、氷結して交通を杜絶し、河江の都ても堅氷を結ひて數月の間車馬の往來に堪ふるは例年に於ける現象なり、然れとも其東部に在りては稍々和らかにして殊に夏季に於て清涼なり、南部の氣候は頗る海洋性にして殊に冬季に温和なり。

各地に於て觀測せる毎月の氣温及一年中の極度は左の如し。

氣温月別表

觀測地名	摘要	月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
城津	日本明治三十八、三十九三ヶ年平均五月以降は同三十七、三十八、三十九、三ヶ年平均	平均	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
		最高	(一)七二	(一)八五	九四	一六	一〇五	四四	二一	二一	二一	一六	一〇	一〇	二一
		最低	八三	(一)六三	(一)一五	一〇	〇	(一)一	(一)四	(一)四	(一)四	(一)四	(一)四	(一)四	(一)四
釜山	同	平均	〇五	一一	一二	一六	一九	二三	二六	二六	二三	一八	一四	〇九	一七
		最高	一四	一九	二二	二六	二九	三二	三五	三五	三二	二八	二四	一九	三五
		最低	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一	(一)一
木浦	三月迄は全三十八年、五月以降は同三十七、三十八二ヶ年平均	平均	八四	一〇二	一三	一七	二一	二五	二八	二八	二六	二二	一七	一二	一九
	元山及釜山に同じ	最高	二八	三四	三七	四一	四五	四八	五一	五一	四八	四四	三九	三四	五一
		最低	一六	一八	一九	一四	一〇	〇六	〇二	〇二	〇四	〇八	一二	一六	〇二
仁川	全上	平均	(一)四三	(一)四五	(一)四八	(一)五二	(一)五六	(一)六〇	(一)六四	(一)六四	(一)六〇	(一)五四	(一)四八	(一)四四	(一)五二
		最高	〇四	〇八	一二	一六	二〇	二四	二七	二七	二四	二〇	一六	一二	二七
		最低	(一)一〇四	(一)一〇一	(一)九六	(一)九二	(一)八七	(一)八二	(一)七八	(一)七八	(一)八二	(一)八七	(一)九二	(一)九六	(一)九二
龍巖浦	全上	平均	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
		最高	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
		最低	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇	(一)四〇

氣温極度年別表

觀測地名	摘要	月次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
城津	日本明治三十八年分（光武九年）	平均						一八四	二一七	二三三	二二六	一六八	九二	三二	
		最高						二三七	一七二	一七八	一三四	一七五	(一)〇八	(一)五五	
		最低						一六二	一三三	一二九	一三三	一九八	一二六	(一)六〇	一七〇
釜山	同	平均						一五四	一九一	一九五	一四二	八〇	(一)一〇	(一)三七	五七
		最高						一六六	二一〇	二一〇	一六五	一〇八	一四四	九八	一七三
		最低						一三五	一七七	一七六	一二五	〇八	〇四	一九	六八
木浦	三月迄は全三十八年、五月以降は同三十七、三十八二ヶ年平均	平均						一六九	二一一	二一七	一八五	一三八	九三	三六	一四三
	元山及釜山に同じ	最高						二一一	二五六	二六五	二三七	一八一	一三七	一〇三	二六五
		最低						一三五	一七七	一七七	一四二	九二	五三	〇八	一三二
仁川	全上	平均						二一六	二五九	二六九	二二七	一六九	一二	(一)三〇	二一〇
		最高						二五九	三〇二	三〇二	二六五	二一三	一六五	一二五	三〇二
		最低						一七二	二一三	二一七	一八八	一四二	六六	(一)〇八	一七二
龍巖浦	全上	平均						二三五	二七二	二七二	二四七	一九六	一三六	(一)八五	二〇〇
		最高						二七二	三一一	三一一	二八五	二三二	一六六	(一)一三二	三一一
		最低						一九四	二三五	二三五	二〇七	一五五	九四	(一)四三	一九四

	明治三十八年（光武九年）最高温度　同上起日		明治三十九年（光武十年）最低温度　同上起日	
元山	二六七	七月二十八日	一〇	一月
釜山	二六九	七月	二二	一月
木浦	三〇七	七月	一四	一月二十日
仁川	三六	七月六日	一五	二月十一日
龍巖浦	二七四	八月	一三	一月
元山	二六七	七月二十八日	八〇	二月二十八日
釜山	二六九	七月	一〇	二月
木浦	三〇七	七月	二四	二月
仁川	三六	七月六日	一三	二月六日
龍巖浦	二七四	八月	二七八	八月
元山	三二	八月	一〇	一月
釜山	二六〇	八月	二二	一月
木浦	三〇七	七月二十四日	八四	一月二十日
仁川	三六	八月二日	一五四	二月十一日
龍巖浦	二七四	八月	一三四	一月

試に各地極寒極暑の平均温度を日本に於ける同緯度若くは緯度相近き地方の平均温度に較ふれは左の如し。

寒暑平均温度比較表

観測地名	経緯度	寒候 一月	寒候 二月	暑候 七月	暑候 八月	全年	摘要
城津	北緯四〇度四〇分　東経一二九度二〇分						
青森	〃　四〇度五一分　一四〇度四五分	（一）二八	（一）二四	一九、二	二〇、五	一〇、四	明治三十八年（光武九年）の温度
	〃			二〇、四	二三、六	一一、九	測候所ノ創設以来明治三十九年（光武十年）に至るの平均温度
函館	〃　四一度四六分　一四〇度四五分	（一）二九	（一）二三	一八、九	二一、二	八、四	同上
龍巖浦	〃　三九度五六分　一二四度二二分	（一）五五	（一）七三	二三、六	二三、三	八、二	明治三十八、三十九（光武九、十年）二ヶ年の平均温度
宮古	〃　三九度三八分　一四一度五九分	（一）〇七	（一）〇四	一九、七	二一、九	九、九	測候所創設以来明治三十九年（光武十年）に至るの平均温度
元山	〃　三九度九分　一二七度二六分	（一）二五	（一）三八	二三、九	二三、〇	一四、〇	同上
新潟	〃　三七度五五分　一三九度四一分	一四	一三	二三、五	二五、四	一二、六	測候創設以来明治三十九年（光武十年）に至るの平均温度
福島	〃　三七度四五分　一四〇度二四分	（一）〇六	（一）〇九	二三、六	二三、八	一二、七	同上
仁川	〃　三七度二九分　一二六度三七分	（一）一八	（一）三四	二三、六	二四、二	一〇、五	明治三十八、三十九年（光武九、十年）の平均温度
名古屋	〃　三五度一〇分　一三六度五五分	三、三	三、八	二五、五	二六、六	一四、五	測候所創設以来明治三十九年（光武十年）に至るの平均温度
木浦	〃　三四度四七分　一二六度二二分	五、二	一、九	二四、一	二四、四	一三、三	明治三十八、三十九年（光武九、十年）の平均温度
釜山	〃　三四度六分　一二九度三分	三、九	三、二	二三、七	二四、五	一三、五	同上

表に就て觀れは元山の温度は緯度二度三十七分北に在る函館に比し寒候に於て相近しと雖も、暑候に於て著しき相異を爲し、之れに反して仁川の温度は其緯度近き福島、新潟に較へ暑候に於て大差なしと雖も寒候に於て著しき相異あり、殊に龍巖浦に於ける寒候の温度は表中是れに比すへきものなく、而して寒暑共に日本の

氣候に較へて差なきは釜山、木浦にして此兩地の如きは緯度相近き名古屋に比して寧ろ優れるか如し。

之れを要するに寒暑酷烈にして多變なるは本部氣温の特色なり、而して此現象を呈する所以のものは、其因二、三にして止らすと雖も、山の禿なる、海の淺き、寒暖潮流の岸を洗ふか如き、蓋し之れか主因たらすんはあらさるなり、又春秋二季の氣温に著しき差を生ずるは、春季氷解に際し、空氣を冷却せしむるが爲めにして不斷氣温に激變を表はすは、既に一言せしが如く風向變換に由るものとす。

晴曇　雲、霧、雨、雪も亦悉く風の爲めに左右せらるるは勿論なり、廼ち十月より三月に至る六箇月は、北及北西風流行するを以て空氣乾燥にして天氣晴朗なりと雖も四月より九月に至る間は南及南西、南東風多くして全く是れに反對す、殊に六、七、八の三箇月最も濕潤にして、快晴を見ること甚た少なく、俗に此月を長霉と稱す、蓋し陰晦長久に亘るを以てなり、左に其比較を表示せん。

晴曇比較日數月別表

觀測地名	年次	城津				元山			
		明治卅七年（光武八年）	仝卅八年（光武九年）	仝卅九年（光武十年）	平均	仝卅七年	仝卅八年	仝卅九年	平均
		晴 曇	晴 曇	晴 曇	晴 曇	晴 曇	晴 曇	晴 曇	晴 曇
一月	一			二四 七	二四 七		二四 七	二六 五	二五 六
二月	二			一九 九	一九 九		二五 三	二〇 八	二二五 五五
三月	三			二七 四	二七 四		二三 八	二六 五	二四五 六五
四月	四			二六 四	二六 四		二四 六	二二 九	一八五 一五
五月	五			二二 一〇	二二 一〇		二二 一〇	二〇 二	二二 一〇
六月	六		二〇 一	二三 八	二一 九		二七 三	二一 九	一七 三
七月	七		一九 二	二三 一五	二一 九		二六 五	二二 一〇	二二 一三
八月	八		一五 一六	二〇 一	一六 三		一八 五	二三 一	二二 一六
九月	九		一〇 一四	二四 六	一五 一〇		一五 八	二三 一	一八 一六
十月	十		一五 六	二三 八	一五 七		一四 九	二三 一	二〇 七三
十一月	十一		一七 三	二八 二	一七 三		一七 三	二六 四	二六 三三
十二月	十二		一八 三	二五 六	一八 三		一八 三	二八 二	二五 五三
全年		二六四 一〇二			二六四 一〇二		一三八 一七	二五二 一四	二四四 一〇九

	釜山				木浦					
	仝	仝	仝	平	明治卅七年	仝	仝	平	仝	
	卅七年	卅八年	卅九年	均		卅八年	卅九年	均	卅七年	
	晴曇	晴曇	晴曇	晴曇	晴曇	晴曇	晴曇	晴曇	晴曇	
一月	一一	三一	一一	一一	一一	二三	二〇	二〇	一一	一月
二月	一一	三五	二〇	二〇	一一	一三	一七	一五	一一	二月
三月	一一	一四	二七	二〇	一一	一九	二六	二三	一一	三月
四月	一一	一九	二三	二一	一四	一八	二三	二一	一一	四月
五月	二三	一五	一六	一八	二一	二〇	一八	一九	二三	五月
六月	一八	一五	一九	一八	一八	一八	二七	二三	一八	六月
七月	一三	一五	一六	一五	二三	一八	一七	一九	一三	七月
八月	一三	一五	一六	一五	二〇	一六	一五	一七	一三	八月
九月	一七	一四	一五	一五	二八	一三	一八	一九	一七	九月
十月	二五	一四	一七	一九	二五	一七	一六	一九	二五	十月
十一月	二五	一九	一九	一九	二四	一九	一九	一九	二五	十一月
十二月	二九	二三	二一	二三	二九	二三	二一	二三	二九	十二月
計	一一	三八	二四	二四	一一	二三	二一	二二	一一	計

	仁川				鎭巖浦			
	仝	仝	平		仝	仝	平	
	卅八年	卅九年	均		卅七年	卅八年	卅九年	均
	晴曇	晴曇	晴曇		晴曇	晴曇	晴曇	晴曇
一月	二四 七	二六 五	二五 六		一一	二五 六	二八 三	二六 五
二月	二四 四	二〇 八	二三 六		一一	二七 一	二三 五	二五 三
三月	二四・一九 七	二三 八	二四 七		一一	二六 五	二三 八	二四 六
四月	一九 二	二三 八	二〇・五 九		一一	二六 八	二七 三	二四 五
五月	一五	二二 一〇	二〇・三 六		二〇	二二 一〇	二三 八	二一 四
六月	一八	一四	一六・五 三		一九 一九	一九 一九	一九 一九	一八 一八
七月	一三	一九	一五・五 二		一一	一六 八	一三 八	一二 八
八月	一三	一五	一五		一一	一五 八	一四 八	一二 七
九月	一七 四	一六 五	一六・五 二		一一	一四 七	一五 六	一四 六
十月	二〇 一〇	二一 九	二一・五 九		一一	一五 六	一六 五	一五 五
十一月	二五 六	二五 六	二五 六		一一	二〇 一	二一 一	二〇 一
十二月	二六・五 四	二六 四	二六・五 四		一一	二六 三	二六 三	二六 三
計	二四九 一一六	二五・五 一〇七	二五・五 一一二		一一	二八・五 七八	二九 七五	二七 七六

備考　本表の晴天とは一日の雲量八以下なりし日數を擧げ曇天には其八以上なりし日數を擧げたり

雨　四季に於ける降雨の多寡は晴曇に關聯す、而ち春冬の候北及北西風流行せる間は所謂乾燥期にして降雨甚だ稀なりと雖も、四月に入り南及東南風往來を始

むると共に頻繁となり六月より八月に至る三ヶ月殊に甚しく、所謂雨期にして豪雨屢々至り、洪水氾濫して道路堤塘を破壞し、田園を浸し、損害を生ずること比年なり、故に雨量は全年を通して計量すれば、寡少なりと雖も雨期に於ける一ヶ月の量若くは一日の量を計上すれば甚た大なるものあり、雨量の配布は東岸に多く、南岸これに次き、西岸に漸次寡少となる。

雪　年に依りて屢降下することありと雖も、量は一般に寡少なり、就中最も多きは江原道にして堆積六、七尺に及ふは珍らしからす、これに次くは咸鏡、平安兩道にして時に四五尺に及ひ、南部は殆んと堆積を見ることなし、降雪期は大概十一月に始まり、三月に至りて歇む、左に降水及降雪日數月計表を掲く。

降水日數月計表

觀測地名	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
咸興	明治卅八年（光武九年）	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	卅九年（光武十年）	一三・〇	一三・〇	一六・〇	一〇・〇	一五・〇	一七・〇	一八・〇	一九・〇	一四・〇	一〇・〇	八・〇	一三・〇	一六五・〇
	平均	一三・〇	一三・〇	一六・〇	一〇・〇	一五・〇	一七・〇	一八・〇	一九・〇	一四・〇	一〇・〇	八・〇	一三・〇	一六五・〇
城津	全卅九年（光武十年）	七・〇	一三・〇	六・〇	六・〇	八・〇	九・〇	一四・〇	一二・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	九六・〇
	平均	七・〇	一三・〇	六・〇	六・〇	八・〇	一〇・〇	一八・五	一二・五	六・〇	五・五	五・〇	八・五	九六・〇
元山	全卅七年	一	一	一	一	九・〇	一三・〇	一七・〇	一九・〇	一七・〇	一一・〇	五・〇	七・〇	一四六・〇
	全卅八年	九・〇	四・〇	三・〇	一〇・〇	一〇・〇	一六・〇	二六・〇	二一・〇	一七・〇	一一・〇	七・〇	一一・〇	一四六・〇
	全卅九年	六・〇	一三・〇	一〇・〇	一一・〇	八・〇	一七・〇	一八・〇	一九・〇	一一・〇	一三・〇	九・〇	一四・〇	一四〇・〇
	平均	七・五	八・〇	九・五	一〇・五	九・〇	一五・三	二一・〇	一七・三	九・六	一四・〇	七・〇	一〇・〇	一四三・〇
釜山	全卅七年	一	一	一	一	九・〇	五・〇	一三・〇	四・〇	三・〇	六・〇	一一・〇	四・〇	一一〇・〇
	全卅八年	一一・〇	三・〇	一三・〇	九・〇	九・〇	一一・〇	一二・〇	一二・〇	九・〇	八・〇	三・〇	一〇・〇	一二八・〇
	全卅九年	五・〇	一一・〇	七・〇	九・〇	一四・〇	一四・〇	一三・〇	一三・〇	一六・〇	一〇・〇	三・〇	一二・〇	一二六・〇
	平均	八・〇	七・〇	九・五	一〇・五	一〇・六	一〇・〇	一三・六	一三・三	九・三	八・〇	三・三	一一・〇	一二七・〇
木浦	全卅七年	一	一	一	一	一三・〇	六・〇	一三・〇	六・〇	七・〇	八・〇	一一・〇	一三・〇	一三〇・〇
	全卅八年	三・〇	八・〇	一〇・〇	一一・〇	七・〇	八・〇	一三・〇	一五・〇	一三・〇	七・〇	五・〇	一七・〇	一二五・〇
	全卅九年	一六・〇	一三・〇	一六・〇	九・〇	一一・〇	一五・〇	九・〇	一五・〇	一三・〇	七・〇	八・〇	一五・〇	一四六・〇
	平均	一〇・五	一〇・五	一三・〇	一〇・五	一一・〇	一二・三	一一・三	一二・五	一〇・三	八・〇	八・三	一四・六	一三五・五

降雪日數月計表

備考　本表の降水日數は雨雪霰雹の種類を問ず其一日の水量粍の十分一以上に達したる日のみを算入したり。

觀測地名	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
城津	明治卅八年（光武九年）	二·〇	一·〇	七·〇	一·〇	一·〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三·〇	一四·〇
	全卅九年（光武十年）	一·〇	一·〇	一·〇	一·〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二·〇	六·〇
	平均	一·五	一·〇	四·〇	一·〇	〇·五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二·五	一〇·〇
龍岩浦	全卅七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	全卅八年	三·〇	二·〇	三·〇	九·〇	一	九·〇	一四·〇	一六·〇	一三·〇	七·〇	五·〇	三·〇	九二·〇
	全卅九年	四·〇	七·〇	六·〇	二·〇	八·〇	六·〇	八·〇	一四·〇	七·〇	五·〇	九·〇	六·〇	七五·〇
	平均	三·五	四·五	四·五	五·五	七·六	七·六	一二·六	一五·〇	九·〇	六·三	七·七	四·三	八五·五
仁川	全卅七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	全卅八年	六·〇	四·〇	四·〇	八·〇	一四·〇	一七·〇	二一·〇	九·〇	五·〇	八·〇	六·〇	五·〇	一一·〇
	全卅九年	八·〇	八·〇	五·〇	八·〇	九·〇	一一·〇	一五·〇	一三·〇	一三·〇	一二·〇	五·〇	一〇·〇	九二·〇
	平均	七·〇	六·〇	四·五	八·〇	九·六	七·六	一五·〇	一二·六	九·六	八·三	五·〇	八·六	一〇一·〇

	觀測地名	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
元山		全卅七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		全卅八年	七·〇	六·〇	二·〇	一〇·〇	一三·〇	六·〇	一·〇	〇	〇	〇	〇	二·〇	四一·〇
		全卅九年	八·〇	一三·〇	一〇·〇	二·〇	一·〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一·〇	三六·〇
		平均	七·五	九·五	六·〇	二·五	一·〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一·〇	三四·〇
釜山		全卅七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		全卅八年	二·〇	一·〇	一·〇	一·〇	一·〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五·〇
		全卅九年	〇	二·〇	一·〇	一·〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二·〇
		平均	一·〇	一·五	一·〇	一·〇	〇·五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二·五
木浦		全卅七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		全卅八年	四·〇	一·〇	二·〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七·〇
		全卅九年	一一·〇	九·〇	五·〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二五·〇
		平均	七·五	一〇·〇	三·五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一二·五

仁川	仝卅八年	五,〇	八,〇	一,〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一,〇	六,〇	二一,〇
	仝卅九年	一三,〇	八,〇	三,〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二,〇	八,〇	三四,〇
	平均	九,〇	八,〇	二,〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一,〇	七,三	二七,五
龍巖浦	仝卅七年	—	—	—	—	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一,〇	五,〇	—
	仝卅八年	四,〇	二,〇	二,〇	一,〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一,〇	五,〇	一三,〇
	仝卅九年	六,〇	七,〇	七,〇	四,〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三,〇	五,〇	二五,〇
	平均	五,〇	四,五	二,五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二,六	五,〇	一九,〇

備考 本表の降雪日數には量の多少を問はず苟も降雪ありたる日數は悉く之れを算入したり

玆に全年の降水量及一年中に於て最大を示せる一ヶ月の量を測り日本に於ける緯度相近き各地の量に比較すれは左の如し。

雨雪量比較表

觀測地名	經緯度	平均一年量	同降下日數	最大一月の量	同年月	摘要
城津	北緯四〇度四〇分 東經一二九度二〇分	六九七,七	八三	一四三,三	明治三十八年七月	明治三十八年光武九年自六月至仝年十二月
函館	仝四一度四六分 仝一四〇度四四分	一,一二六,五	一八一	一六六,七	九月	自測候所創立至明治三十九年平均
青森	仝四〇度五一分 仝一四〇度四五分	一,三一六,〇	二二四	二三七,一 一五七,七	九月 十二月	仝右
龍巖浦	仝三九度五六分 仝一二四度二二分	八七五,七	八三	三〇四,五	仝三八年七月	仝三十八、三十九、二ヶ年ノ平均
宮古	仝三九度三八分 仝一四一度五九分	一,四一三,三	一四七	二九八	九月	青森に同し
元山	仝三九度九分 仝一二七度二六分	一,五四八,〇	一四三	五三一,六	仝三十八年七月	龍巖浦に同し
福島	仝三七度四五分 仝一四〇度二四分	一,三一九,九	一六五	一九一,五	九月	青森、宮古に同し
新潟	仝三七度五五分 仝一三九度四一分	一,七八六,八	二三九	一八九,七 一七九,八	一月 九月	右仝
仁川	仝三七度二九分 仝一二六度三七分	一,一三〇,八	一〇二	四三九,八	仝三十八年九月	龍巖浦に同し
釜山	仝三五度六分 仝一二九度三分	一,七〇四,四	一三三	六四六,六	仝年九月	龍巖浦に同し
名古屋	仝三五度一〇分 仝一三六度五五分	一,七六三,九	一四三	二六〇,九	九月	宮古に同し
木浦	仝三四度四七分 仝一二六度二二分	一,一四七,二	一二五	三三二,一	仝三十九年八月	明治三十八年自四月、仝年至十二月
大阪	仝三四度四二分 仝一三五度三一分	一,三八三,五	一六三	二四九,九	六月	宮古に同し
廣島	仝三四度一三分 仝一三二度二七分	一,四九二,八	一二三	二三六,九	六月	仝右
下關	仝三三度五八分 仝一三〇度五六分	一,六〇八,九	一五八	二六五,五	六月	仝右

長崎	仝	仝	三二度四四分 一二九度五二分	一、九四三、二	一六六	三二六二	六月 仝右

是れに依て之れを観れは本邦の雨量は既説の如く仝年に於て寡少最大一ヶ年の量に於ては、日本東北地方のそれよりも遙に多大なり而して其大雨期は概ね七月にして、日本東北地方より二ヶ月早く、九州及關西地方よりも一月遲し。

之れを要するに、仝体に雨量なきは、是れ亦本邦氣象の特色なり、是れと相近きものを日本仝州の各地に就て求むれは、唯澎湖島一あるのみにして其他に比すへき地方なし、されは本邦の農作は降雨多けれは豊作にして寡少なれは凶作なり、旱害を蒙るは水害よりも多し。

霧 霧は本邦海面に於ける一難物として著名なり、而して其發生するは、大抵四月より八月に及ひ、最も多きは、五、六、七の三月にして九月に至れは殆んと消散す、然れとも一月に於て發生すること屢々あり、各海面中最も多きは、西海面にして、數日間迷濛咫尺を辨せさるに至り、航海者の常に困難を感する所なり、これに次くは南海面にして最も稀少なるは東海面なり、左に濃霧日數月計を表示すへし。

濃霧日數月計表

觀測地名	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	仝年
城津	明治卅八年（光武九年）	—	—	—	—	—	一四	九	一	〇	〇	〇	〇	—
城津	仝三十九年（光武十年）	〇	〇	一	一	三	一七	六	一	〇	〇	〇	〇	一九
城津	平均	〇	〇	一	一	三	一〇、五	七、五	一	〇	〇	〇	〇	一九
元山	仝三十七年	—	—	—	—	〇	三	一	〇	〇	〇	〇	〇	—
元山	仝三十八年	〇	〇	一	〇	一	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	六
元山	仝三十九年	〇	〇	〇	二	二	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	七
元山	平均	〇	〇	〇	二	一	二、三	一、三	〇	〇	〇	〇	〇	六、五
釜山	仝三十七年	—	—	—	—	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	—
釜山	仝三十八年	〇	〇	〇	〇	一	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	四
釜山	仝三十九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
釜山	平均	〇	〇	〇	〇	〇、三	〇、六	〇、六	〇	〇	〇	〇	〇	二
木浦	仝三十七年	—	—	—	六	五	二	六	二	〇	〇	〇	〇	—
木浦	仝三十八年	二	〇	一	八	七	八	四	一	一	一	〇	〇	三、六

	全三十九年	一	〇	〇	六	〇	一五	一四	一三	一〇	八	五	一
	平均	一五	〇	三、五	四六	四	〇	七	九	三	〇	〇	〇
仁川	全三十七年	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	全三十八年	四	一	四	五	三	一	五	五	一	〇	〇	〇
	全三十九年	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	平均	二五	一	四	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	全三十七年	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	全三十八年	四	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
龍岩浦	全三十九年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	平均	二	〇	四	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

濕度　天氣晴朗なるは空氣乾燥なる所以にして其乾燥なれは濕度寡少なる言ふことを俟たす、一年中濕度多きは六、七、八、九の四ヶ月にして此間を雨期と爲す、之れに反して濕度少なきは晩秋より初春に至る候にして就中十一月及二月の頃概して寡少なるを見る、左に過去四年間に於ける各地毎月の平均濕度を表示すへし。

濕度月別比較表

觀測地名	年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
城津	明治卅八年（光武九年）	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	全三十九年（光武十年）	六五	六一	六五	六六	七六	七五	八五	九二	八五	七八	六六	五四	七一
	全　四十年（隆熙元年）	六六	六四	六二	七二	七八	七五	八四	八八	七九	七三	五九	五二	七二
	平均	六六	六四	六二	七二	七六	七五	八五	九〇、六	八八、五	七七、六	六〇	五一、五	七二
元山	全三十七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	全三十八年	六六	六〇	五九	六八	七五	六二	七五	八五	八五	七二	五九	五五	七一
	全三十九年	六二	七九	六〇	六〇	七九	六五	八四	九二	八〇	七五	六〇	五一	七二
	全　四十年	六三	六三	七五	六六	七六	七五	七七二	八六	八一五	七二	六八五	五五七	七〇
	平均	六三、三	六四、三	六〇、三	六四、六	七六	六二	七七、二	八七、二	八一五	七二、二	六八五	五五七	七〇
釜山	全三十七年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	全三十八年	六六	五四	五三	七〇	七六	六五	八六	九二	八六	七五	六六	五五	七二
	全三十九年	六二	六三	六三	七〇	七六	六五	八五	九二	八六	七五	六六	五五	七二
	平均	五二	五六	五六	六八	七五	六二	七九	八四	七九	七二	六四	五二	七一

	仝　四十年	五六	四六	五七	七七	七一	七四	七七	七三	六五	五四	五二
	平　均	五七、六	五三	五八、六	七六、五	七五、五	七八、二	八一、七	七六、七	七三	六二、五	五三
木浦	仝三十七年	—	—	—	八〇、二	八〇、五	八〇	八〇、七	八〇、五	七八	七〇、二	六四、五
	仝三十八年	八六	六八	七三	八三	八二	八八	九〇	九〇	八〇	七二	七五
	仝三十九年	七二	七六	七七	七九	七九	八五	八三	八四	八五	七四	七五
	仝　四十年	七三	七三	七二	七五	七六	八三	八七	八五	八四	七八	七五
	平　均	七六、六	六九	七二、六	八〇、二	八〇、五	八三	八七、二	八七	八〇、五	七五、五	七〇、七
仁川	仝三十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	仝三十八年	七六	六三	七五	七六	七六	七九	八二	八〇	七六	七二	六六
	仝三十九年	六三	六二	六三	六五	六五	七二	七九	七八	七四	六八	六五
	仝　四十年	六五	六一	六三	六五	六六	七一	七六	七五	七二	六五	六二
	平　均	六七、三	六二	六三	六五	六六	七一	七六、三	七五	七二	六五	六二
	仝三十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	仝三十八年	七六	五六	六二	七二	七二	七五	七八	七五	七二	六五	六二

龍巖浦	仝三十九年	七一	七六	七五	七七	七五	七四	七三	七一	七〇	六七	六五
	仝　四十年	七〇	七二	七〇	七二	七二	七二	七二	七〇	六九	六六	六四
	平　均	七二、三	六四、六	六六、三	七二、五	七二、五	七三、二	七二、二	七〇、五	六九、五	六六、三	六四、七
	仝三十七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	仝三十八年	七六	六二	七〇	七四	七四	七六	七五	七二	七〇	六八	六六
	仝三十九年	七二	六一	六八	七二	七二	七四	七二	七〇	六九	六六	六四
	仝　四十年	七二	六一	六八	七二	七二	七四	七二	七〇	六九	六六	六四
	平　均	七二、五	六一、七	六八、七	七二、七	七二、七	七四、二	七二、二	七〇、二	六九、二	六六、二	六四、二

備考　本表は毎月の平均濕度にして濕度は最乾を零とし最濕を百とし計上したり

此現象を呈せるは木浦は此期間他に比し降水日數多きに基因し、龍岩浦は他に較へて氣温著しく低く、且つ風力も亦弱きを以て隨て蒸發緩慢に乾燥の度合寡少なるに外ならず。（氣温表及降水日數表參照）

更に明治三十九年に於ける仝年平均濕度を採り同年中日本各地の濕度と較ふれは左の如し。

明治三十九年（光武十年）中平均濕度比較表

觀側地名	濕度	觀側地名	濕度	觀側地名	濕度
韓國城津	七二	日本新潟	七九	日本德島	七六
仝元山	六九	仝福島	七五	仝高知	七五
仝釜山	七四	仝銚子	七六	仝和歌山	七三

木浦	七	全	舞鶴	七	全	臺東	七	全	臺東	七	全	臺東
仁川	六	全	下關	六	全	臺南	六	全	臺南	六	全	臺南
龍岩浦	五	全	廣島	五	全	臺北	五	全	臺北	五	全	臺北
日本根室	四	全	福岡	四	全	基隆	四	全	基隆	四	全	基隆
全札幌	三	全	長崎	三	全	澎湖島	三					
全函館	二	全	鹿兒島	二								
全青森	一	全	佐田崎	一								
全宮古	〇	全	多度津	〇								

表に就て觀れは龍岩浦の濕度尚且つ日本各地に比して寡少なり、況んや釜山、元山、仁川の濕度に於てをや、是れ元と一年間の現象比較に過きされとも而も概して本邦に於ける濕度の少なきは之れを斷言するを憚からす。

風　風向は各海面に於て多少趣を異にするものあれとも、大體に於て之れを二期に區分することを得へし、乃ち四月より九月に至る六月を西風の時期とし、十月より三月に至る六ヶ月を北風の時期と爲す、但し九月及三月の兩月は風位變換期にして兩位に屬する風相半し交々流行するを常となす、滿三年間に於ける每月の最多風向及速度を表示すれは左の如し。

備考　本表の濕度は最乾を零とし、最濕を百とし其割合を示せるものとす

風向月別比較表

地名	年	月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
城津	明治二十八年（光武九年）		南六四	—	—	—	—	南東四度	南東四度	北東四度	北四四度	北二四度	北六四度	—	—
	明治二十九年（光武十年）		北東四	南東四	北東四	北東四	南四四	南二四	北七四	南西四	南西四	南西四	北八四	北六四	南西四
元山	全	三十七年	南東四	—	—	—	—	南東四度	南東四度	北東四度	北四四度	北二四度	北六四度	—	—
	全	三十八年	南西四	南西四	北東四	北東四	南四四	南二四	北七四	南西四	南西四	南西四	北八四	北六四	南西四
	全	三十九年	南六四	北六四	南七四	北東四	北東四	南東四	北東四	北東四	北東四	北東四	北東四	北東四	北東四
釜山	全	三十七年	—	—	—	—	—	北東四度	北東四度	北東四度	北四四度	北二四度	北六四度	—	—
	全	三十八年	北三四	北東四	北四東	北元東	南四四	南二四	南東四	北東四	北四四	北二四	北六四	北四四	北東四
	全	三十九年	北東四	北三四	北七四	北六四	北六四	北東東	南一東	南東東	北四四	北二四	北一四	北三四	北東四
木浦	全	三十七年	—	—	—	北三四度	北四四度	南七四度	南三東度	北六四度	北二四度	北二四度	北六四度	—	—
	全	三十八年	北八東	北三東	北六東	北二東	北六四	南八四	南七東	南三東	北三四	北八東度	北九四度	北二東	—
	全	三十九年	北六東	北東東	北三四	北四四	南七四	南三東	北三東	北東東	北三東	北六東	北四東	北九東	北三東
			北三四	南東四	北東四	北三四	南東四	北東四	北東四	北六四	北三四	北三四	北二四	北七四	北三四

川	仝三十七年	—	—	—	—	南四三度西	南四八度西	南一九度東	南一九度西	北三五度西	北一八度東	南七〇度西	南四四度西	—
	仝三十八年	北一東	北四東	北三五東	北六六西	南五五西	南六四西	南三五西	南四〇東	北五五西	北三八東	北一七東	北二東	北三三西
	仝三十九年	北八東	北三三東	北五三西	南六六西	南五九西	南三三西	北八八西	南六〇東	北一四東	北一〇東	北八東	北一六東	北六西
龍岩浦	仝三十七年	—	—	—	—	南三三東	南三四東	南一五東	南六九東	北四九東	北四四西	北六東	北七東	—
	仝三十八年	北一八東	北二三西	北一五西	北三東	南六四西	南五東	南三三東	北二東	北四四西	北三五東	北一七東	北三東	北二〇東
	仝三十九年	北二東	北二東	北三〇西	南二三西	南二〇西	南一四東	南三六東	北五東	北九西	北四西	北七東	北三東	北一〇東

表に就て觀れは獨り元山の風向か九月より四月に至る間、西及南西風を最多とし其他の時期に北東及南西風を最多とせるは蓋し同地の地勢に基くものにして、東海面全体か必しも此の如くならさるは勿論とす、本表の如きは唯一例に過きされとも亦以て四時に於ける風向の一斑を窺ふに足るものあるを疑はす。

冬季に於て北及北西風多く流行するは本邦のみに止らす、東亞一般に於ける狀況にして、これを冬季に於ける季節風となす、蓋し斯風を生するは本季西比利亞以東一帶に現出する高氣壓に原因し、而して本邦冬季の空氣乾燥にして寒威激烈なるは大陸に於ける寒冷なる空氣か流動し來るに由るものとす。

寒風吹きて數日に亘れは休息して或は南西風吹く、故に氣温急變して忽ち升

蓋し北方大陸に於ける低氣壓の顯出に基くものとす、而して此寒歇南風は規則正しく循環せり、故に三寒四温の俚言生る。

夏季に至れは蒙古及東部土耳其斯坦の砂漠及荒原は空氣疎薄となり著しく温度を增加す、故に空氣の流動は冬季と反對して海上より大陸に向ふ、夏季に大雨屢々降下するはこれが爲めなり。

暴風　强風屢々至るは春冬二季となす、然れとも其風向は北西又は西風にして速力强大なるもの多からす、夏秋の交は回數多からさるも、襲るあれは風力强大なるを常となす、然れとも猛烈太甚しきものは、其襲來甚た稀なりとす、但し冬季の暴風中心は主として渤海より來り、夏季のそれは主に日本九州を通過して來る、故に南部より玄海洋の航海最も注意を要す、左に三年間に於ける現象を表示すへし。

暴風日數月別表

觀測地名	年號	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
	明治卅八年（光武九年）	—	—	—	—	—	五	一	二	八	二	一四	七	—

	城津		元山		釜山		木浦	
	明治三十年（光武十年）	平均	明治三十年（光武十年）	平均	明治三十年（光武十年）	平均	明治三十年（光武十年）	平均
一月	七	七・八	二	一・〇	一七	一六・五	一	一二・五
二月	八	八・八	一	〇・五	一八	一五・五	一	一三・九
三月	一八	一八・八	〇	〇・五	一九	一六	一	一三・三
四月	一六	一六・一	一	一・〇	一三	一五・五	一	一三・九
五月	一六	一六・一	二	二・四	一三	一五・五	一	一三・九
六月	一六	一六・一	一	二・六	一一	一四・五	一	一三・九
七月	四五	一六・六	二	三・四	一一	一四・五	一	一三・九
八月	三五	一五・五	二	三・四	一〇	一四・五	一	一三・九
九月	一〇五	一二・五	一	二・六	九	一三・五	一	一三・九
十月	一一	一一・五	一	一・〇	一〇	一四・五	一	一三・九
十一月	一一	一一・五	一	一・〇	一一	一四・五	一	一三・九
十二月	一一	一一・五	一	一・〇	一一	一四・五	一	一三・九

	仁川				龍岩浦			
	明治七年	明治八年	明治九年	平均	明治七年	明治八年	明治九年	平均
一月	一	七	一七	一三	一	六	九	七・五
二月	一	三	一四	一三	一	七	一二	九・九
三月	一	一四	一九	一六・五	一	五	一四	九・五
四月	一	一二	一五	一三	一	四	一〇	八・三
五月	一	一一	一三	一二・五	一	三	一六	一〇・五
六月	一	一〇	一二	一一	一	二	一六	一〇・五
七月	一	九	一一	一〇	一	一	一三	八・三
八月	一	八	一〇	九・三	一	一	一二	七・五
九月	一	八	一〇	九・三	一	一	一〇	七・五
十月	一	八	一〇	九・三	一	一	一〇	七・五
十一月	一	八	一〇	九・三	一	一	一〇	七・五
十二月	一	八	一〇	九・三	一	一	一〇	七・五

備考　本表の暴風日數は、風の速力一秒時間に十米以上を觀測したる日を擧げたり。

風最大速度

地名	明治三十七年（光武八年）		同三十八年（光武十年）		同三十九年（光武十一年）	
	速度	方向	速度	方向	速度	方向
同上起日						

城津	—	—	—	三五、〇	北々東	九月三日	一月廿四日	三、三	南	五月七日	四月一日	二七、二	北	南々東	九月八日	四〇七	北	十一月二日	
元山	二、四	東北東	八月二十日	三一、〇	北東	九月三日	五月六日	二七、七	北西	十二月廿五日		南々西	五月六日	二七、七	北西	十二月廿五日			
釜山	四八、二	東	八月二十日	四〇、〇	南々西	五月六日													
木浦	四二四	南東	八月十八日	四二、三	南東	九月二日													
仁川	一九四	南	八月十日	二三、三	南々東	九月八日													
龍岩浦	二六、七	北々東	五月十二日	二七、二	北	一月廿四日													

茲に日本水路部刊行の水先圖を基礎とし、本邦近海に於ける毎月の風向、風力、海霧及同温線を圖示すれは左の如し。

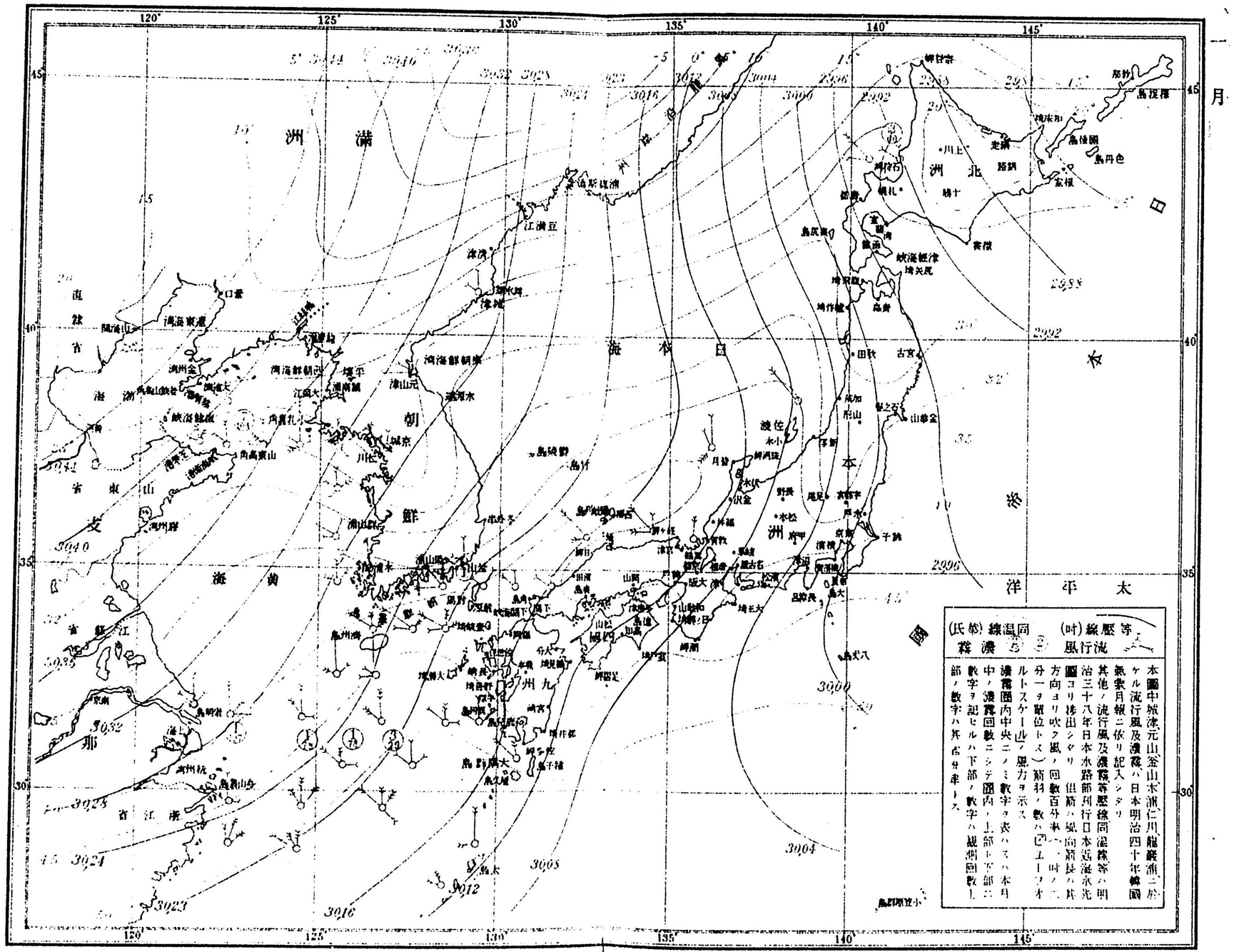
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
日本海
太平洋
朝鮮
支那
南海
東海
黄海
九州
本州
四国
北海道
樺太
千島
日本
等圧線(粍)
流行風(吋)
同温線(度)
濃霧(氏)
本圖中城津元山釜山木浦仁川龍巖浦ニ於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年帝國氣象月報ニ依リ記入シタリ
其他ノ流行風及濃霧等壓線同濃霧等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水光圖ヨリ摘出シタリ 但箭ハ風向箭長ハ其方向ヨリ吹ク風ノ回數百分率(一吋ノ二分一ヲ單位トス)箭羽ノ數ハ(ビューフオルトスケール)ノ風力ヲ示ス
濃霧圍内中央ニノミ數字ヲ表ハスハ本月中ノ濃霧回數ニシテ圍内ノ上部ト下部ニ數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ縱側回數ノ一部ノ數字ハ其右ヲ參照ノコト

一月

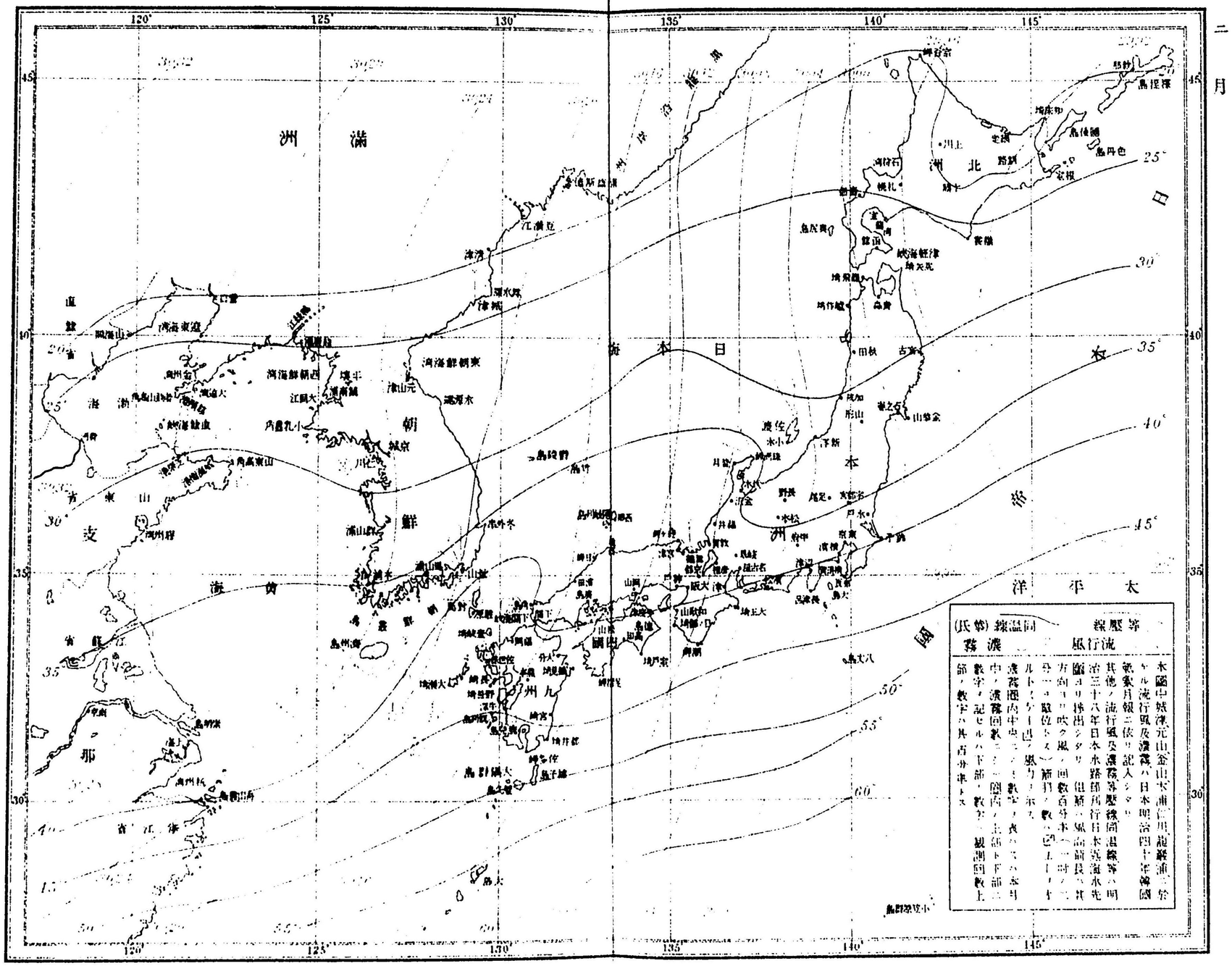

本圖中緯津元山釜山木浦仁川龍巖浦二等ヤル流行風及濃霧ハ日本明治四十年海國氣象月報ニ依リ記入シタリ

等壓線其他ノ流行風及濃霧等壓機關溫線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ摘出シタリ但矢ノ風向ヨリ吹ク風ノ回數百分率ニ對シ羽ノ數ハ四五ノ十ルトス（一羽ノ風力ニ當ル）

濃霧圖內中ニ記セル數字ハ其ノ地ノ濃霧日數ノ百分率ニシテ圖內ノ上部ニ數字ノ記セルハ下部ニ數字ハ其百分率トス

三月

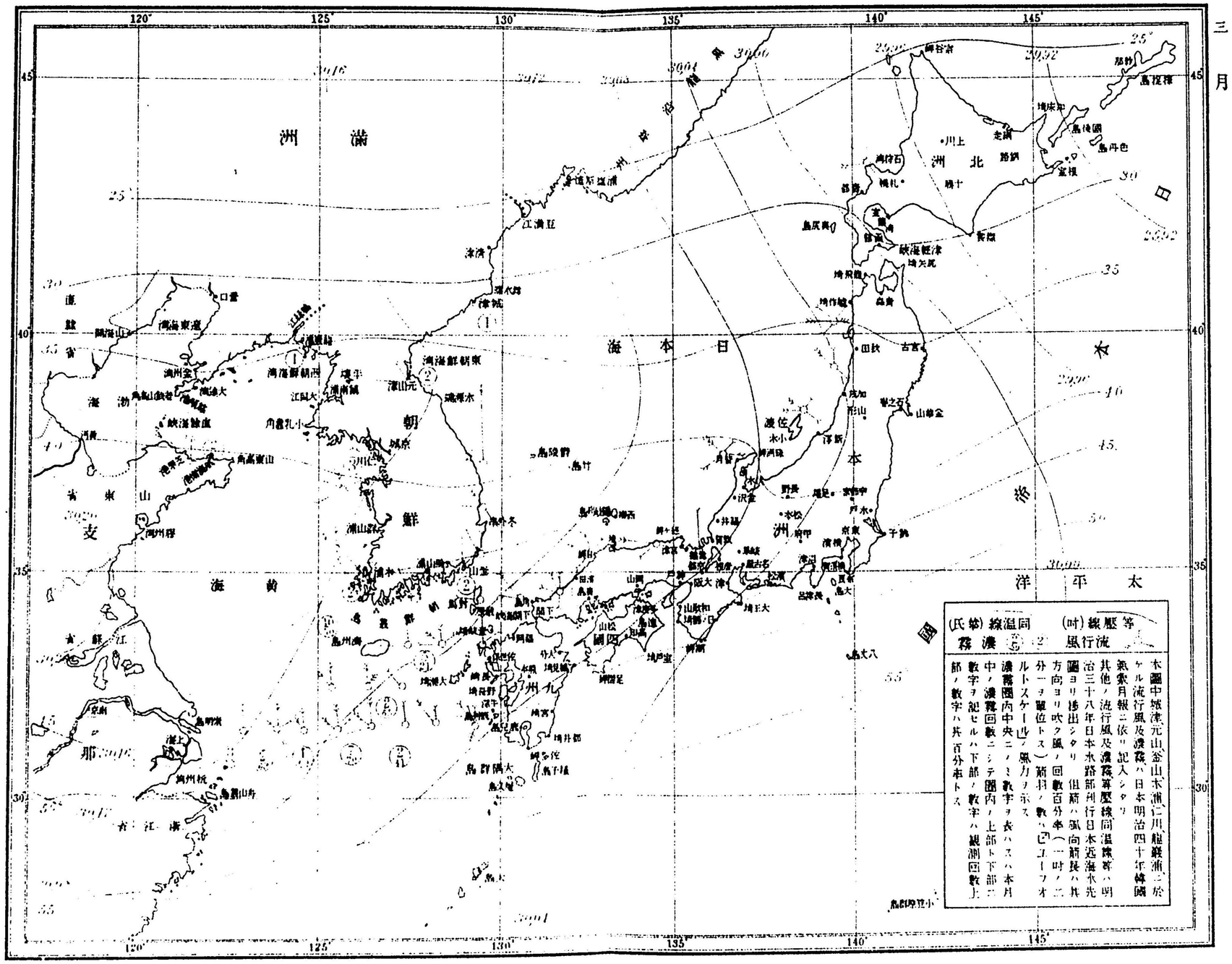
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45
40
35
30
25°
30
35
40
45
50
55
日本海
太平洋
朝鮮
支那
滿洲
日本
東京
大阪
名古屋
京都
横浜
神戸
長崎
鹿児島
函館
札幌
仙台
新潟
金沢
広島
福岡
釜山
仁川
元山
清津
羅津
大連
青島
上海
南京
漢口
重慶
香港
台湾
基隆
高雄
厦門
汕頭
福州
寧波
温州
天津
北京
煙台
旅順
鴨緑江
黄海
東シナ海
南シナ海
対馬海流
黒潮
親潮
リマン寒流
千島寒流
3016
3024
3032
3040
3048
3056
2992
3000
3008
2984
2976
2968
2960
2952
2944
2936
2928
2920
2912
2904
2896
2888
2880
2872
2864
2856
2848
2840
2832
2824
2816
2808
2800
2792
2784
2776
2768
2760
2752
2744
2736
2728
2720
2712
2704
2696
2688
2680
2672
2664
2656
2648
2640
2632
2624
2616
2608
2600
2592
2584
2576
2568
2560
2552
2544
2536
2528
2520
2512
2504
2496
2488
2480
2472
2464
2456
2448
2440
2432
2424
2416
2408
2400
2392
2384
2376
2368
2360
2352
2344
2336
2328
2320
2312
2304
2296
2288
2280
2272
2264
2256
2248
2240
2232
2224
2216
2208
2200
2192
2184
2176
2168
2160
2152
2144
2136
2128
2120
2112
2104
2096
2088
2080
2072
2064
2056
2048
2040
2032
2024
2016
2008
2000
1992
1984
1976
1968
1960
1952
1944
1936
1928
1920
1912
1904
1896
1888
1880
1872
1864
1856
1848
1840
1832
1824
1816
1808
1800
1792
1784
1776
1768
1760
1752
1744
1736
1728
1720
1712
1704
1696
1688
1680
1672
1664
1656
1648
1640
1632
1624
1616
1608
1600
1592
1584
1576
1568
1560
1552
1544
1536
1528
1520
1512
1504
1496
1488
1480
1472
1464
1456
1448
1440
1432
1424
1416
1408
1400
1392
1384
1376
1368
1360
1352
1344
1336
1328
1320
1312
1304
1296
1288
1280
1272
1264
1256
1248
1240
1232
1224
1216
1208
1200
1192
1184
1176
1168
1160
1152
1144
1136
1128
1120
1112
1104
1096
1088
1080
1072
1064
1056
1048
1040
1032
1024
1016
1008
1000
992
984
976
968
960
952
944
936
928
920
912
904
896
888
880
872
864
856
848
840
832
824
816
808
800
792
784
776
768
760
752
744
736
728
720
712
704
696
688
680
672
664
656
648
640
632
624
616
608
600
592
584
576
568
560
552
544
536
528
520
512
504
496
488
480
472
464
456
448
440
432
424
416
408
400
392
384
376
368
360
352
344
336
328
320
312
304
296
288
280
272
264
256
248
240
232
224
216
208
200
192
184
176
168
160
152
144
136
128
120
112
104
96
88
80
72
64
56
48
40
32
24
16
8
0
函館
札幌
旭川
帯広
釧路
根室
網走
稚内
室蘭
苫小牧
小樽
青森
秋田
盛岡
山形
仙台
福島
水戸
宇都宮
前橋
浦和
千葉
横浜
甲府
長野
静岡
名古屋
津
岐阜
富山
金沢
福井
大津
京都
大阪
神戸
和歌山
奈良
鳥取
松江
岡山
広島
山口
徳島
高松
松山
高知
福岡
佐賀
長崎
熊本
大分
宮崎
鹿児島
那覇
等圧線(粍)
等風速線(呎)
同温線(氏)
濃霧
本圖中城津元山釜山木浦仁川龍巖浦ニ於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國氣象月報ニ依リ記入シタリ
其他ノ流行風及濃霧等壓線同温線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ摘出シタリ　但箭ハ風向箭長ハ其方向ヨリ吹ク風ノ回數百分率(一吋ノ二分一ヲ單位トス)箭羽ノ數ハ「ボーフォルトスケール」ノ風力ヲ示ス
濃霧圈内中央ニノミ數字ヲ表ハスハ本月中ノ濃霧回數ニシテ圈内ノ上部ト下部ニ數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ觀測回數上部ノ數字ハ其百分率トス

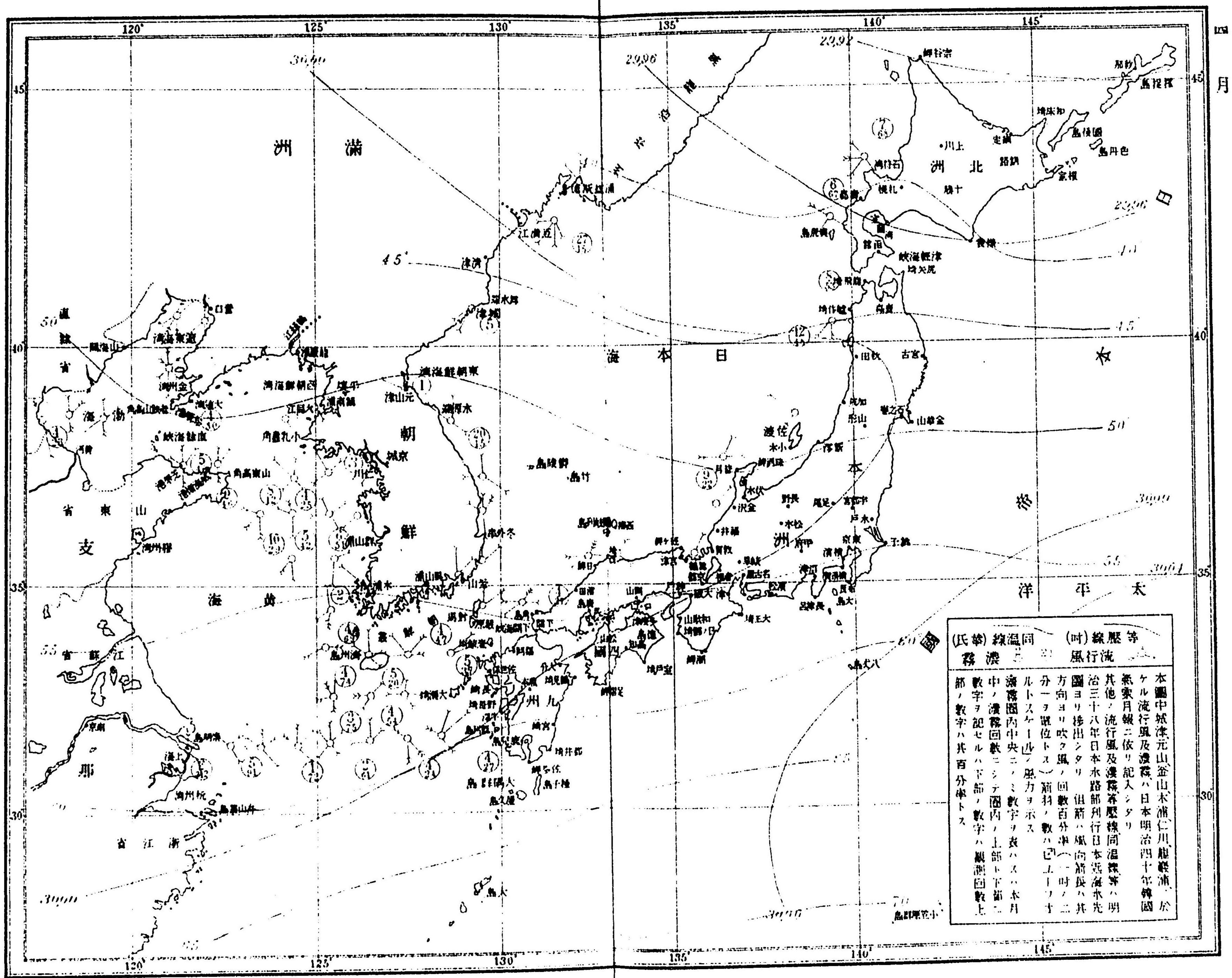

滿洲
朝鮮
日本海
黄海
支那
太平洋
等壓線(吋)
同温線(華氏)
流行風
濃霧
本圖中城津、元山、釜山、木浦、仁川、龍巖浦、於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國氣象月報ニ依リ記入シタリ
其他ノ流行風及濃霧、等壓線、同温線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ拔出シタリ　但箭ハ風向箭長ハ其方向ヨリ吹ク風ノ回數百分率（一時ノ二分一ヲ單位トス）箭羽ノ數ハ「ビユーフオルトスケール」ノ風力ヲ示ス
濃霧圈内中央ニノミ數字ヲ表ハスハ本月中ノ濃霧回數ニシテ圈内ノ上部ト下部ニ數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ觀測回數上部ノ數字ハ其百分率トス

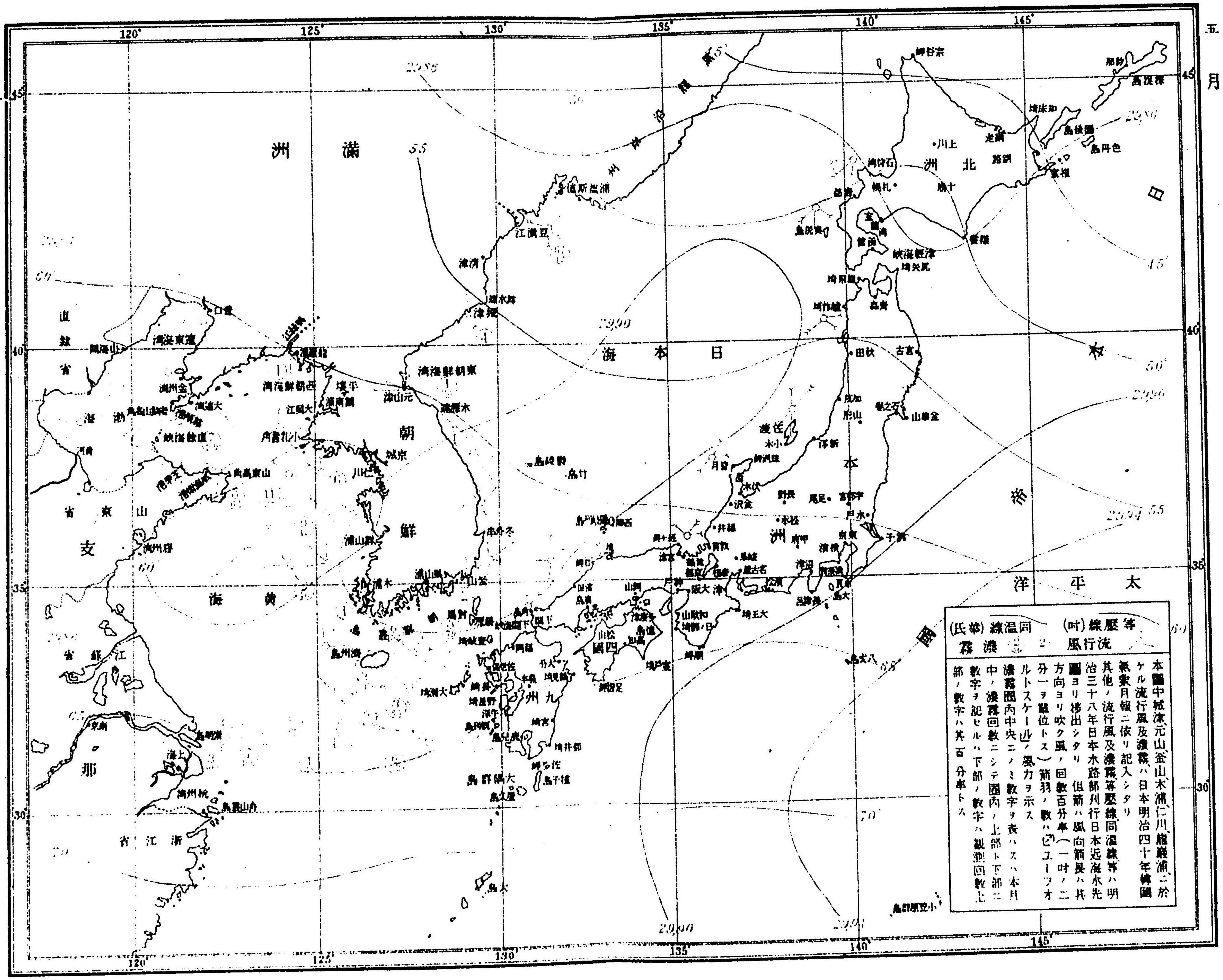

等壓線（吋）
同溫線（華氏）
流行風
濃霧
本圖中城津、元山、釜山、木浦、仁川、龍巖浦ニ於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國氣象月報ニ依リ記入シタリ
其他ノ流行風及濃霧等壓線同溫線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ抄出シタリ　但箭ハ風向箭長ハ其方向ヨリ吹ク風ノ回數百分率（一吋ノ二分一ヲ單位トス）箭羽ノ數ハ「ビユーフオルトスケール」ノ風力ヲ示ス
濃霧圈內中央ニノミ數字ヲ表ハスハ本月中ノ濃霧回數ニシテ圈內ノ上部ト下部ニ數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ觀測回數上部ノ數字ハ其百分率トス
滿洲
朝鮮
日本海
太平洋
黃海
支那
本州
九州
四國

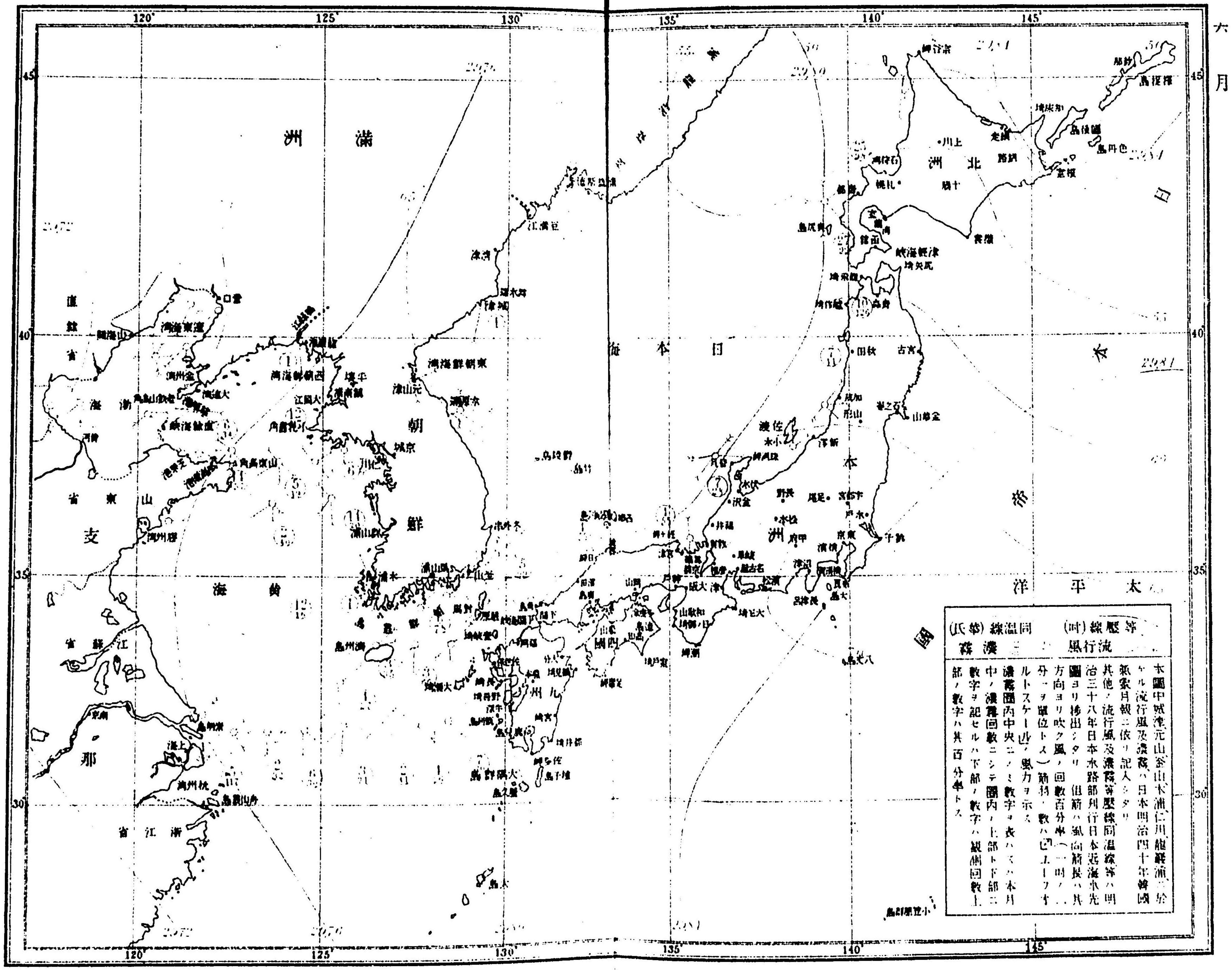
滿洲
支那
朝鮮
日本海
太平洋
等壓線（吋）　同溫線（華氏）
流行風　濃霧
本圖中城津、元山、釜山、木浦、仁川、龍巖浦ニ於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國氣象月報ニ依リ記入シタリ其他ノ流行風及濃霧等壓線同溫線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ拔出シタリ　但箭ハ風向箭長ハ其方向ヨリ吹ク風ノ回數百分率（一吋ノ十分一ヲ單位トス）箭羽ノ數ハビユーフオルトスケール（bf）ノ風力ヲ示ス濃霧圈內中央ニノミ數字ヲ表ハスハ本月中ノ濃霧回數ニシテ圈內ノ上部ト下部ニ數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ颶風回數上部ノ數字ハ其百分率トス

七月

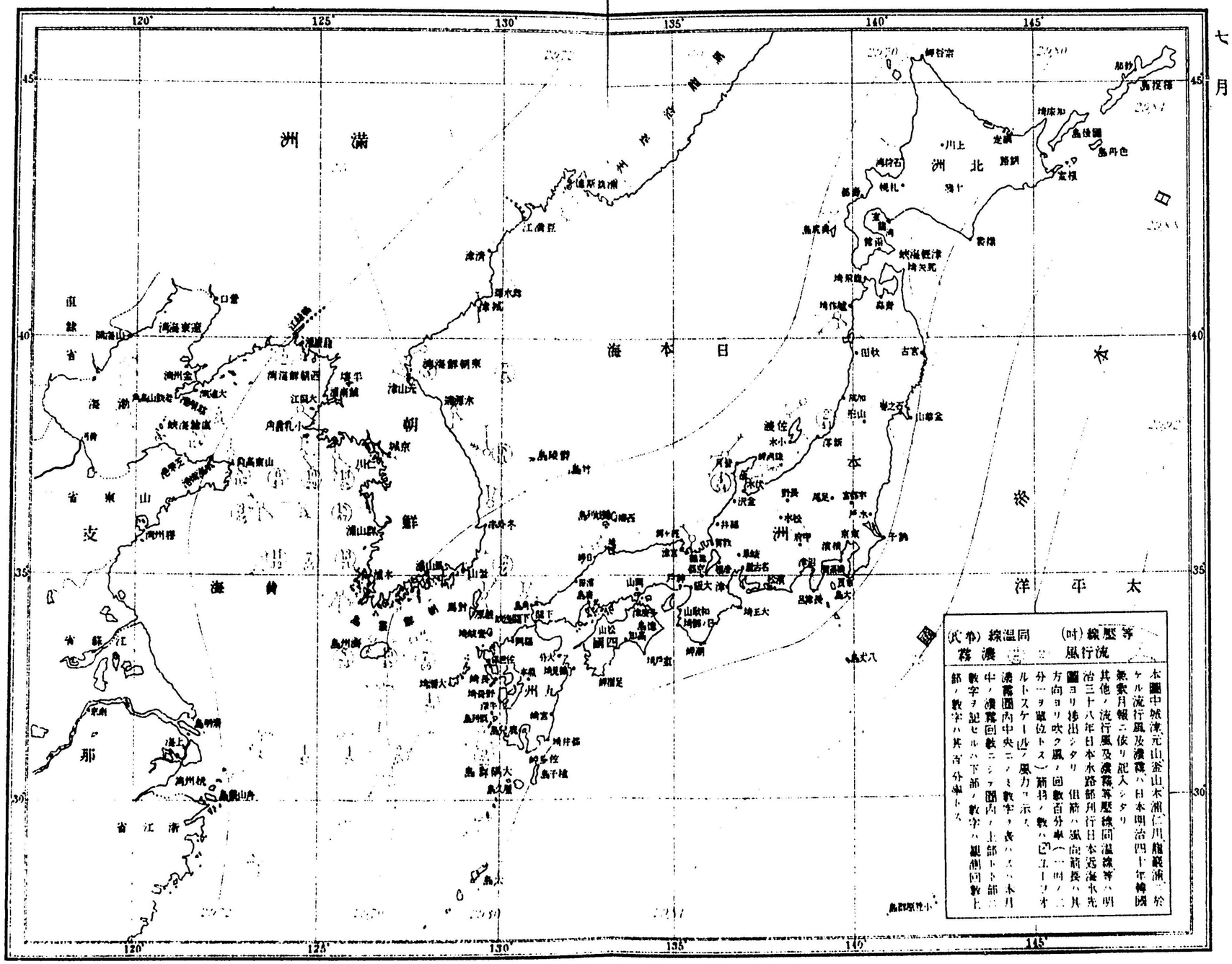

等圧線（叶）　同温線（弐）　濃霧（弗）　風行流

本圖中城津、元山、釜山、木浦、仁川、龍巖浦ニ於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國兼霧月報ニ依リ記入シタリ

其他ノ流行風及濃霧等壓線同温線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ抽出シタリ　但箭ハ風向箭長ハ其方向ヨリ吹ク風ノ回數百分率（一回ノ二分一ヲ單位トス）箭羽ノ數ハ「ビューフオルトスケール」ノ風力ヲ示ス

濃霧圖内中央ニミル數字ハ長ハス八月中ノ濃霧回數ニシテ圖内ノ上部ト下部ニ數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ緑側回數上部ノ數字ハ其百分率トス

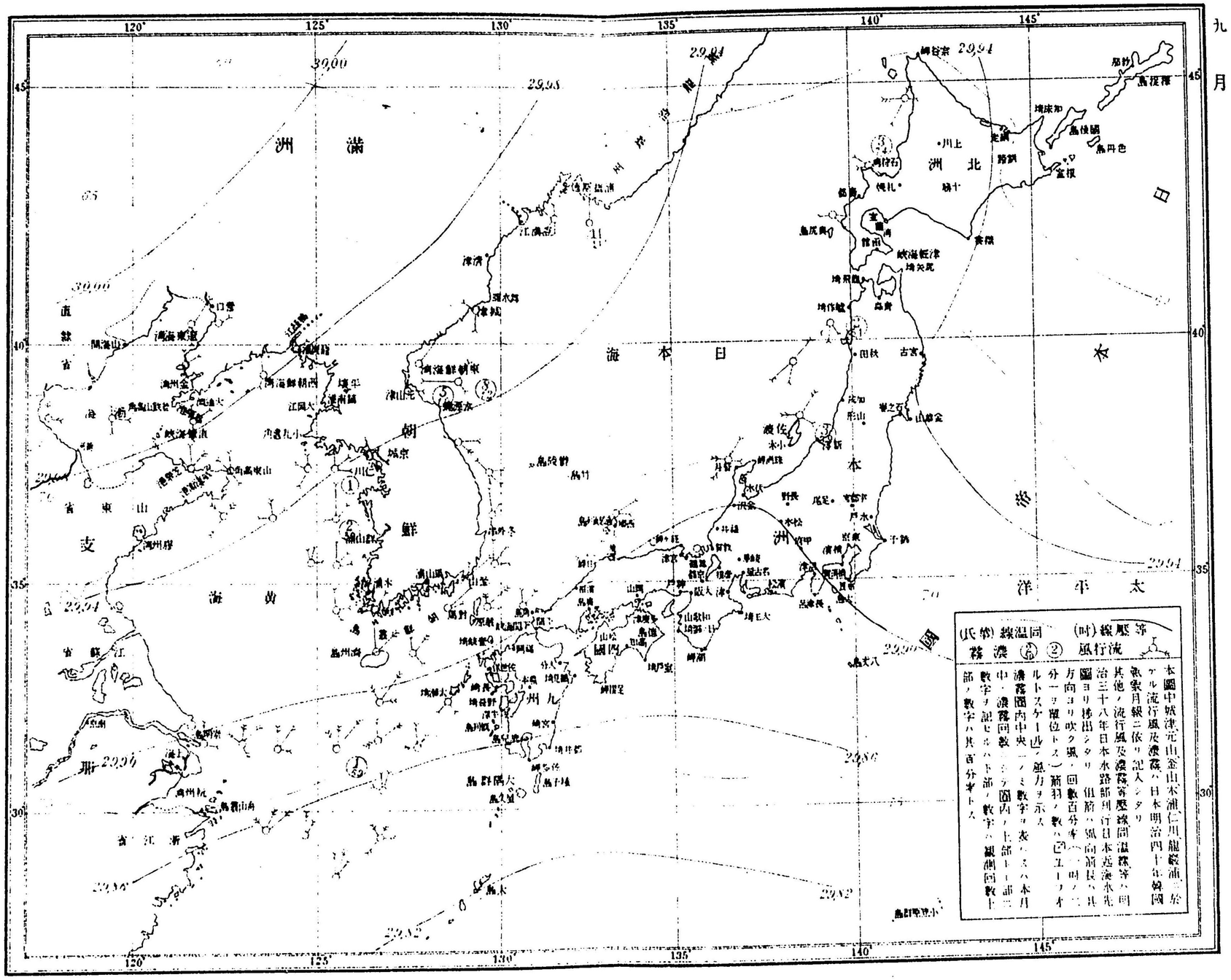
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
29.94
30.00
29.98
29.96
29.92
29.90
29.88
29.86
29.84
29.82
29.80
29.78
29.76
29.74
29.72
29.70
29.68
29.66
29.64
29.62
29.60
29.58
29.56
29.54
29.52
29.50
29.48
29.46
29.44
29.42
29.40
29.38
29.36
29.34
29.32
29.30
29.28
29.26
29.24
29.22
29.20
29.18
29.16
29.14
29.12
29.10
29.08
29.06
29.04
29.02
29.00
28.98
28.96
28.94
28.92
28.90
28.88
28.86
28.84
28.82
28.80
28.78
28.76
28.74
28.72
28.70
28.68
28.66
28.64
28.62
28.60
28.58
28.56
28.54
28.52
28.50
28.48
28.46
28.44
28.42
28.40
28.38
28.36
28.34
28.32
28.30
28.28
28.26
28.24
28.22
28.20
28.18
28.16
28.14
28.12
28.10
28.08
28.06
28.04
28.02
28.00
27.98
27.96
27.94
27.92
27.90
27.88
27.86
27.84
27.82
27.80
27.78
27.76
27.74
27.72
27.70
27.68
27.66
27.64
27.62
27.60
27.58
27.56
27.54
27.52
27.50
27.48
27.46
27.44
27.42
27.40
27.38
27.36
27.34
27.32
27.30
27.28
27.26
27.24
27.22
27.20
27.18
27.16
27.14
27.12
27.10
27.08
27.06
27.04
27.02
27.00
26.98
26.96
26.94
26.92
26.90
26.88
26.86
26.84
26.82
26.80
26.78
26.76
26.74
26.72
26.70
26.68
26.66
26.64
26.62
26.60
26.58
26.56
26.54
26.52
26.50
26.48
26.46
26.44
26.42
26.40
26.38
26.36
26.34
26.32
26.30
26.28
26.26
26.24
26.22
26.20
26.18
26.16
26.14
26.12
26.10
26.08
26.06
26.04
26.02
26.00
25.98
25.96
25.94
25.92
25.90
25.88
25.86
25.84
25.82
25.80
25.78
25.76
25.74
25.72
25.70
25.68
25.66
25.64
25.62
25.60
25.58
25.56
25.54
25.52
25.50
25.48
25.46
25.44
25.42
25.40
25.38
25.36
25.34
25.32
25.30
25.28
25.26
25.24
25.22
25.20
25.18
25.16
25.14
25.12
25.10
25.08
25.06
25.04
25.02
25.00
24.98
24.96
24.94
24.92
24.90
24.88
24.86
24.84
24.82
24.80
24.78
24.76
24.74
24.72
24.70
24.68
24.66
24.64
24.62
24.60
24.58
24.56
24.54
24.52
24.50
24.48
24.46
24.44
24.42
24.40
24.38
24.36
24.34
24.32
24.30
24.28
24.26
24.24
24.22
24.20
24.18
24.16
24.14
24.12
24.10
24.08
24.06
24.04
24.02
24.00
23.98
23.96
23.94
23.92
23.90
23.88
23.86
23.84
23.82
23.80
23.78
23.76
23.74
23.72
23.70
23.68
23.66
23.64
23.62
23.60
23.58
23.56
23.54
23.52
23.50
23.48
23.46
23.44
23.42
23.40
23.38
23.36
23.34
23.32
23.30
23.28
23.26
23.24
23.22
23.20
23.18
23.16
23.14
23.12
23.10
23.08
23.06
23.04
23.02
23.00
22.98
22.96
22.94
22.92
22.90
22.88
22.86
22.84
22.82
22.80
22.78
22.76
22.74
22.72
22.70
22.68
22.66
22.64
22.62
22.60
22.58
22.56
22.54
22.52
22.50
22.48
22.46
22.44
22.42
22.40
22.38
22.36
22.34
22.32
22.30
22.28
22.26
22.24
22.22
22.20
22.18
22.16
22.14
22.12
22.10
22.08
22.06
22.04
22.02
22.00
21.98
21.96
21.94
21.92
21.90
21.88
21.86
21.84
21.82
21.80
21.78
21.76
21.74
21.72
21.70
21.68
21.66
21.64
21.62
21.60
21.58
21.56
21.54
21.52
21.50
21.48
21.46
21.44
21.42
21.40
21.38
21.36
21.34
21.32
21.30
21.28
21.26
21.24
21.22
21.20
21.18
21.16
21.14
21.12
21.10
21.08
21.06
21.04
21.02
21.00
20.98
20.96
20.94
20.92
20.90
20.88
20.86
20.84
20.82
20.80
20.78
20.76
20.74
20.72
20.70
20.68
20.66
20.64
20.62
20.60
20.58
20.56
20.54
20.52
20.50
20.48
20.46
20.44
20.42
20.40
20.38
20.36
20.34
20.32
20.30
20.28
20.26
20.24
20.22
20.20
20.18
20.16
20.14
20.12
20.10
20.08
20.06
20.04
20.02
20.00
19.98
19.96
19.94
19.92
19.90
19.88
19.86
19.84
19.82
19.80
19.78
19.76
19.74
19.72
19.70
19.68
19.66
19.64
19.62
19.60
19.58
19.56
19.54
19.52
19.50
19.48
19.46
19.44
19.42
19.40
19.38
19.36
19.34
19.32
19.30
19.28
19.26
19.24
19.22
19.20
19.18
19.16
19.14
19.12
19.10
19.08
19.06
19.04
19.02
19.00
18.98
18.96
18.94
18.92
18.90
18.88
18.86
18.84
18.82
18.80
18.78
18.76
18.74
18.72
18.70
18.68
18.66
18.64
18.62
18.60
18.58
18.56
18.54
18.52
18.50
18.48
18.46
18.44
18.42
18.40
18.38
18.36
18.34
18.32
18.30
18.28
18.26
18.24
18.22
18.20
18.18
18.16
18.14
18.12
18.10
18.08
18.06
18.04
18.02
18.00
17.98
17.96
17.94
17.92
17.90
17.88
17.86
17.84
17.82
17.80
17.78
17.76
17.74
17.72
17.70
17.68
17.66
17.64
17.62
17.60
17.58
17.56
17.54
17.52
17.50
17.48
17.46
17.44
17.42
17.40
17.38
17.36
17.34
17.32
17.30
17.28
17.26
17.24
17.22
17.20
17.18
17.16
17.14
17.12
17.10
17.08
17.06
17.04
17.02
17.00
16.98
16.96
16.94
16.92
16.90
16.88
16.86
16.84
16.82
16.80
16.78
16.76
16.74
16.72
16.70
16.68
16.66
16.64
16.62
16.60
16.58
16.56
16.54
16.52
16.50
16.48
16.46
16.44
16.42
16.40
16.38
16.36
16.34
16.32
16.30
16.28
16.26
16.24
16.22
16.20
16.18
16.16
16.14
16.12
16.10
16.08
16.06
16.04
16.02
16.00
15.98
15.96
15.94
15.92
15.90
15.88
15.86
15.84
15.82
15.80
15.78
15.76
15.74
15.72
15.70
15.68
15.66
15.64
15.62
15.60
15.58
15.56
15.54
15.52
15.50
15.48
15.46
15.44
15.42
15.40
15.38
15.36
15.34
15.32
15.30
15.28
15.26
15.24
15.22
15.20
15.18
15.16
15.14
15.12
15.10
15.08
15.06
15.04
15.02
15.00
14.98
14.96
14.94
14.92
14.90
14.88
14.86
14.84
14.82
14.80
14.78
14.76
14.74
14.72
14.70
14.68
14.66
14.64
14.62
14.60
14.58
14.56
14.54
14.52
14.50
14.48
14.46
14.44
14.42
14.40
14.38
14.36
14.34
14.32
14.30
14.28
14.26
14.24
14.22
14.20
14.18
14.16
14.14
14.12
14.10
14.08
14.06
14.04
14.02
14.00
13.98
13.96
13.94
13.92
13.90
13.88
13.86
13.84
13.82
13.80
13.78
13.76
13.74
13.72
13.70
13.68
13.66
13.64
13.62
13.60
13.58
13.56
13.54
13.52
13.50
13.48
13.46
13.44
13.42
13.40
13.38
13.36
13.34
13.32
13.30
13.28
13.26
13.24
13.22
13.20
13.18
13.16
13.14
13.12
13.10
13.08
13.06
13.04
13.02
13.00
12.98
12.96
12.94
12.92
12.90
12.88
12.86
12.84
12.82
12.80
12.78
12.76
12.74
12.72
12.70
12.68
12.66
12.64
12.62
12.60
12.58
12.56
12.54
12.52
12.50
12.48
12.46
12.44
12.42
12.40
12.38
12.36
12.34
12.32
12.30
12.28
12.26
12.24
12.22
12.20
12.18
12.16
12.14
12.12
12.10
12.08
12.06
12.04
12.02
12.00
11.98
11.96
11.94
11.92
11.90
11.88
11.86
11.84
11.82
11.80
11.78
11.76
11.74
11.72
11.70
11.68
11.66
11.64
11.62
11.60
11.58
11.56
11.54
11.52
11.50
11.48
11.46
11.44
11.42
11.40
11.38
11.36
11.34
11.32
11.30
11.28
11.26
11.24
11.22
11.20
11.18
11.16
11.14
11.12
11.10
11.08
11.06
11.04
11.02
11.00
10.98
10.96
10.94
10.92
10.90
10.88
10.86
10.84
10.82
10.80
10.78
10.76
10.74
10.72
10.70
10.68
10.66
10.64
10.62
10.60
10.58
10.56
10.54
10.52
10.50
10.48
10.46
10.44
10.42
10.40
10.38
10.36
10.34
10.32
10.30
10.28
10.26
10.24
10.22
10.20
10.18
10.16
10.14
10.12
10.10
10.08
10.06
10.04
10.02
10.00
9.98
9.96
9.94
9.92
9.90
9.88
9.86
9.84
9.82
9.80
9.78
9.76
9.74
9.72
9.70
9.68
9.66
9.64
9.62
9.60
9.58
9.56
9.54
9.52
9.50
9.48
9.46
9.44
9.42
9.40
9.38
9.36
9.34
9.32
9.30
9.28
9.26
9.24
9.22
9.20
9.18
9.16
9.14
9.12
9.10
9.08
9.06
9.04
9.02
9.00
8.98
8.96
8.94
8.92
8.90
8.88
8.86
8.84
8.82
8.80
8.78
8.76
8.74
8.72
8.70
8.68
8.66
8.64
8.62
8.60
8.58
8.56
8.54
8.52
8.50
8.48
8.46
8.44
8.42
8.40
8.38
8.36
8.34
8.32
8.30
8.28
8.26
8.24
8.22
8.20
8.18
8.16
8.14
8.12
8.10
8.08
8.06
8.04
8.02
8.00
7.98
7.96
7.94
7.92
7.90
7.88
7.86
7.84
7.82
7.80
7.78
7.76
7.74
7.72
7.70
7.68
7.66
7.64
7.62
7.60
7.58
7.56
7.54
7.52
7.50
7.48
7.46
7.44
7.42
7.40
7.38
7.36
7.34
7.32
7.30
7.28
7.26
7.24
7.22
7.20
7.18
7.16
7.14
7.12
7.10
7.08
7.06
7.04
7.02
7.00
6.98
6.96
6.94
6.92
6.90
6.88
6.86
6.84
6.82
6.80
6.78
6.76
6.74
6.72
6.70
6.68
6.66
6.64
6.62
6.60
6.58
6.56
6.54
6.52
6.50
6.48
6.46
6.44
6.42
6.40
6.38
6.36
6.34
6.32
6.30
6.28
6.26
6.24
6.22
6.20
6.18
6.16
6.14
6.12
6.10
6.08
6.06
6.04
6.02
6.00
5.98
5.96
5.94
5.92
5.90
5.88
5.86
5.84
5.82
5.80
5.78
5.76
5.74
5.72
5.70
5.68
5.66
5.64
5.62
5.60
5.58
5.56
5.54
5.52
5.50
5.48
5.46
5.44
5.42
5.40
5.38
5.36
5.34
5.32
5.30
5.28
5.26
5.24
5.22
5.20
5.18
5.16
5.14
5.12
5.10
5.08
5.06
5.04
5.02
5.00
4.98
4.96
4.94
4.92
4.90
4.88
4.86
4.84
4.82
4.80
4.78
4.76
4.74
4.72
4.70
4.68
4.66
4.64
4.62
4.60
4.58
4.56
4.54
4.52
4.50
4.48
4.46
4.44
4.42
4.40
4.38
4.36
4.34
4.32
4.30
4.28
4.26
4.24
4.22
4.20
4.18
4.16
4.14
4.12
4.10
4.08
4.06
4.04
4.02
4.00
3.98
3.96
3.94
3.92
3.90
3.88
3.86
3.84
3.82
3.80
3.78
3.76
3.74
3.72
3.70
3.68
3.66
3.64
3.62
3.60
3.58
3.56
3.54
3.52
3.50
3.48
3.46
3.44
3.42
3.40
3.38
3.36
3.34
3.32
3.30
3.28
3.26
3.24
3.22
3.20
3.18
3.16
3.14
3.12
3.10
3.08
3.06
3.04
3.02
3.00
2.98
2.96
2.94
2.92
2.90
2.88
2.86
2.84
2.82
2.80
2.78
2.76
2.74
2.72
2.70
2.68
2.66
2.64
2.62
2.60
2.58
2.56
2.54
2.52
2.50
2.48
2.46
2.44
2.42
2.40
2.38
2.36
2.34
2.32
2.30
2.28
2.26
2.24
2.22
2.20
2.18
2.16
2.14
2.12
2.10
2.08
2.06
2.04
2.02
2.00
1.98
1.96
1.94
1.92
1.90
1.88
1.86
1.84
1.82
1.80
1.78
1.76
1.74
1.72
1.70
1.68
1.66
1.64
1.62
1.60
1.58
1.56
1.54
1.52
1.50
1.48
1.46
1.44
1.42
1.40
1.38
1.36
1.34
1.32
1.30
1.28
1.26
1.24
1.22
1.20
1.18
1.16
1.14
1.12
1.10
1.08
1.06
1.04
1.02
1.00
0.98
0.96
0.94
0.92
0.90
0.88
0.86
0.84
0.82
0.80
0.78
0.76
0.74
0.72
0.70
0.68
0.66
0.64
0.62
0.60
0.58
0.56
0.54
0.52
0.50
0.48
0.46
0.44
0.42
0.40
0.38
0.36
0.34
0.32
0.30
0.28
0.26
0.24
0.22
0.20
0.18
0.16
0.14
0.12
0.10
0.08
0.06
0.04
0.02
0.00
-0.02
-0.04
-0.06
-0.08
-0.10
-0.12
-0.14
-0.16
-0.18
-0.20
-0.22
-0.24
-0.26
-0.28
-0.30
-0.32
-0.34
-0.36
-0.38
-0.40
-0.42
-0.44
-0.46
-0.48
-0.50
-0.52
-0.54
-0.56
-0.58
-0.60
-0.62
-0.64
-0.66
-0.68
-0.70
-0.72
-0.74
-0.76
-0.78
-0.80

十月

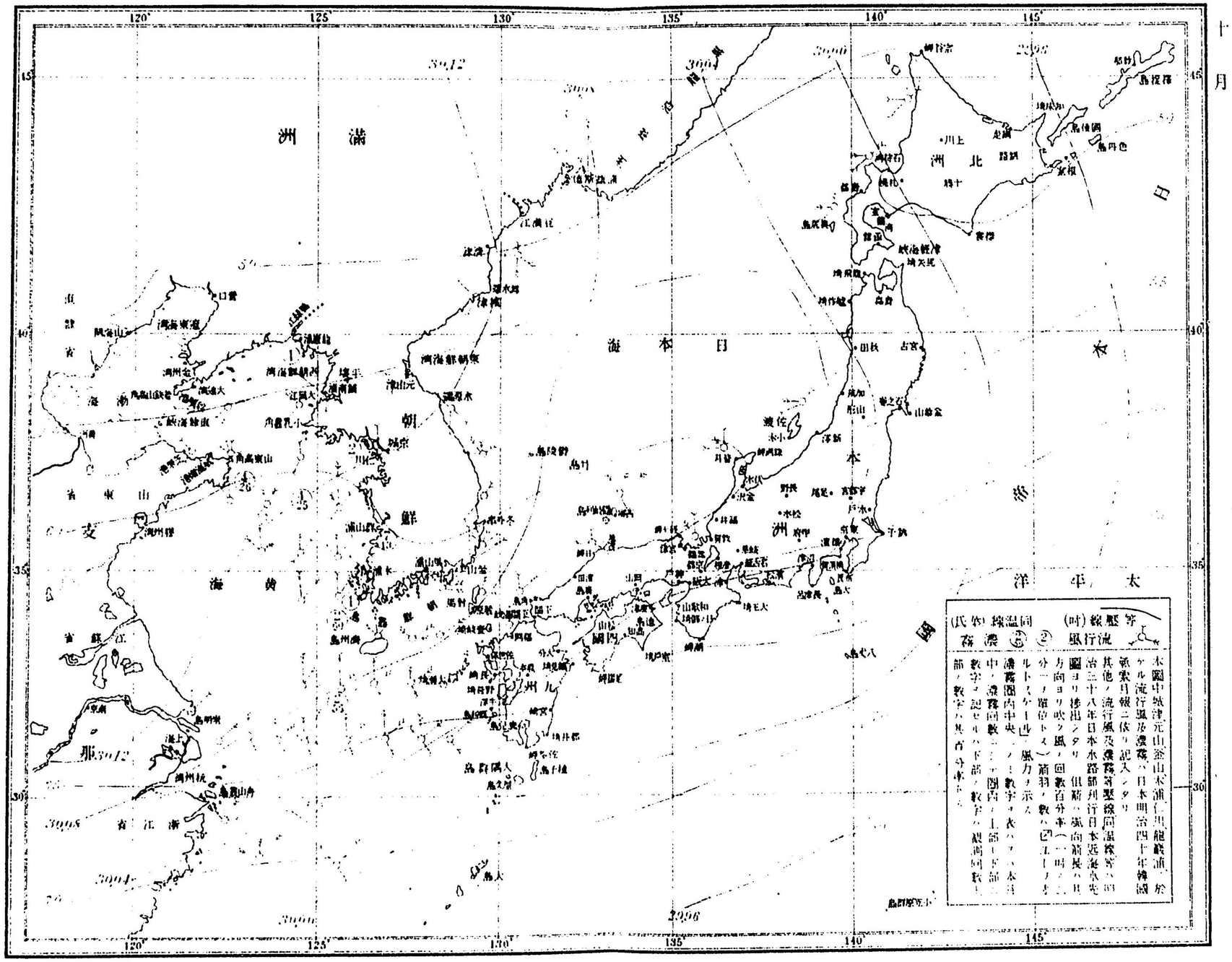

等壓線（時）
流行風
同温線（℃）
濃霧
（氏）

本圖中城津元山釜山木浦仁川龍巖浦ニ於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國觀象月報ニ依リ記入シタリ

其他ノ流行風及濃霧等壓線同温線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ摘出シタリ　但箭ノ風向ハ風向ヨリ吹ク風ノ回數百分率（一時ノ分ノ一單位トス）箭羽ノ數ハ「ビューフォルト」風力ヲ示ス

濃霧圖内中央ノ數字ハ表ハハ本日中ノ濃霧回數ニシテ圖内上部ノ數字ハ記セルト下部ノ數字ハ觀測回數トノ百分率トス

十一月

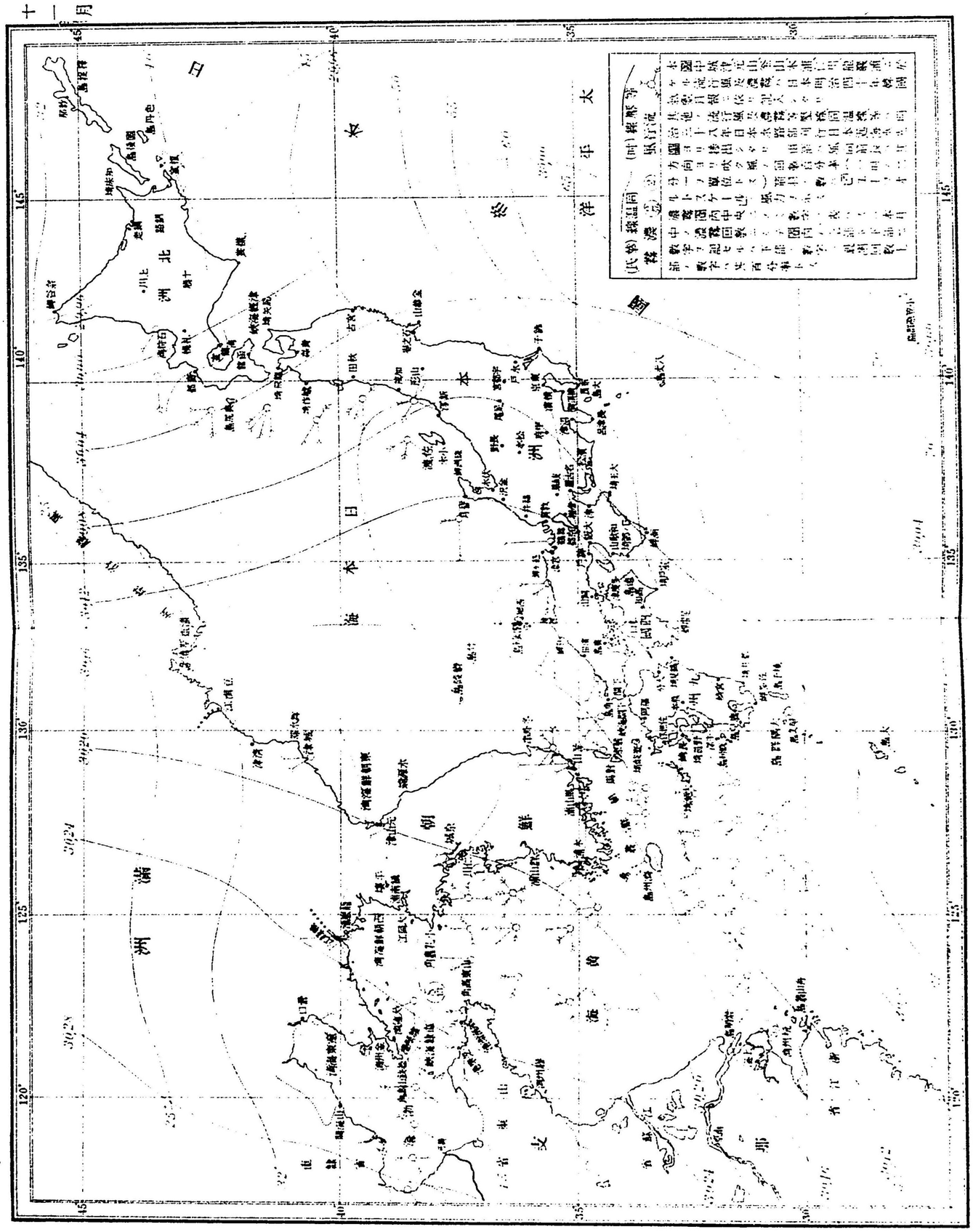
日本海
太平洋
本州
北海道
朝鮮
滿洲
支那
(其他)線路同(向)線路等
線路ノ中ニ線ノ方向ニ一向ニ又ハ他ノ線路ニ向ヒ又ハ他ノ線路ヨリ向ヒ又ハ他ノ線路ヨリ向ヒ

十二月

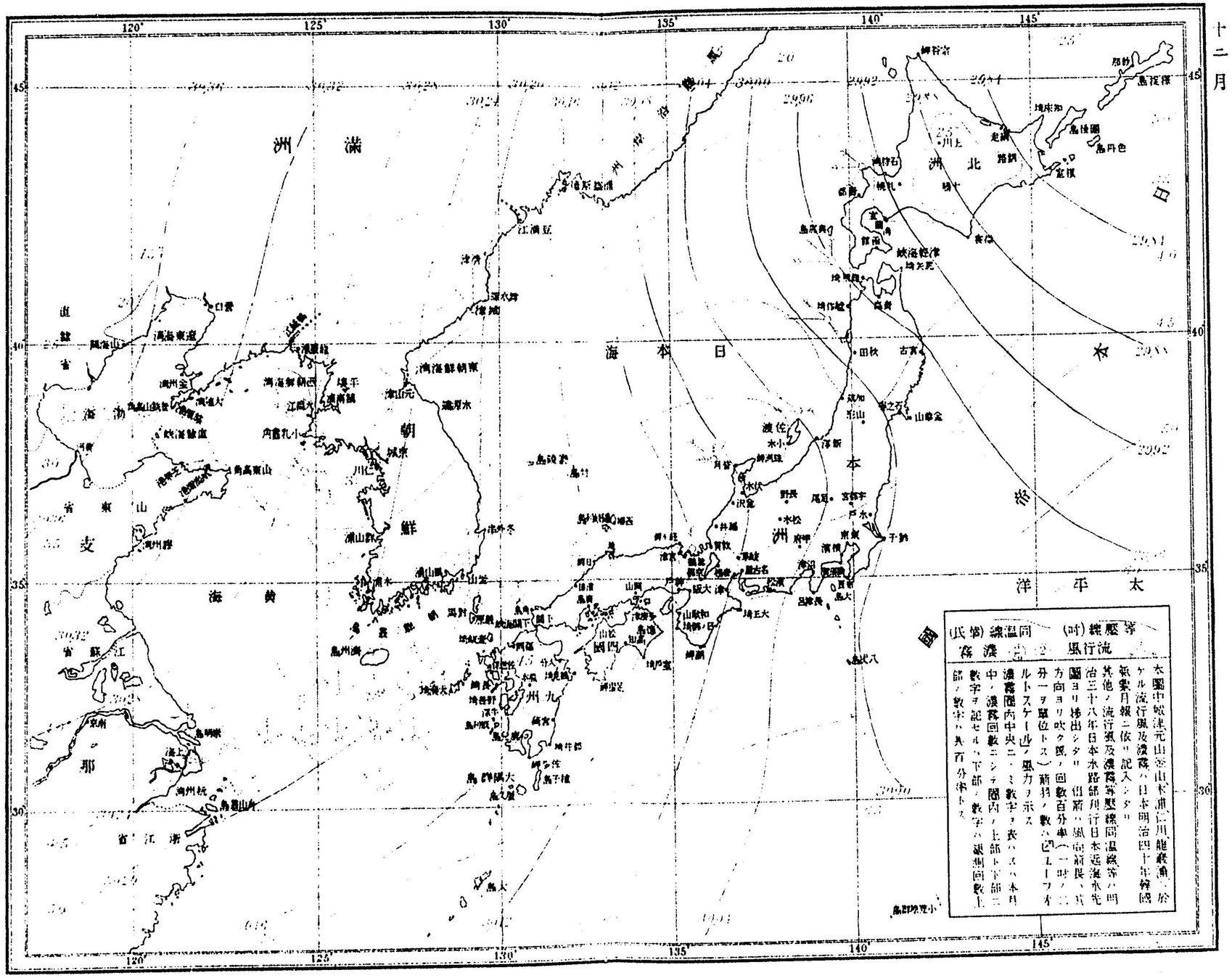

本圖中城津元山釜山木浦仁川龍巖浦ニ於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年韓國觀象月報ニ依リ記入シタリ

其他ノ流行風及濃霧等壓線同温線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ摘出シタリ

但箭ハ風向箭長ハ其方向ヨリ吹ク風ノ回數百分率(一時ノ二分一ヲ單位トス)箭羽ノ數ハビューフォルトスケール(風力ヲ示ス)

濃霧圍内中央ニ一ノ數字ヲ表ハスハ本月中ノ濃霧回數ニシテ圍内ノ上部ト下部ニ數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ最初回數上部ノ數字ハ其百分率トス

第九章　海流

本邦の沿海を流るる海流に二種あり、一は暖流則ち黒潮にして他は寒流則ち親流と爲す、其流域速度に關しては未た精覈せられたるものあらずと雖も之れを大觀すれば概ね左の如きものあり。

暖流は之れを對馬海流と稱し、其本流は赤道海流の北走するものにして日本臺灣の東に沿ひ、同冲繩群島の北方に分岐し、本流は表日本沿海を駛行し其分流は九州の西方を流れ朝鮮海峽を通し江原道の沿岸に沿ひ、東朝鮮灣を過きて稍々東偏し北海道の西方を流過して再ひ分れ、本流は樺太の西方を流れて阿哥科海に達し、支流は宗谷海峽を通し千島を經て消滅す、但し本海流の本邦南海に到達するや濟州島の西方に於て更に一小分流を出し、黄海に進入して本邦西岸に近く流れ物海に達するものあるが如し。

流寒は之れを樺太派又は來滿派と稱し、阿哥科海の北西に接して沿岸に近く流れ樺太島の北角に衝突して二派に岐れ、其大部分は韃靼海峽を通過して日本海

に入り、其北西を大陸に近く流れ、咸鏡北道の沿岸より東、南の、方向を、取りて、朝、陵、島の、東方を、流下し、慶尚道の南端に於て姑く其跡を斂め、(海底を流るるならん)再び現はれて西南端の沖合を流過し黄海に入りて大陸の岸を洗ふ。

二流勢力の消長　は春季四月に至れば、暖流漸く幅員を増し盛夏に於て最も膨大し、十月に至りて縮小を初め寒流これに代りて漸く膨脹し、厳寒の交に於て極度に達す、而して其速力は暖流急にして寒流緩なるが如し、二流の状況此の如くにもせよ、海流に影響する大なるもの多きが故に本邦氣候の寒暑其に酷烈なる幾多の原因存するも唯其大要を知るに過ぎされとも本邦氣候の寒暑其に酷烈なる幾多の原因存するに寒暖両流に回游するものを交へ、其の種類饒多に、且つ豊富なるは實に海流の賜と云はさるを得さるなり。

第十章　潮汐

本邦沿岸に於ける潮汐干満の差は東沿岸に於て尠小なるも、南沿岸より西沿岸に移りて漸次増加し、江華灣(京畿灣)に於て殊に著しく仁川港の如き其差二十尺より三十尺に及び、退潮時には一目泥土を見て水を見さるの有様なり、但し此地方を以て本邦沿岸中潮汐干満の差最大なる所と爲す、而して東沿岸に於ける干満の差少なきは日本海の水尋本邦沿海中最も深き其一因を爲すへしと雖も、而も同海の南北両端狭窄にして大なる内海を構成せるは蓋し之れか主因たらすんはあらす之れに反して黄海に面する沿岸の差激甚なるは同海の水尋殊に淺く且つ直接外洋の影響を受くる多きに基因す、左に日本水路部の調査に基つき各地に於ける現象を表示すへし。

東海(日本海)

地名	朔望高潮時	大潮昇	小潮昇
咸鏡道			
造山灣浦港錨地		三呎乃至四呎	
新浦		約二呎	
松田灣		約一呎	
元山津	一時四十六分	一呎二分ノ一	一呎四分ノ一

江原道

竹邊灣	三時十三分	一呎	二分ノ一呎

慶尙道

丑山浦	三時二十九分	四分ノ三呎	二分ノ一呎
迎日灣	四時十五分	四分ノ三呎	二分ノ一呎
蔚山灣	七時三十八分	二呎四分ノ三	一呎二分ノ一

南海（朝鮮海峽）

慶尙道

釜山港	八時十七分	四呎四分ノ一	三呎
鎭海灣	八時廿三分	七呎四分ノ一	四呎四分ノ三
知世浦	八時四十分	六呎二分ノ一	四呎二分ノ一
統營	八時五十六分	七呎四分ノ一	五呎
竹林浦	九時〇八分	九呎	六呎二分ノ一
蛇梁島	九時〇九分	十呎	六呎二分ノ一

全羅道

麗水近海	九時	十二呎	七呎四分ノ三
汝自灣	九時二十八分	十三呎四分ノ一	八呎二分ノ一
泗洋島	九時十三分	十二呎四分ノ三	八呎四分ノ一

巨文島

ハミルトン港	九時十五分	十呎二分ノ一	七呎
居金島	九時四十四分	十三呎四分ノ三	八呎四分ノ三
長直路	九時五十七分	十一呎二分ノ一	七呎三分ノ一
馬島海	十時	十四呎四分ノ一	九呎
五馬路島	十時五十三分	十二呎四分ノ一	八呎
所安島	十時三十三分	十呎四分ノ三	六呎四分ノ三
濟州島飛揚島錨地	十一時四十四分	十一呎四分ノ一	六呎二分ノ一

西海（黃海）

全羅道

珍島	零時二十九分	九呎四分ノ一	十三呎二分ノ一
八口浦	零時三十九分	四呎	十呎四分ノ三
大黒山群島	一時三十分	十呎	十四呎二分ノ一
木浦	二時〇六分	十一呎四分ノ一	十六呎四分ノ一
慈思灘	一時三十二分	十四呎二分ノ一	二十呎四分ノ三
咸平灣	二時十八分	十二呎	十八呎二分ノ一
鞍馬島錨地	二時二十分	十三呎二分ノ一	二十呎
古群山群島	二時五十六分	十五呎二分ノ一	二十二呎
郡山港	三時五十七分	十七呎二分ノ一	二十五呎四分ノ一
群山浦竹島	三時五十七分	十六呎	二十三呎四分ノ一
忠清道			
於青島錨地	三時〇三分	十三呎二分ノ一	十九呎四分ノ三
外烟島錨地	三時二十七分	十三呎四分ノ一	二十呎
沙長浦口	三時四十七分	十七呎	二十四呎四分ノ三

牙山錨地	四時三十分	二十八呎	—
京畿道			
馬山錨地	四時五十一分	二十二呎	三十呎
德積島	四時三十九分	十八呎四分ノ三	二十七呎二分ノ一
濟物浦(仁川)	五時〇三分	二十一呎二分ノ一	三十一呎四分ノ一
注文島	五時十四分	二十呎	二十八呎四分ノ三
黃海道			
巡威島	五時二十五分	二呎四分ノ一	十八呎四分ノ一
大青島	五時五十三分	八呎四分ノ三	十三呎
席島錨地	八時〇七分	十二呎二分ノ一	十八呎
漁隱洞錨十	八時四十三分	十三呎四分ノ一	十九呎四分ノ一
鐵島錨地	九時二十三分	十五呎二分ノ一	二十一呎四分ノ三
平安道			
多獜島錨地	九時二十三分	十六呎四分ノ一	二十三呎

沿岸に於ける潮汐の概況此の如しと雖も場所に依りては季節を異にすると共に不同あるを免かれず、迺ち大同江より鴨綠江の沿岸の如きは其最も甚しきものにして春秋兩平分時を除き大陰、大陽孰れにても其赤緯大なるに從ひて潮昇甚だ不規則なり、夏季にありては常に午前潮は午後潮より高く、五月に在りては前後兩潮に五呎四分ノ三の差を示し、又五月と九月の午後潮のみを比較すれば九月の潮昇大にして其差八呎に近く、現に根島に在りては大潮昇に於て五月は十五呎に過ぎざるも九月は廿二呎半に達せるなり、小潮昇は五月は十四呎、九月ほ十六呎小潮差は五月は十三呎、九月は九呎四分一なるを驗すといふ。

第十一章　水　温

本邦沿海の水温に就ては日本中央氣象臺歐文報告第一號掲載仁川觀測所長和田雄治氏の論文中に詳かなり、其要點を譯出せは左の如し

朝鮮東海

東經 北緯	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
四度乃至四二、四二度乃至四〇、	八、九	度	八、一	度	六、九	度	度	度	一、七	一四、七	五、四	度	一六、八
四〇度乃至三八、三八度乃至三六、三六度乃至三四、	七、四	三、五	一〇、〇	一〇、二	一三、一	一九、六	二二、二	二五、〇	二三、八	一九、六	一五、九	一四、七	一六、八
二八度乃至三〇、	七、七	八、九	一三、三	一二、八	一六、七	一九、三	二一、二	二五、一	二三、四	一九、六	一五、九	一四、七	一六、九
二六度乃至二八、二四度乃至二六、	一三、三	一二、二	一二、四	一四、四	一八、九	一九、三	二一、八	二五、一	二三、四	二〇、四	一八、二	一三、六	一八、九

朝鮮南海

二四度乃至二六、二六度乃至二八、	三六度乃至三四、	八、一	六、〇	六、五	九、六	一三、八	一七、六	二一、六	二四、九	二三、四	一八、四	一三、四	一一、八
	三四度乃至三二、	一三、一	一二、四	一〇、四	一三、〇	一五、八	一八、五	二三、六	二五、三	二三、二	一九、一	一四、八	一二、二	一七、一
	三二度乃至三〇、	九、六	八、一	七、九	一三、五	一五、六	一九、〇	二三、〇	二四、一	二一、六	一九、九	一五、五	一二、三	一七、七
	三〇度乃至二八、	一四、九	一四、〇	一三、四	一五、二	一六、九	二〇、八	二三、六	二六、六	二四、九	二二、六	一九、九	一六、六	一九、四

朝鮮西海

四〇度乃至三八、	三、三	五、六	五、七	七、四	一三、三							
三八度乃至三六、	五、三	四、三	四、八	八、一	一二、八	八、六	一三、二	一四、五	一三、六	一八、二	一四、三	一二、一	一三、九
三六度乃至三四、	八、一	六、〇	六、五	九、六	一三、八	一七、六	二一、六	二四、九	二三、四	一八、〇	一三、四	一八、	一六、三
二四度乃至二六、													

備考　温度は攝氏を以て示す

右は大韓紀元四百九十一年より五百十年に至る二十年間、北緯二十二度より四十六度、東經百十四度より百四十六度に亘る間の水温觀測の結果にして八月に於ける臺灣海峽の三十度を最高とし、二月に於ける直隷灣及ひ三月に於けるオコツク海の零下三度を最低とす、水温は概して緯度と共に昇降し且つ海流の方向に伴ふものの如し、同温線も則ち概して此等海流の方向によりて變化するを見る、今其各地に於ける各月の狀況を概說し並に圖示すれは左の如し。

一　月

此月に於ける水面の温度は臺灣の南東にては二十五度、直隷灣にては零下二度較差二十七度あり、二十度線は臺灣より東北の方向即ち黒潮の流域に從ふて九州四國の南に及ふ、北海道の東端及ひ直隷灣口にては零度なり。

二　月

水面の温度は黒潮の流域に於ては大差なしと雖も各地皆温度下りて最低度に達す、最高温度は臺灣の南端に於ける二十六度、最低温度は直隷灣に於ける零下三度にして較差二十九度なり、之れを一年中の最高較差となす、二十度線は臺灣附近より起り北緯二十八度、東經百四十度に及ふ、零度線は直隷灣口及ひ樺太岬附近にあり。

三　月

臺灣附近及ひ黒潮流域の温度大に降下す、然れとも他の地方に於ては大に昇騰す最高温度は臺灣南端に於ける二十三度、最低温度は阿哥科海に於ける零下三度にして較差二十六度なり、二十度線は琉球附近に限られ零度線は直隷灣内及ひ阿哥科海にあり。

四　月

北部に於ては温度著して昇騰し同温線不規則となり、最高温度は臺灣の南端に於ける二十五度、最低温度は北海道の東端に於ける二度にして較差二十三

度なり、二十度線は大に東海に擴張し零度線は阿哥科海にあり。

五　月

温度は臺灣の南端附近にては二十八度、直隷灣にては十五度となり二十度線は北緯三十度附近にあり、十度線は黒潮支流の影響を受くる日本海に於て北緯四十五度に及ふ。

六　月

最高温度は臺灣海峽の入口に於ける二十八度最低温度は阿哥科海に於ける八度にして較差二十度なり、二十度線は日本海に於て北緯三十六度及ひ四十度附近に達し、十度線は北緯四十二度及ひ四十五度附近にあり。

七　月

最高温度は臺灣の南及ひ其北殆んと緯度三十度に達する二十八度、最低温度は阿哥科海に於ける十度にして較差十八度なり。

八　月

各地最高温度に達し較差最小となる、最高温度は臺灣の東及ひ琉球附近に於

ける二十九度最低温度は北海道の東端及ひ西伯利亞の東北沿岸に於ける十七度にして較差十二度なり、二十五度線は直隷灣に上り日本海にては北緯三十九度附近に達す。

九月

温度は南海に於ては殆んと同一なれとも北海に於ては大に降下す直隷灣及ひ朝鮮、西伯利亞の沿岸に於ては殊に著し、最高温度は黒潮流域に於ける二十八度、最低温度は阿哥科海に於ける十五度にして較差十三度なり、二十五度線は大に下りて殆んと北緯三十六度より支那沿岸に於る北緯二十九度に及ふ。

十月

最高温度は琉球諸島の南より小笠原島附近に達する二十七度最低温度は阿哥科海の南端に於ける十一度なり、二十五度線は更に降りて臺灣海峽及ひ琉球附近に及ふ。

十一月

温度は北方に於ては愈々降下し、最高温度は琉球の南に於ける二十五度、最低

温度は浦鹽斯徳に於ける五度にして較差二十度なり。

十二月

温度は北方に於ては尚は低し、南方に於ては大に昇騰す、臺灣及び琉球附近に於て特に著し最高温度は臺灣の南に於ける三十度、最低温度は浦鹽斯徳に於ける零下二度にして較差三十二度なり。

一月

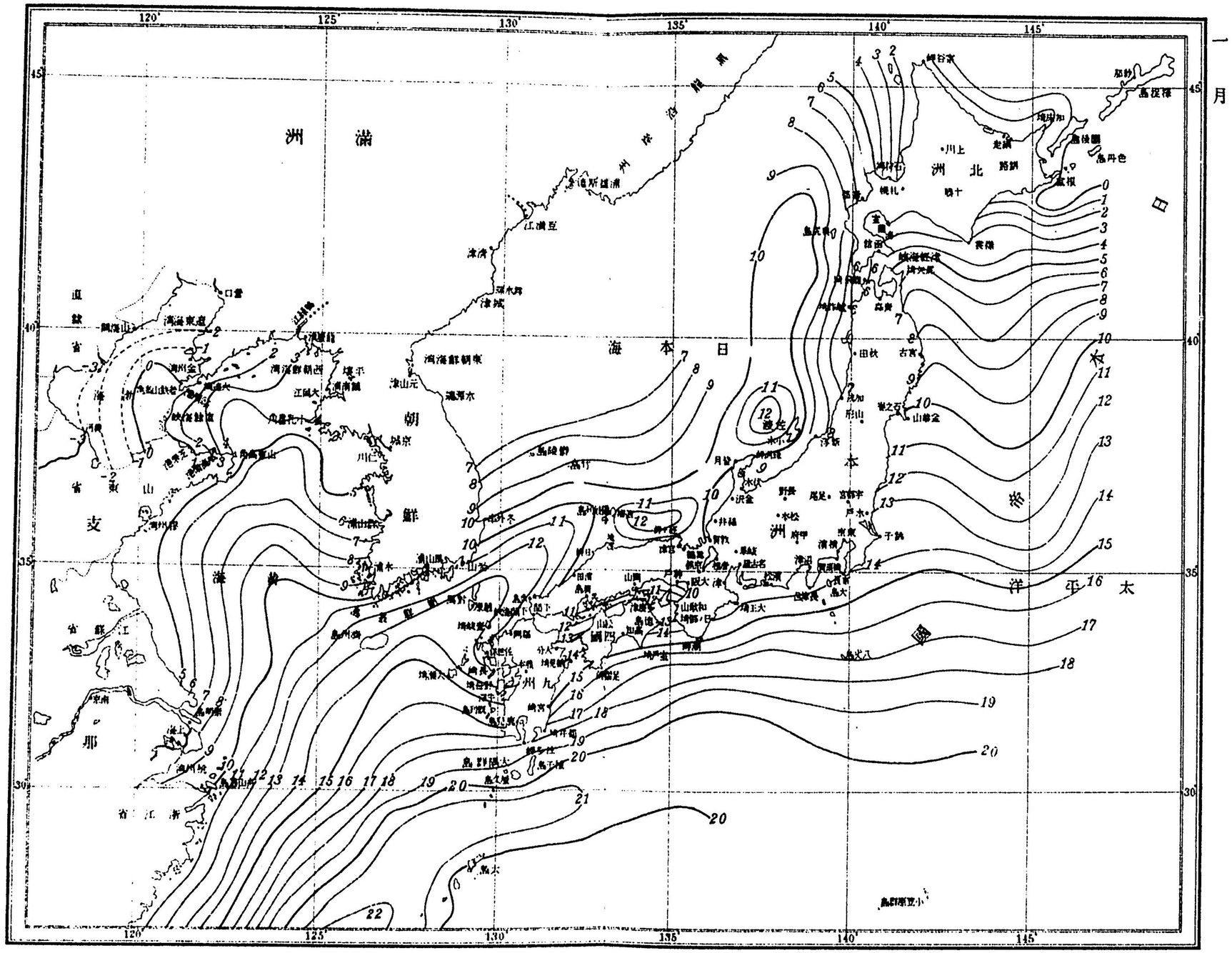
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
日本海
太平洋
日本
朝鮮
支那
滿洲
樺太
北海道
本州
四國
九州
琉球
東京
大阪
名古屋
札幌
函館
青森
秋田
新潟
金澤
富山
福井
岐阜
長野
仙臺
盛岡
釜山
仁川
平壤
鎭南浦
元山
清津
羅津
大連
旅順
營口
哈爾濱
長春
吉林
奉天
撫順
鞍山
遼陽
瀋陽
四平街
新京
齊齊哈爾
海參威
豆滿江
鴨綠江
黃海
東支那海
日本海
太平洋
オホーツク海
千島列島
樺太
北海道
本州
四國
九州
琉球
朝鮮
滿洲
支那
日本
太平洋

二月

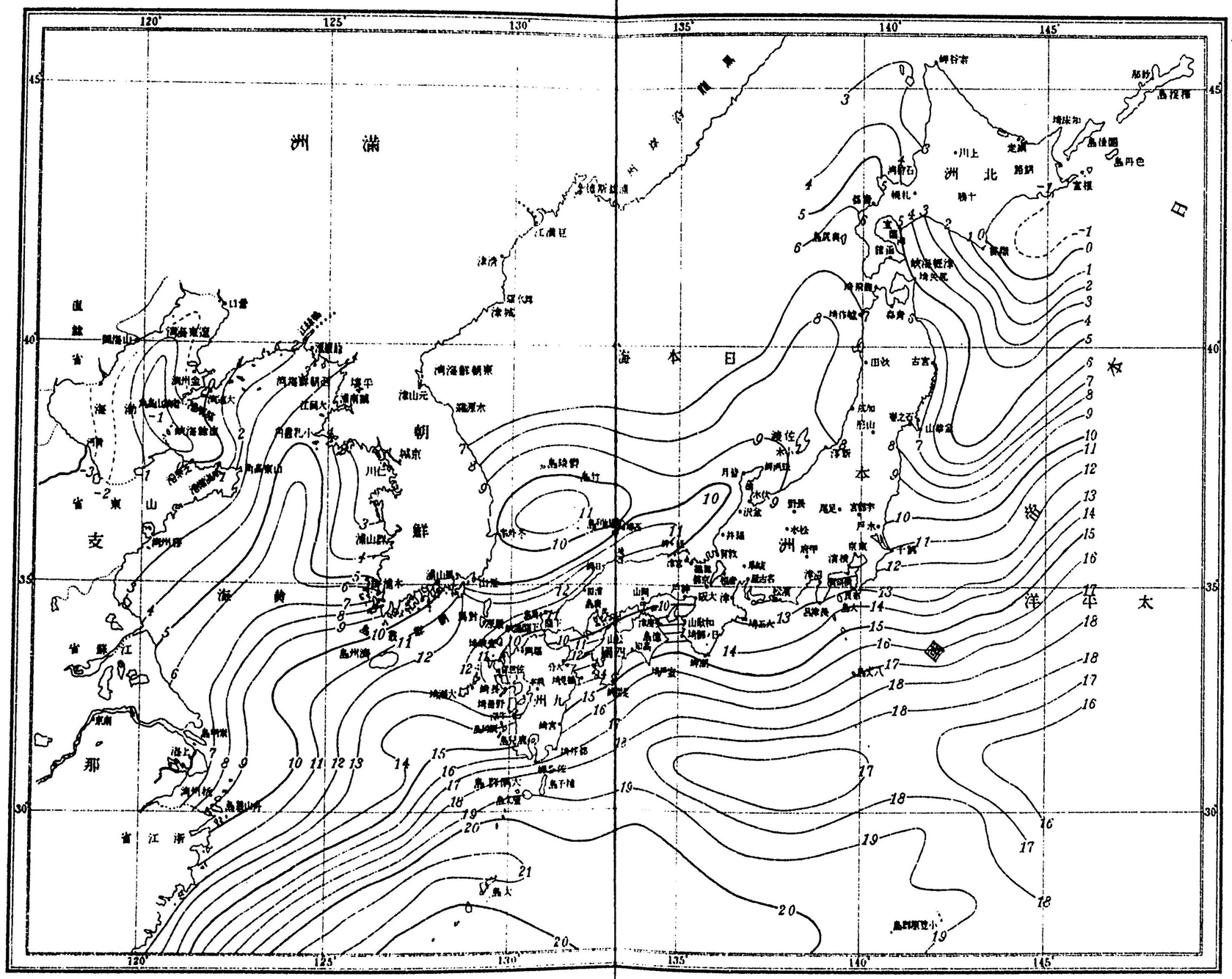
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
日本海
太平洋
朝鮮海峡
東支那海
黄海
渤海
日本
朝鮮
支那
満洲
北海道
本州
四国
九州
沖縄
釧路
帯広
札幌
函館
青森
秋田
仙台
新潟
金沢
富山
福井
長野
名古屋
京都
大阪
神戸
岡山
広島
松江
鳥取
高知
松山
徳島
福岡
長崎
熊本
大分
宮崎
鹿児島
那覇
釜山
仁川
平壌
大邱
光州
木浦
済州
上海
青島
天津
大連
旅順
ウラジオストク
ハバロフスク
樺太
択捉島
国後島
色丹島
歯舞諸島
小笠原諸島
硫黄島
父島
母島
沖ノ鳥島
南鳥島
0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

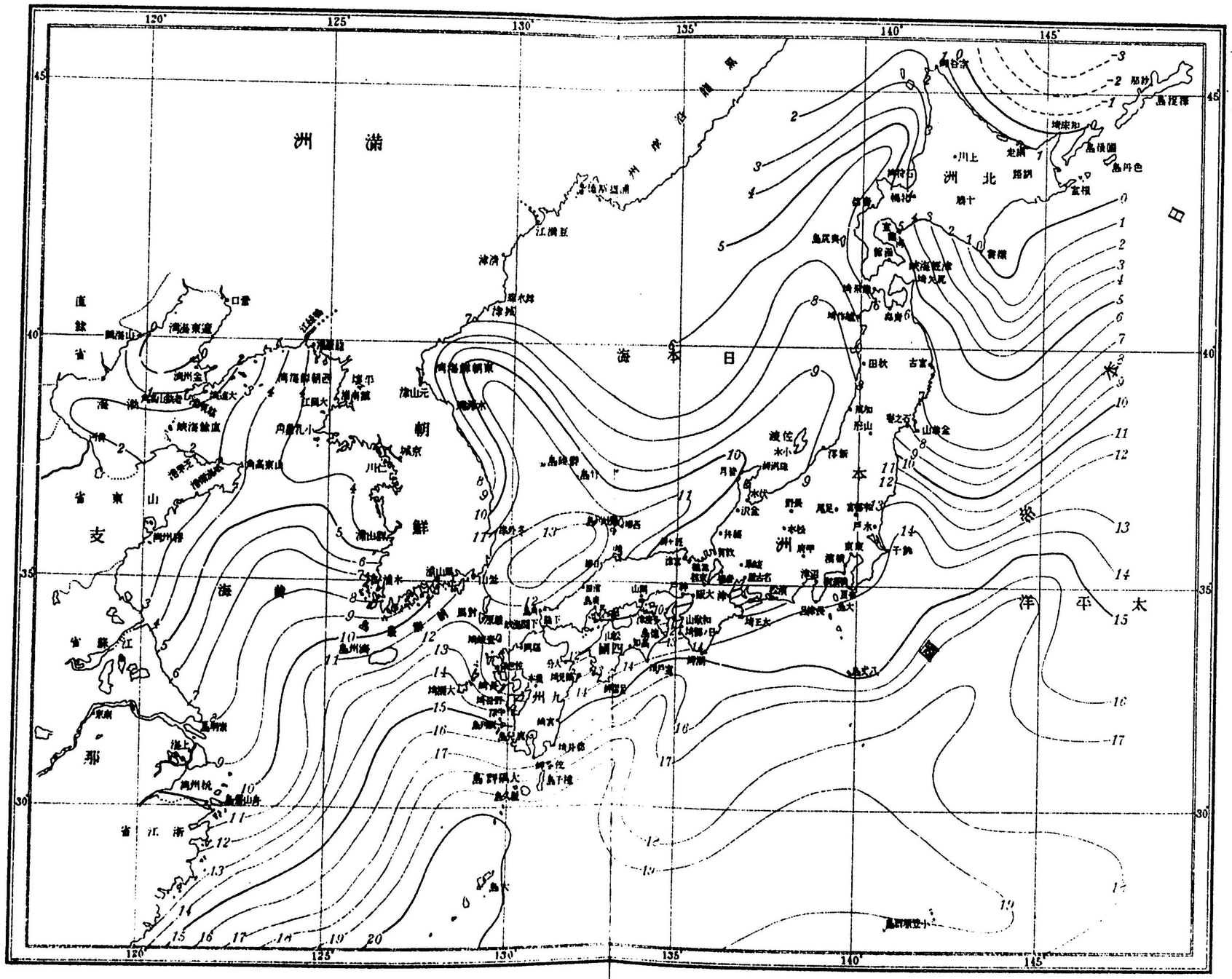
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
日本海
太平洋
朝鮮
支那海
黄海
東海
渤海
日本
本州
四国
九州
北海道
沖縄
対馬
壱岐
五島
奄美
小笠原
佐渡
隠岐
能登
若狭
丹後
但馬
因幡
伯耆
出雲
石見
隠岐
長門
周防
豊前
豊後
肥後
肥前
筑前
筑後
日向
大隅
薩摩
琉球
台湾
澎湖
福州
厦門
汕頭
広州
香港
海南
上海
青島
威海
大連
旅順
仁川
釜山
済州
元山
清津
羅津
ウラジオストク
ハバロフスク
サハリン
樺太
函館
札幌
小樽
旭川
室蘭
苫小牧
青森
秋田
酒田
新潟
金沢
富山
福井
敦賀
舞鶴
鳥取
松江
浜田
萩
下関
宇部
徳山
呉
広島
岡山
神戸
大阪
和歌山
尾鷲
名古屋
浜松
静岡
沼津
横浜
東京
千葉
銚子
水戸
仙台
石巻
八戸
釧路
根室
網走
稚内
留萌
小樽
函館
室蘭
苫小牧
帯広
北見
紋別
知床
根室
釧路
十勝
襟裳
室戸
足摺
宿毛
高知
徳島
松山
今治
宇和島
八幡浜
大分
別府
佐伯
延岡
宮崎
都城
鹿児島
指宿
枕崎
名瀬
那覇
宮古
石垣
与那国
父島
母島
硫黄島
南鳥島
沖ノ鳥島
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

三月

四月

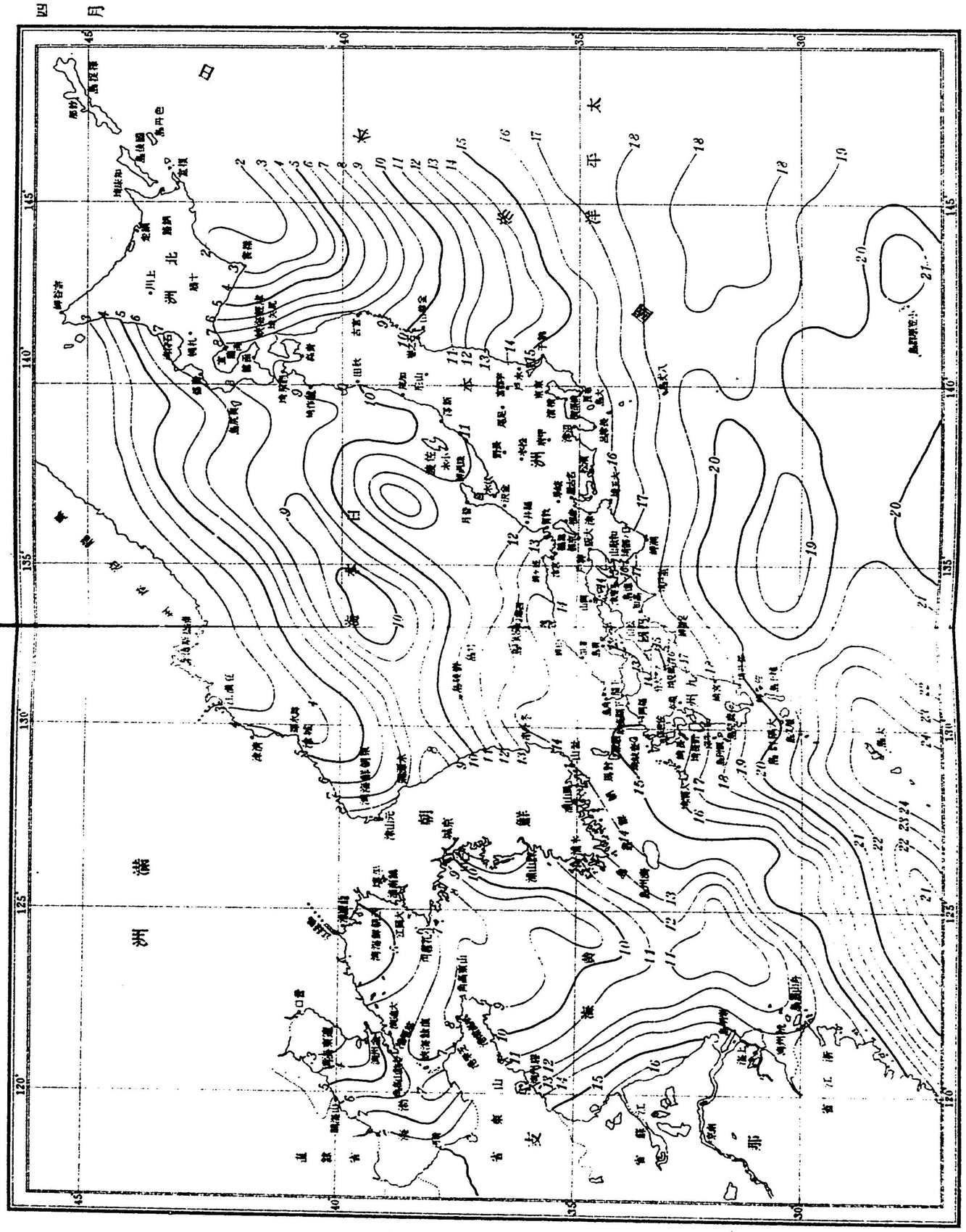

五月

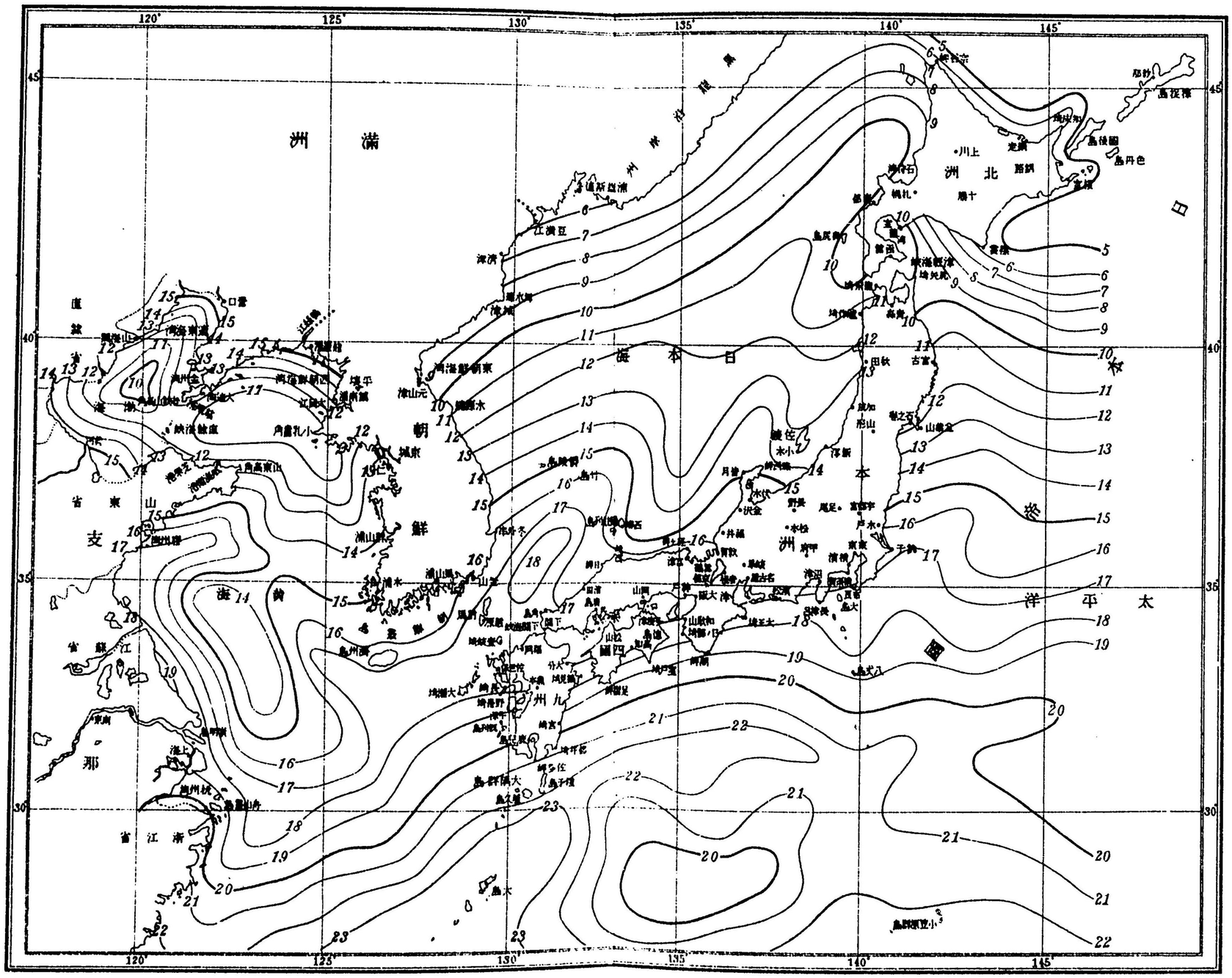
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
日本海
朝鮮海峡
太平洋
鮮
支那海
滿洲
日本
四國
九州
北海道
本州
東京
釜山
仁川
平壌
大邱
全州
光州
木浦
鎮海
馬山
浦項
江陵
清津
羅津
元山
新潟
金沢
富山
敦賀
舞鶴
下関
長崎
鹿児島
那覇
宮古島
石垣島
台湾
上海
南京
青島
大連
旅順
奉天
吉林
ハルピン
ウラジオストク
樺太
函館
札幌
旭川
網走
釧路
帯広
室蘭
青森
秋田
仙台
盛岡
福島
水戸
千葉
横浜
静岡
名古屋
大阪
神戸
岡山
広島
松山
高知
福岡
佐賀
熊本
宮崎
鹿児島
沖縄
小笠原

六月

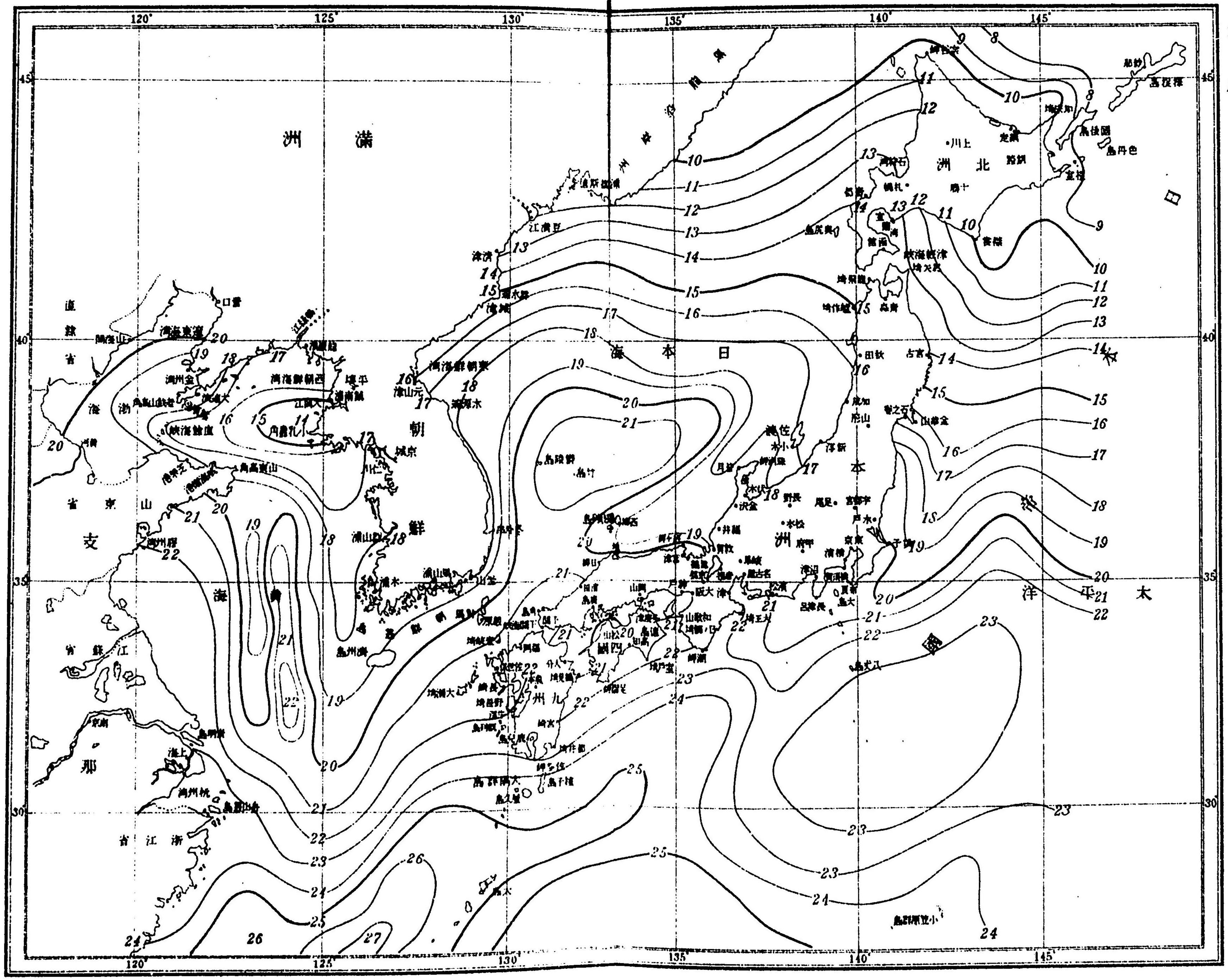

八月

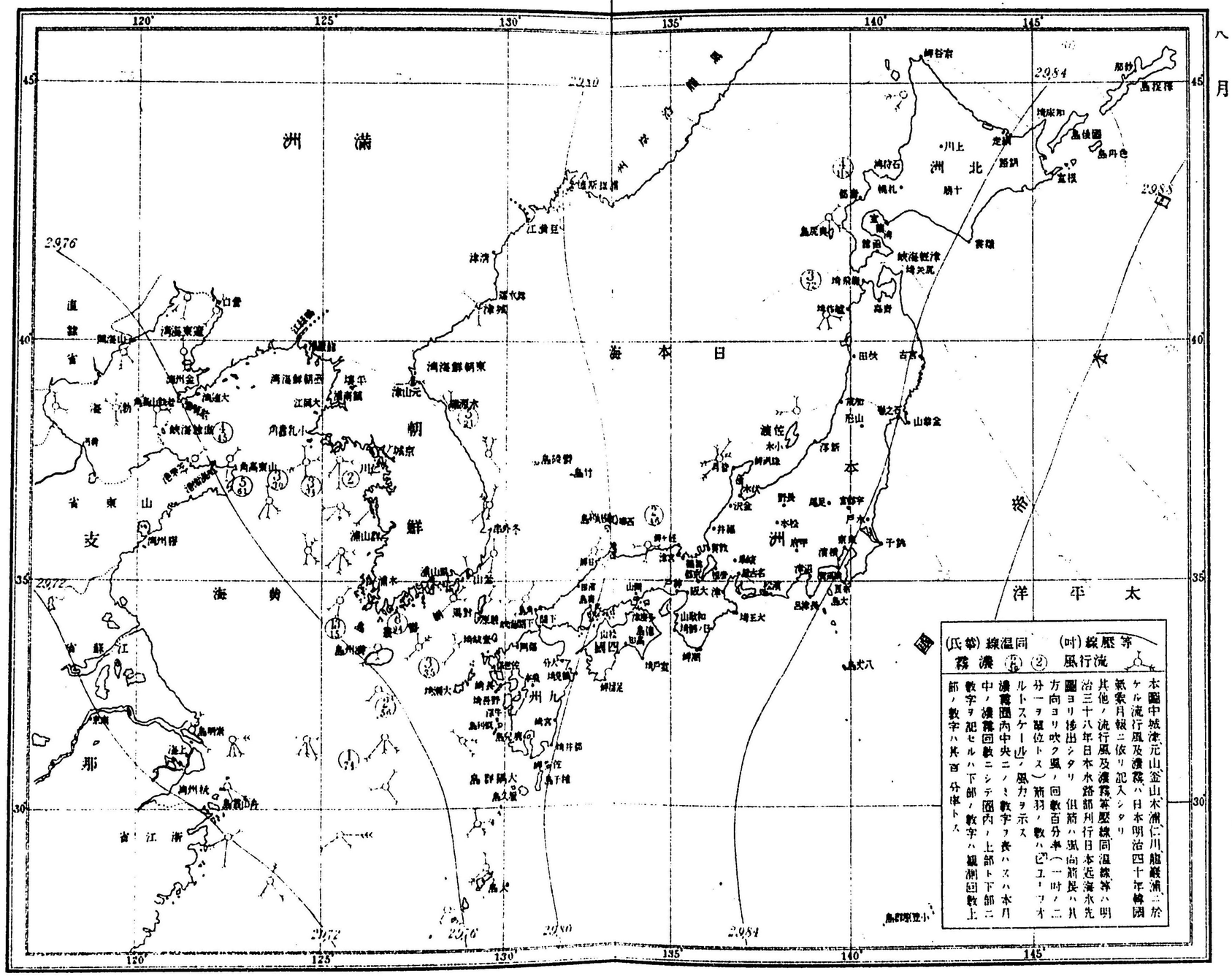

本圖中城津元山釜山木浦仁川龍巖浦ニ於ケル流行風及濃霧ハ日本明治四十年轉圖氣象月報ニ依リ記入シタリ

其他ノ流行風及濃霧等壓線同温線等ハ明治三十八年日本水路部刊行日本近海水先圖ヨリ摘出シタリ

圖ヨリ摘出シタリ　但箭ハ風向箭長ハ其方向ヨリ吹ク風ノ回數百分率(一吋ノ二分一ヲ單位トス)箭羽ノ數ハビユーフオルトスケールノ風力ヲ示ス

濃霧圖内中央ニノミ數字ヲ表ハスハ本月中ノ濃霧回數ニシテ圖内ノ上部ト下部ニ數字ヲ記セルハ下部ノ數字ハ觀測回數上部ノ數字ハ其百分率トス

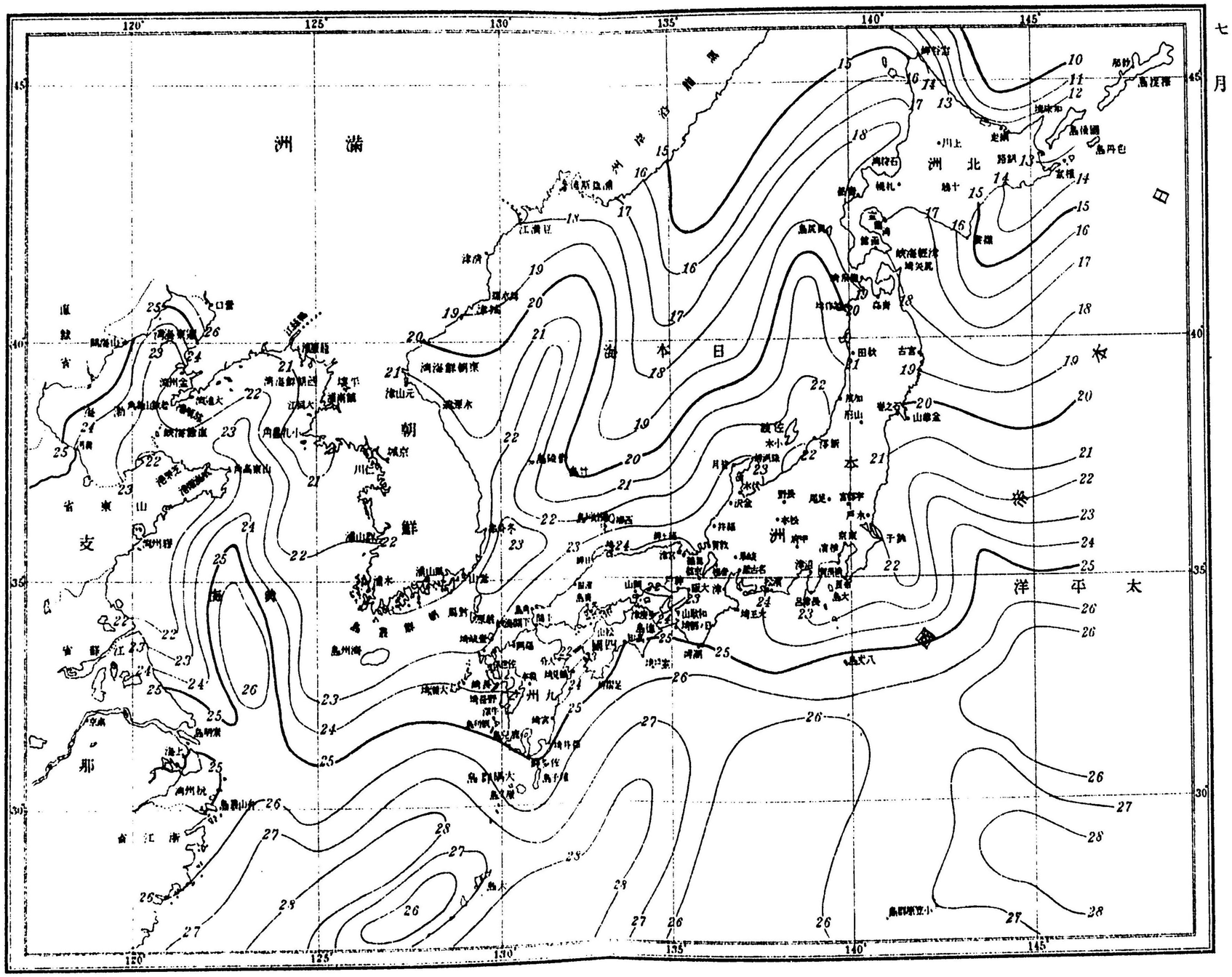
洲滿
洲北
本日
朝鮮
支那
太平洋
日本海
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°

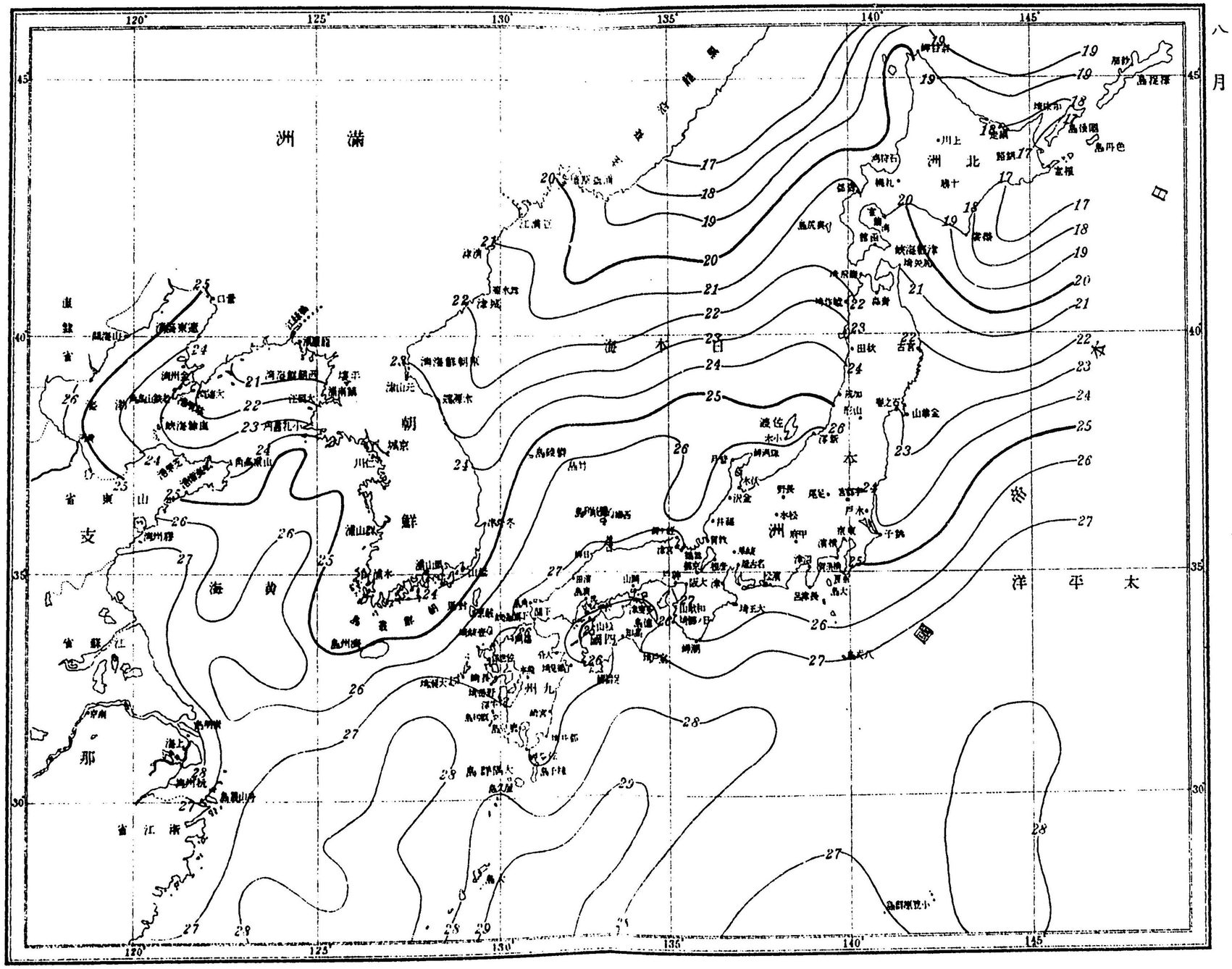
八月
日本海
太平洋
支那海
朝鮮
滿洲
日本
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°

九月

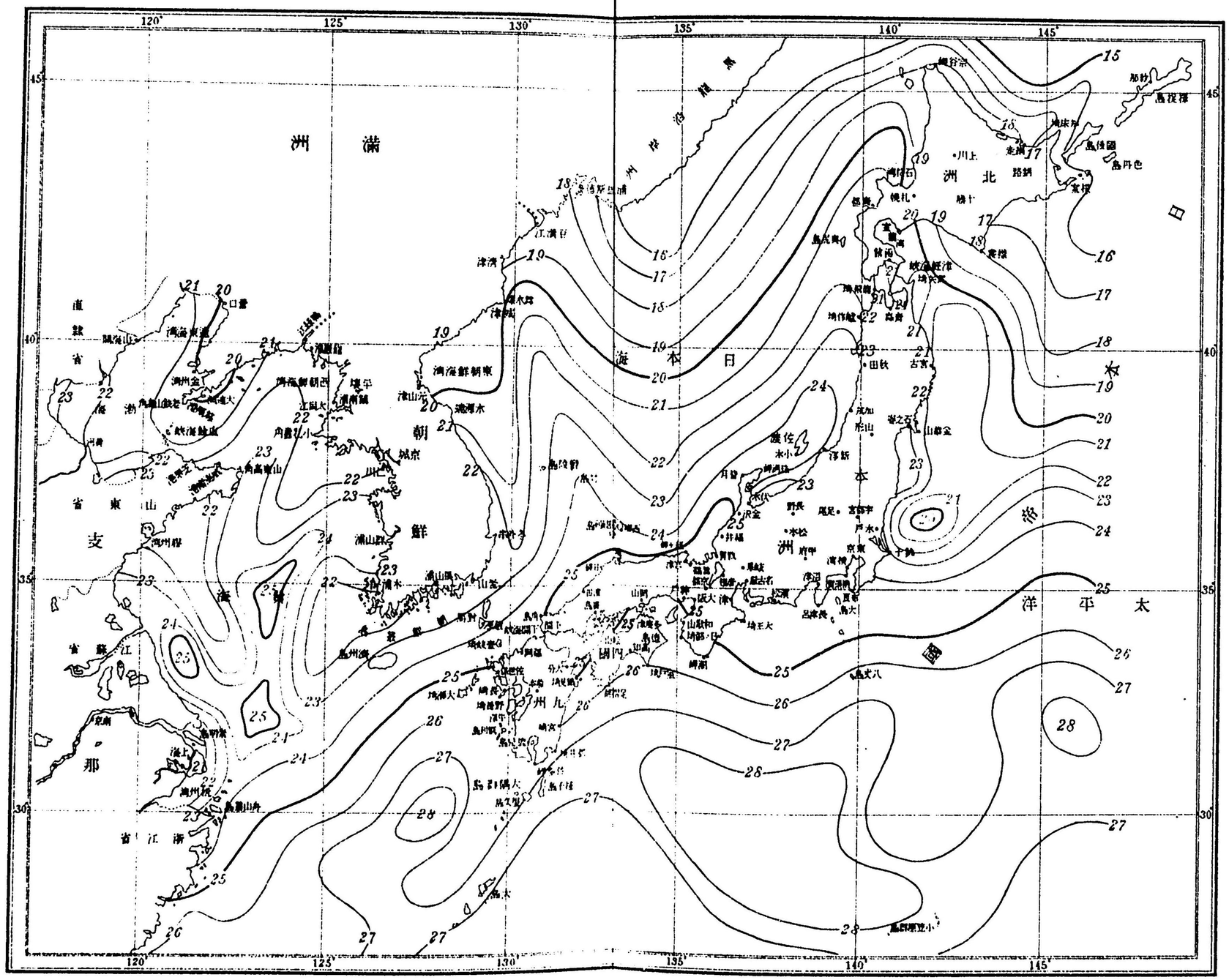
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
洋
太
平
洋
日
本
海
朝
鮮
支
那
海
東
洋
北
洲
本
州
九
國四
國
洲
滿
省
東
山
省
蘇
江
省
江
浙
省
江
渤
直
隸
省
遼
寧
吉
林
黑
龍
江
樺太
北海道
青森
秋田
岩手
宮城
福島
新潟
富山
金澤
福井
京都
大阪
兵庫
鳥取
島根
岡山
廣島
山口
德島
高知
愛媛
福岡
佐賀
長崎
熊本
大分
宮崎
鹿兒島
沖繩
釜山
仁川
平壤
鎭南浦
元山
城津
清津
羅津
雄基
會寧
吉林
長春
奉天
營口
安東
大連
旅順
青島
芝罘
威海衛
膠州灣
上海
吳淞
寧波
溫州
福州
廈門
汕頭
香港
海參威
函館
札幌
小樽
旭川
室蘭
釧路
帶廣
網走
稚內
根室
留萌
北見
十勝
苫小牧
青函連絡船
鳥取砂丘
鳥取
米子
境港
松江
宍道湖
出雲
大社
浜田
益田
萩
下關
宇部
德山
岩國
廣島
尾道
福山
倉敷
岡山
高松
松山
今治
宇和島
高知
室戶岬
足摺岬
土佐清水
宿毛
中村
須崎
浦戶灣
桂浜
種子島
屋久島
奄美大島
名瀨
那覇
宮古島
石垣島
台北
基隆
淡水
高雄
澎湖島
台南
台中
花蓮港
蘇澳
台東
馬公
東京
橫濱
橫須賀
千葉
館山
銚子
犬吠埼
勝浦
大島
三宅島
八丈島
小笠原島
父島
母島
硫黃島
伊豆諸島
伊豆半島
下田
熱海
小田原
沼津
靜岡
淸水
御前崎
名古屋
四日市
伊勢
津
松阪
尾鷲
鳥羽
伊良湖岬
和歌山
潮岬
紀伊半島
大阪
神戶
姬路
舞鶴
敦賀
福井
金澤
七尾
輪島
能登半島
富山
伏木
直江津
高田
柏崎
新潟
酒田
秋田
男鹿半島
能代
青森
八戶
宮古
釜石
大船渡
石巻
仙台
鹽釜
松島
福島
小名浜
水戶
日立
鹿島灘
銚子
千葉
木更津
館山
三浦半島
橫須賀
橫濱
川崎
東京灣
羽田
品川
新宿
上野
淺草
池袋
大宮
浦和
川口
熊谷
高崎
前橋
宇都宮
日光
那須
鹽原
會津若松
猪苗代湖
磐梯山
米澤
山形
新庄
酒田
鶴岡
象潟
男鹿半島
能代
弘前
青森
函館
室蘭
苫小牧
札幌
小樽
旭川
留萌
稚內
網走
北見
釧路
根室
帶廣
十勝
襟裳岬
日高山脈
石狩平野
石狩灣
樺太
宗谷海峽
津輕海峽
津輕半島
下北半島
陸奧灣
十和田湖
八甲田山
岩木山
白神山地
秋田杉
鳥海山
月山
羽黑山
出羽三山
最上川
阿武隈川
北上川
奧羽山脈
越後山脈
飛驒山脈
木曾山脈
赤石山脈
富士山
箱根
伊豆半島
駿河灣
遠州灘
伊勢灣
熊野灘
紀伊半島
大和
吉野
高野山
瀨戶內海
播磨灘
備讚瀨戶
燧灘
伊豫灘
豐後水道
土佐灣
足摺岬
室戶岬
紀淡海峽
鳴門海峽
關門海峽
對馬海峽
朝鮮海峽
玄界灘
壹岐
對馬
五島列島
天草
有明海
八代海
鹿兒島灣
櫻島
霧島山
阿蘇山
九重山
由布岳
別府灣
豐後水道
日向灘
大隅半島
薩摩半島
甑島列島
種子島
屋久島
奄美大島
沖繩島
宮古島
石垣島
台灣
澎湖島
琉球列島
東支那海
黃海
渤海
遼東灣
山東半島
膠州灣
朝鮮半島
濟州島
巨文島
鬱陵島
對馬
壹岐
五島列島
天草
有明海
八代海
鹿兒島灣
櫻島
霧島山
阿蘇山
九重山
由布岳
別府灣
豐後水道
日向灘
大隅半島
薩摩半島
甑島列島
種子島
屋久島
奄美大島
沖繩島
宮古島
石垣島
台灣
澎湖島
琉球列島
東支那海
黃海
渤海
遼東灣
山東半島
膠州灣
朝鮮半島
濟州島
巨文島
鬱陵島
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

十月

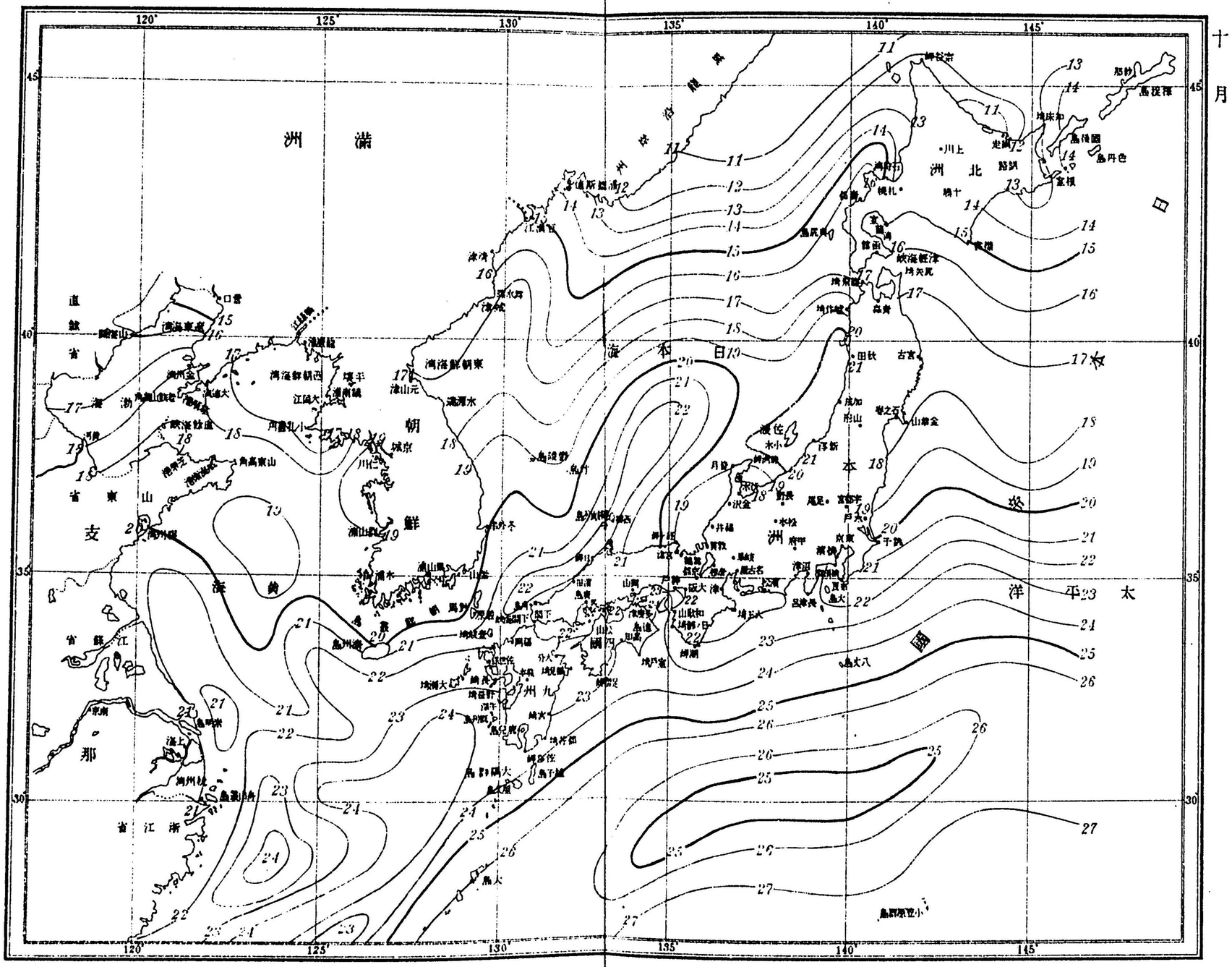
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
日本海
太平洋
朝鮮
支那海
東支那海
黄海
渤海
札幌
函館
青森
秋田
新潟
金沢
富山
京都
大阪
神戸
広島
福岡
長崎
鹿児島
釜山
仁川
平壌
大連
旅順
青島
上海
済州島
対馬
隠岐
佐渡
能登半島
紀伊半島
九州
四国
本州

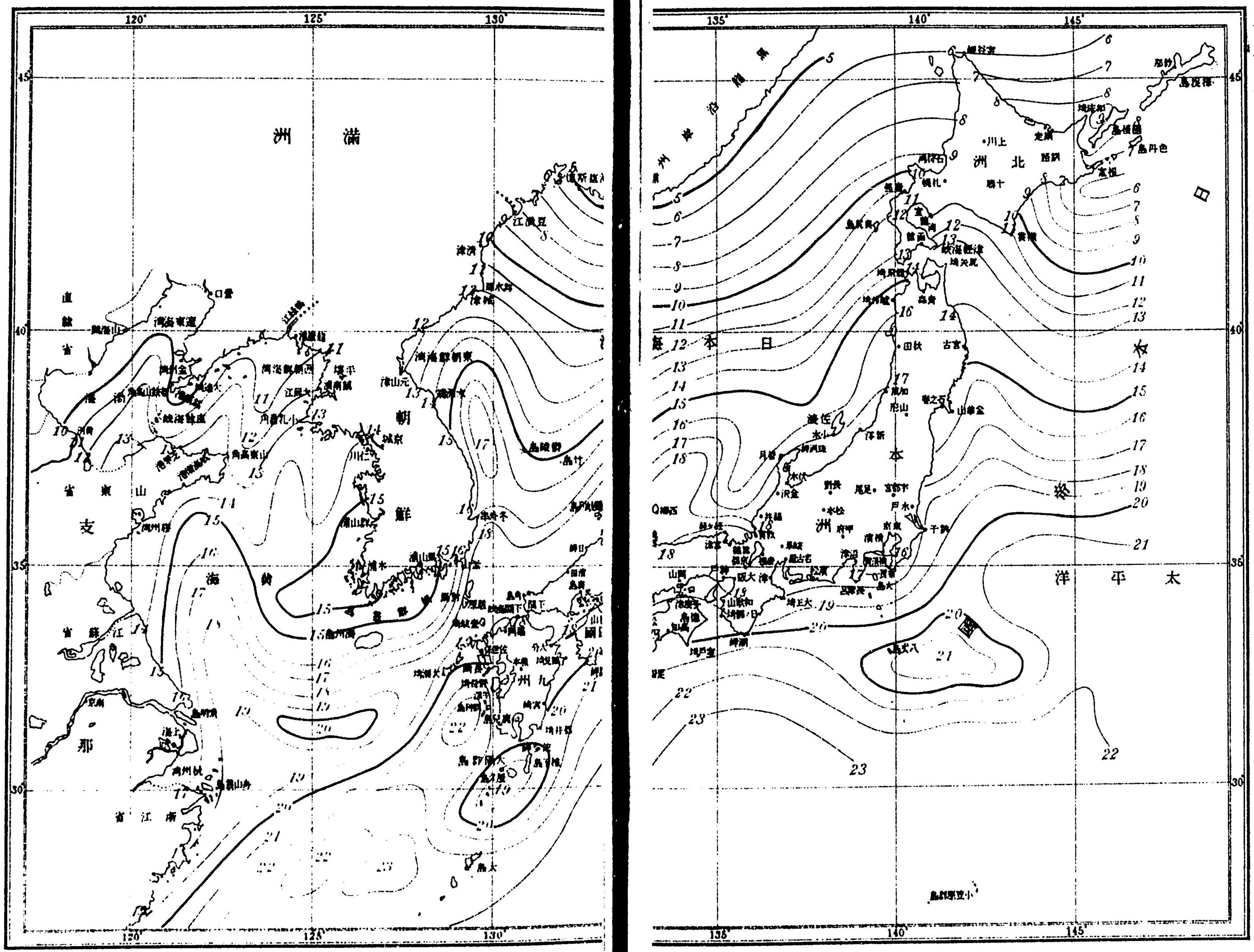

十一月

十二月

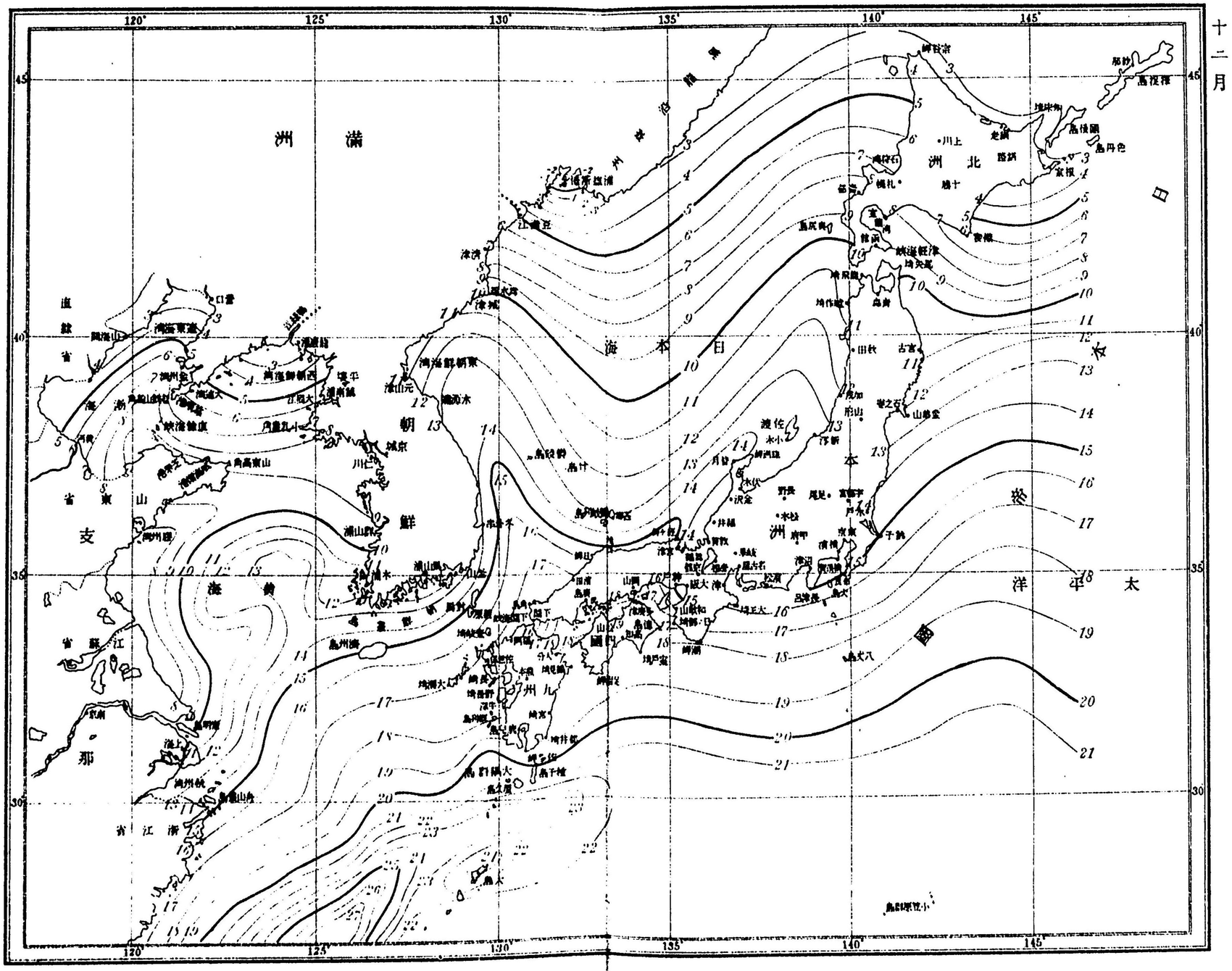
120°
125°
130°
135°
140°
145°
45°
40°
35°
30°
滿洲
日本海
直隸省
山東省
支那海
江蘇省
浙江省
朝鮮
海峽
太平洋
日本
仙台
新潟
金澤
福井
京都
大阪
名古屋
岐阜
長野
靜岡
東京
千葉
水戸
福島
青森
秋田
札幌
函館
釧路
根室
稚内
那霸
宮古島
石垣島
台灣

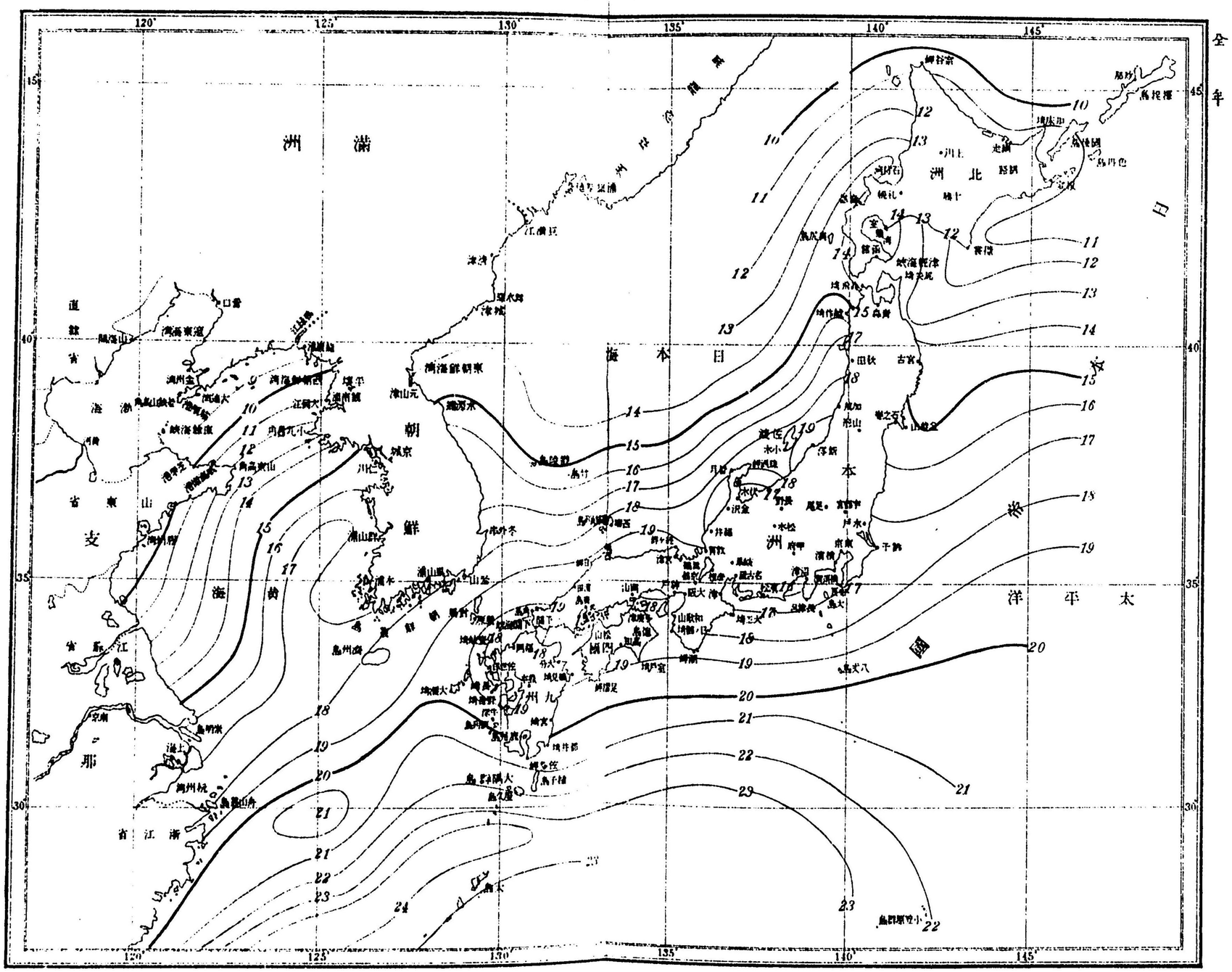
全年
日本海
太平洋
朝鮮
支那
本州
四國
九州
北海道
東京
大阪
名古屋
札幌
函館
青森
秋田
新潟
金澤
富山
福井
京都
神戸
廣島
高松
松山
福岡
長崎
鹿兒島
那覇
120°
125°
130°
135°
140°
145°
15
40
35
30

第十二章　水色

本邦環海の水色は東海甚た清澄にして古來碧海の名ありと雖も南海より西海に移りて漸次渋泥を混し西海殊に濁渦甚しきは沿岸近海にして沖合に至れば勿論清澄なり、然れども東海の如く碧色を呈するに至らず、蓋し東海の清澄なるは其海深南、西海面に比して遙に深く、潮汐干滿の差少なくして潮勢緩に朝宗する河流に大なるものなき等に因る、之れに反し西海の濁渦なるは此に注く河流に大なるもの多くして土砂を運ふこと尠なからさるに而も水深淺く潮汐の差激甚にして潮流急に海底を洗ふこと甚しきに基因す、されは沿岸に於ける濁水圏は夏季と冬季とに依りて著しき差あるのみならず大潮時と小潮時とに依りても亦多少の差なきにあらず、乃ち夏季に在りては濁水圏沿岸を距る六、七浬より甚しきは十浬に達することあれども冬季に在りては四、五浬の間に過ぎざるなり。

第十三章　水深及底質

水深及底質

本邦沿海は概ね平坦にして且つ深からず、其中稍々水尋を有するは東海にして南海これに次き西海最も淺し、左に各海面の概要を述べん。

東海

東海は北部に於て深く最深一千六百尋に達するものあれとも南下すると同時に漸く深度を減し、七百尋に出つるは多からず、而して其沿岸は概ね急斜にして沿海十尋より三四十尋に及ひ舞水端より雄元端に至る間の如きは沿岸を距る十浬以内にして大抵五十尋より七十尋を有し、間々八十尋に達するものあり、故に東海に在りては或漁業の如きは水深稍々深きに失し漁具の使用上完全の効を奏する能はさるの憾みなきにあらす、然れとも海水清澄に潮勢緩に潮汐の差少なきは本沿岸の特色にして、其港灣は大率水深を有し繫錨になるもの多し、而して其底質は沿岸険崖を爲す所、其他所々に巖礁及礫散点して時に岩盤の露出するものあり、と雖も概ね沙又は沙泥にして巖礁に有用藻類の茂生するを見る、但し沿岸を距ること共に漸次沙質を增し外海に出づれば大抵軟泥となりて其色黒し。

南海

南海は西水道附近に於て最深九十尋に達するものありと雖も、深き所概して四十尋より六十尋に止まり、西に移ると共に淺きを見る而して其沿岸は稍々緩斜なるも近海十尋より二十尋を有し港灣の如きも尚は七、八尋より十尋に達するものあるは既に掲げし所なり、底質は大概泥又は沙泥なるも、濟州島の西方より巨文島を經て西海に至る一帶には、所々に地殻を露はし、而して其周圍は或は沙或は泥なるあり、此海面は嚴冬の交と雖も氣候温和なるを以て四時を通して各種魚類の漁業に從事し得へく又灣内、島嶼には海苔、海藿の産地少なからす。

西海

西海は一般に淺く、外海の深き所大概三十尋より四十尋にして最深尚ほ且つ五十尋に出つるは多からす、殊に其沿岸は傾斜甚だ緩にして淺洲一帶に亘り、干潮時に際しては數浬の沖合に徒渉し得へく江華灣(京畿灣)の如き、西朝鮮灣の如きは二十浬の外に出つるも、八、九尋に止り十尋以上なるは寡少なり、加之此兩灣は河流の土砂を運ふ多きを以て淺洲延亘するもの甚だ多く、中には十數浬に亘りて水深二三尋なるあり或は干出數呎に及ふものあり故に潮勢太甚急にして其港灣の如き潮汐の差大に甚しきは二十尺三十尺を示すものありて繫碇概して不便なり、然

れとも潮勢の急なる之れを航海に利用すれは速力を倍加すへし、之れを漁業に利用して効果著しきものあり則ち鮪鰯網の如きはこれに因みて發達せしに外ならず、底質は河流の土砂を瀉出する多きを以て概ね沙泥にして其色多くは淡褐なり然れとも沿岸の一帯は港灣の内外を問はず主に軟泥より成りて大率灰色を帶ふ。

之れを概するに本邦の沿海は一般に平坦にして凹凸甚た少なく、而して其水深は沿岸傾斜の緩急に隨伴して東北に深く、南より西に移りて漸々淺く、殊に西北の一帯最も淺し。

第十四章　海運

本邦の地は三面海を繞らすのみならず陸上の交通不便なりしを以て海運業は古來比較的其發達を遂けたりき、然れとも森林濫伐の結果船材缺乏を告くると共に斯業は漸く退歩して今は小舟といへとも多からず、而して其船舶の形狀は支那戎克（ジャンク）に近似し其容積は就中大なるものと雖も三百石積を超ゆるものなく其構造は不完全にして且つ脆弱なり、唯一の特長とも見るへきは帆は其材料の粗なるに

似す（動（ママ）又は木綿な用ゆれとも十中の八九は麻（ママ）なり）簇張（シンバリ）にして且つ帆稿は二本なれは操縦便に逆風にも駛走すること到底日本帆船の企て及ふ所にあらす、然れとも船体小にして其構造脆弱なれは素より遠洋の航海に堪ゆへきにあらす、文明的航運法は日本人に依つて啓發せられ今は本邦沿岸到處として日本流船の寄航せさるはなし。

近頃政府は航運業奬勵の爲め相當の施設を爲すものに對し補助金を下付することにせり、而して現に其下付を決定せられしもの二あるも命令に基き航海を開始せるは目下の處其の一に過きす、然れとも此他にも沿岸航海を企劃せるもの續出するの形勢なるを以て現時の狀勢にして推移せは今後四五年を出すして著しき發達を見るならん、左に日本及本邦間並本邦沿岸に於ける主なる流船航路及其寄航地を概示すへし。

流船航路及寄港地

第一、日本及本邦南岸並西岸諸港間

一、日本郵船株式會社

第十四章　海運

(イ)神戸、牛莊線（日本政府命令航路）

神戸を發し門司（又は下の關）長崎、釜山、仁川、芝罘、太沽を經て牛莊に往復するものにして毎四週一回上記各港に寄航せり。

(ロ)横濱、牛莊線（自由航）

横濱港を發し四日市、神戸、門司、仁川、大連、太沽を經て牛莊に至るものにして復航には仁川に寄航せず。

二、大阪商船株式會社

(イ)大阪安東線（日本政府命令航路）

大阪を發し神戸、門司、仁川、鎭南浦を經て安東縣に往復するものにして一月凡そ二回航行せり、但し冬季結氷中は鎭南浦及安東縣を省略して大連に至る。

(ロ)大阪、仁川線（同上）

大阪を起点とし神戸、門司（又は下の關）釜山、馬山、木浦、群山を經て仁川に至るものにして使用滊船は四隻（目下安東、群山、能登、木浦）とし一月凡そ九回航行す、但し馬山の

寄航は隨時省略することあり。

(ハ)長崎、大連線（同上）

本航路には二線あり乃ち其第一線は長崎を發し仁川鎭南浦を經て大連に至るものにして滊船一隻（目下信濃丸）を以て月凡そ三回航海するものとし復行には鎭南浦に寄航せず、第二線は長崎を發し鄭の浦、巖原、釜山、木浦、仁川、鎭南浦を經て大連に往復するものにして滊船一隻（隅田川丸）を以て月凡そ二回航海せり、但し本航路にありては冬季結氷中鎭南浦の寄航を省略す。

(ニ)横濱、大連線（同上）

横濱を發し名古屋、大阪、門司、仁川を經て大連に至るものにして滊船二隻（勝山丸、湖洲丸）を以て是れに充て、月凡そ三回往復し復航には上記諸港の外鎭南浦及木浦に寄航することあり。

前記各線に於ける航海は何れも定期に屬すれども毎月多少の異動あるは免かれず、然れども本邦諸港中木浦、群山、仁川の三港には毎週一回以上一年を通

して五十二回以上、鎭南浦には毎三週一回以上一年を通して十八回以上、安東縣には毎三週一回以上一年を通して十四回以上寄航するものとせり。

三、尾崎滊船株式會社

大阪、仁川線不定期船なり、大阪を發し神戸下の關、釜山、馬山、木浦、群山を經て仁川に至るものにして現時滊船三隻（大有丸、神代丸、君ヶ代丸）を以て航海せり。

四、上記各會社滊船の外日本佐賀縣の命令航路として一月二回唐津、仁川間を航行するものあり、又神戸、大連間航行の日本陸軍御用船二隻（山城丸、樺ヶ丸）月三回仁川に寄航するものあり、又安東縣太沽間には日本陸軍運輸部專屬の滊船二隻（一は安東縣を起點とし一は太沽を起點とす）交互に一月四回航行するものあり。

第二、本部西南各港間

一、仁川在住柴田孫兵衛經營にて、仁川、海州間を一月凡そ十二、三回するものあり（不定期）

二、木浦在住武內鶴太郎經營にて木浦を起點するもの左の如し。

(イ)木浦、濟州島間、木浦を發し楸子島を經て濟州島に至るものにして郵便物

を搭載し木浦郵便局より補助費として每一往復に二十五圓宛支給を受け一月五回の豫定を以て航海せり、但濟州島には良好の錨地なく冬季に入れは風波劇烈にして貨物の揚卸に困難なるを以て一月僅かに一往復に過きさることあり。

(ロ)木浦莞浦間　木浦を發し智島、法聖浦を經て莞浦に至るものにして航路約六十浬一ヶ月四回乃至五回航海せり、本航路は木浦群山の競爭航路なるを以て木浦日本人商業會議所は補助費として每一往復に三十五圓を支給せり。

(ハ)木浦、榮山浦間　榮山江を上下するものにして航路約二十四浬一ヶ月八回乃至十回往復せり。

三、木浦在住平岡某經營にて木浦、都浦間を航行するものあり、本航路は木浦を發し靈岸、海倉を經て都浦に至るものにして石油發動滊船を以て每日一回往復せり。

四、釜山在住中上與作經營にて釜山を起點とし馬山、統營を經て三千浦に至るも

のあり、而して本航路は近頃麗水まで延長し不定期なるも一ヶ月凡そ三回上記各港に寄航せり。

日本及本邦東岸諸港間

現時に於ける南西岸各港間の交通斯の如しと雖も、前記在木浦の武內鶴太郎は既設航路の外更に木浦、群山間及木浦、長興間の航路を開始せんと企劃せるあり、又在釜山の日本人に依り韓南滊船株式會社を發企せられ、政府は南海各港間の交通に便せんか爲め隆熙二年より向ふ三ヶ年間毎年三萬圓宛合計九萬圓を補助すべく決定し、既に其命令書を交付したるあり、又其他にも日本人にて南西沿岸航路を開始せんと計劃せるものあり。

第三、日本及本邦東岸諸港間

一、日本郵船株式會社　浦汐斯德線（日本政府命令航路）

神戸を起点とし門司（又は下の關）長崎、釜山、元山を經て浦汐に至るものにして毎四週一回寄航せり。

二、大阪商船株式會社　元山線

大阪を發し神戸、門司、釜山、元山、城津を經て淸津に至るものにして滊船二隻（日下、筑後丸、大禮丸）を以て一月凡そ二回往復し航海の都度郵便物を搭載せり。

三、此他半軍用船の毎月凡そ三回神戸、淸津間を航行するものありて航海の都度釜山、元山、西湖津、新浦、城津、獨津に寄航せり。

第四、東岸各港間

一、元山在住吉田秀次郎經營　同人は從來釜山、元山間及元山より北韓沿岸各港間に於ける不定期航海を營みたりか政府は其航海を確實ならしめんことを期し、毎一年壹萬七千拾九圓宛三箇年間下付することに決定せり、而して其命令に基き開始せる航路左の如し。

(イ)釜山、元山線　釜山を發し蠶山、迎日、竹邊、江陵、襄陽、杆城、長箭洞、元山、西湖津、龍浦、新昌、城津、明川、漁大津、獨津、靑津、梨津を經て雄基に至るものにして航海は一月一往復とし、片路發着共に四日を要す。

(ロ)釜山、雄基線　釜山を發し蠶山、迎日、竹邊、江陵、襄陽、杆城、長箭洞、元山、西湖津、龍浦、新昌、城津、明川、漁大津、獨津、靑津、梨津を經て雄基に至るものにして航海は一月一往復とし、片路發着共に八日間を要す。

(ハ)西湖津、江陵線　西湖津を發し元山、長箭洞、水原端、杆城、襄陽を經て江陵に至

る、月一往復を命令航路とし片路發着共に四日乃至五日間を要す。

(ニ)元山、雄基線　元山を發し西湖津、新浦、新昌、端川、城津、明川、漁大津、獨津、青津、梨津を經て雄基に至るものにして一月三往復を命令航路とし、尚自由航路として月一回以上往復せり、但し此航路に在りては片路發着共に五日間を要す。

二、大韓協同郵船株式會社經營　釜山北韓線不定期航海なるも時々北韓各港に寄港せり、而して釜山、元山間は航海の都度郵便物を搭載す。

三、此外日本軍隊御用船(第二號海丸)一月凡そ二回釜山、元山間を航行し、長箭洞、青津、江陵、三陟、竹邊、寧海、迎日、蔚山に寄航するものあり。

左に韓商滊船株式會社及吉田秀次郎に交付の航海命令書並同命令書に基き認可せられたる乘客及貨物運賃表を掲くへし。

政府ハ韓商滊船株式會社ニ對シ左ノ條件ニ依リ補助金九萬圓ヲ交付スルモノトス

一補助金ハ隆熙二年ヨリ三箇年間毎年金三萬圓ヲ交付シ合計金九萬圓トス但シ隆熙二年中ニ會社カ營業ヲ開始セサルトキハ全然補助金ヲ交付セサルコト

二會社ハ毎營業期ニ於ケル純益金中ヨリ其百分ノ十ヲ積立金トシテ控除シ其ノ殘額カ拂込資本額ニ對シ年八分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ十分ノ五ヲ補助金ノ返納ニ充テ漸次補助金ヲ完納スヘキコト

三前項ノ返納ヲ爲ルマテ別紙ノ命令事項ヲ遵守スヘキコト但シ政府ハ都合ニ依リ其命令事項ヲ變更スルコトアルヘキコト

命令事項

一釜山迎日灣間及釜山木浦間ノ航路ニハ總噸數百八十噸以上最強力一時間七海里以上ノ滊船二隻ヲ使用シテ前者ハ毎月往復二回以上一年期間往復二十四回以上後者ハ毎月往復四回以上一年期間四十八回以上ノ航海ヲ爲スヘキコト

二釜山迎日灣間ノ航海ハ往復共蔚山ニ寄航スルモノトス

釜山木浦間ノ航海ハ左記ノ箇處ニ寄航スルモノトス

馬山統營三千浦、左水營、莞島、羅老島、碧波津、木浦所安島、濟州府、牛島、巨文島、安島、欲知島、長承浦

三各航路起點、終點ノ兩港ニ於ケル發着日時ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルコト

四旅客貨物ノ運賃ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルコト

五小形帆船又ハ石油發動機附帆船ヲ以テ寄航地ト其附近トノ聯絡運輸ヲナサシムルコトアルヘキコト

六政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ航路寄航地滊船ノ種類噸數噸數總力及航海度數ノ變更ヲ命スルコトアルヘキコト

七政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ旅客貨物ノ運賃ヲ低減セシムルコトアルヘキコト

八補助金ハ毎年六月及十二月ニ各其ノ年額ノ十分ノ五ヲ交付ス

釜山雄基 釜山元山 西湖江陵 元山雄基 間船客運賃表

釜山	一,00	二,00	三,00	三,五0	三,八0	四,00	四,二0	四,三0	四,五0	四,七0	五,00	五,二0	五,五0	五,八0	六,00	六,四0	六,八0	七,00	七,五0	八,00	八,五0	釜山
蔚山	一,五0	二,五0	三,00	三,六0	三,八0	四,00	四,10	四,二0	四,五0	四,七0	五,00	五,二0	五,五0	五,八0	六,00	六,二0	六,四0	七,00	七,五0	八,00	蔚山	

九、取締役及監査役ノ就任ハ政府ノ承認ヲ經ヘキコト

十、定款ヲ變更セントスルトキハ政府ノ承認ヲ經ヘキコト

十一、毎月營業ノ景況及收支計算ニ關スル報告書ヲ提出スヘキコト

十二、會社ハ政府ノ認可ヲ經ルニアラサレハ株主ニ配當金ノ分配ヲナスコトヲ得サルコト

十三、毎決算期後七十日以内ニ財産目錄貸借對照表營業報告書損益計算書準備金及利益ノ配當ニ關スル書類ヲ提出スヘキコト

十四、政府ハ何時ニテモ會社ノ金庫帳簿文書及物件ヲ檢査スヘキコト

十五、正當ノ事由ナクシテ本命令又ハ本命令ニ基キテ發シタル諸般ノ命令ニ違背シタルトキハ一時ニ補助金ノ全部ヲ返納セシムルコトアルヘキコト

航海補助ニ關スル命令書

釜山元山間釜山雄基灣間元山雄基灣間及西湖江陵間航海補助トシテ隆熙二年九月ヨリ同年八月マテニ至ル三箇年毎年釜山元山間ハ四千六百七十圓釜山雄基灣間ハ五千百三十九圓元山雄基灣間ハ五千百五十四圓西湖江陵間ハ二千五百十六圓合計金壹萬七千拾九圓ヲ交付シ及別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ總噸數五百噸以上ノ滊船一隻ヲ貸與スヘキニ依リ別紙命令條件ヲ遵守シ航海ヲ爲スヘシ

前項補助金ハ隆熙十二年九月ヨリ以後十箇年間ニ毎年其十分ノ一ニ相當スル金額ヲ返納スヘシ

別紙命令書ノ事項ハ補助金ノ返納ヲ終ルニ迄遵守ノ義務アルモノトス

命令書

一、釜山元山間及釜山雄基灣間ノ航路ニハ總噸五百噸以上ノ滊船一隻ヲ使用シテ毎月一回一年期間十二

船客運賃表

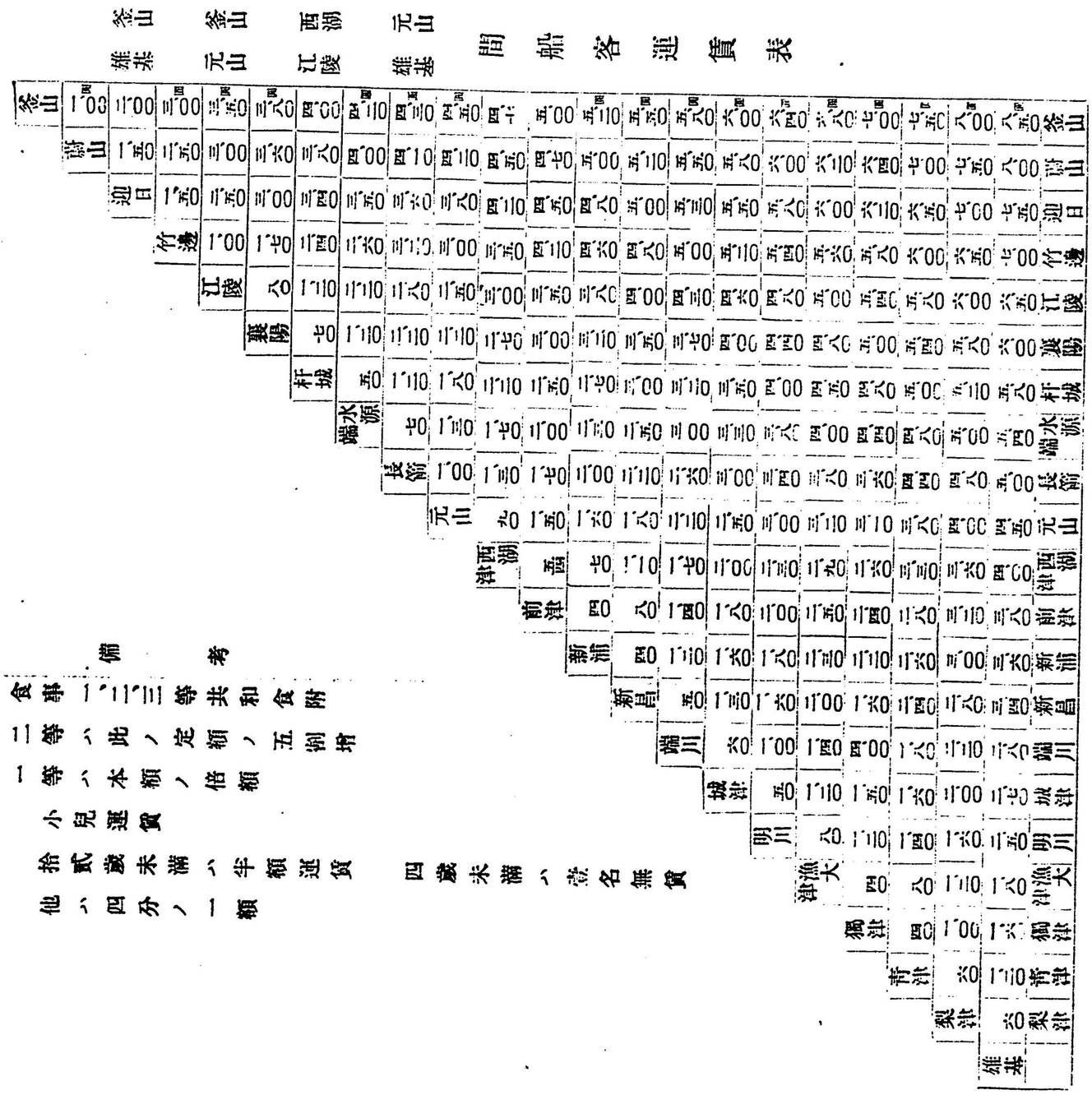

備考

附則

五、船客運賃ノ倍額ハ本額ノ倍額トス

二等ハ此ノ定額ノ五分ノ一

三等ハ本額ノ十分ノ一

食事ハ二等共和食

小兒運賃

四歳未滿ハ無賃

拾貳歳未滿ハ半額運賃

他ハ四分ノ一額

釜山元山 釜山雄基 西湖津江陵 元山雄基 間荷物運賃表

（本表ノ単位ハ銭トス）

	釜山	蔚山	迎日	竹邊	江陵	襄陽	杆城	水源端	長箭洞	元山	西湖	前津	新浦	新昌	端川	城津	明川	漁大津	獨津	青津	梨津
蔚山	二〇〇 二四〇〇 五〇																				
迎日	二八〇 三〇〇〇 五〇	二五〇 二五〇〇 五〇																			
竹邊	三五〇 三五〇〇 五〇	三五〇 三〇〇〇 五〇	二五〇 二五〇〇 五〇																		
江陵	四〇〇 四〇〇〇 五〇	三五〇 三〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	二〇〇 二五〇〇 五〇																	
襄陽	四四〇 四四〇〇 五〇	三五〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	二〇〇 二五〇〇 五〇																
杆城	四六〇 四六〇〇 五〇	四四〇 四四〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	二〇〇 二五〇〇 五〇															
水源端	四八〇 四八〇〇 五〇	四六〇 四六〇〇 五〇	四四〇 四四〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 三〇〇〇 五〇	二〇〇 二五〇〇 五〇														
長箭洞	五〇〇 四八〇〇 六〇	四八〇 四八〇〇 五〇	四五〇 四五〇〇 五〇	四〇〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 三五〇〇 五〇	三〇〇 三〇〇〇 五〇	二五〇 二八〇〇 五〇	二〇〇 二五〇〇 五〇													
元山	五二〇 五〇〇〇 六〇	五〇〇 四八〇〇 六〇	四五〇 四五〇〇 五〇	四〇〇 四〇〇〇 五〇	三五〇 三五〇〇 五〇	三〇〇 三〇〇〇 五〇	二五〇 二八〇〇 五〇	二五〇 二八〇〇 五〇	二〇〇 二五〇〇 五〇												
西湖	五三〇 五〇〇〇 六〇	五二〇 五〇〇〇 六〇	五〇〇 五〇〇〇 六〇	四四〇 四五〇〇 五〇	四〇〇 四四〇〇 五〇	四〇〇 四〇〇〇 五〇	三五〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇											
前津	五六〇 七〇〇〇 六〇	五四〇 五四〇〇 六〇	五二〇 五〇〇〇 六〇	五〇〇 五〇〇〇 六〇	四六〇 四六〇〇 六〇	四五〇 四四〇〇 五〇	四〇〇 四〇〇〇 五〇	三七〇 三〇〇〇 五〇	三五〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇										
新浦	五六〇 八〇〇〇 六〇	五四〇 七〇〇〇 六〇	五二〇 五四〇〇 六〇	五一〇 五〇〇〇 六〇	四八〇 五〇〇〇 六〇	四七〇 四六〇〇 五〇	四二〇 四四〇〇 五〇	四〇〇 四〇〇〇 五〇	三七〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇									
新昌	五七〇 八〇〇〇 六〇	五五〇 八〇〇〇 六〇	五三〇 七〇〇〇 六〇	五二〇 五四〇〇 六〇	五〇〇 五〇〇〇 六〇	四八〇 五〇〇〇 六〇	四五〇 四六〇〇 五〇	四二〇 四四〇〇 五〇	四〇〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇								
端川	五八〇 八〇〇〇 六〇	五六〇 八〇〇〇 六〇	五五〇 八〇〇〇 六〇	五三〇 七〇〇〇 六〇	五二〇 五四〇〇 六〇	五〇〇 五〇〇〇 六〇	四七〇 五〇〇〇 六〇	四五〇 四四〇〇 五〇	四二〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇							
城津	六〇〇 八五〇〇 六〇	五八〇 八〇〇〇 六〇	五七〇 八〇〇〇 六〇	五五〇 八〇〇〇 六〇	五四〇 七〇〇〇 六〇	五二〇 五四〇〇 六〇	五〇〇 五〇〇〇 六〇	四七〇 五〇〇〇 六〇	四五〇 四四〇〇 五〇	三六〇 四〇〇〇 五〇	三六〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇						
明川	六二〇 八五〇〇 六〇	六一〇 八五〇〇 六〇	六〇〇 八〇〇〇 六〇	五八〇 八〇〇〇 六〇	五六〇 八〇〇〇 六〇	五四〇 七〇〇〇 六〇	五二〇 五四〇〇 六〇	五〇〇 五〇〇〇 六〇	四七〇 五〇〇〇 六〇	四四〇 四四〇〇 五〇	三六〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇					
漁大津	六三〇 八五〇〇 六〇	六二〇 八五〇〇 六〇	六一〇 八五〇〇 六〇	六〇〇 八五〇〇 六〇	五八〇 八〇〇〇 六〇	五五〇 八〇〇〇 六〇	五三〇 七〇〇〇 六〇	五〇〇 五四〇〇 六〇	四八〇 五〇〇〇 六〇	四六〇 五〇〇〇 六〇	四四〇 四四〇〇 五〇	三六〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇				
獨津	六五〇 九〇〇〇 六〇	六三〇 九〇〇〇 六〇	六三〇 八五〇〇 六〇	六〇〇 八五〇〇 六〇	五八〇 八〇〇〇 六〇	五六〇 八〇〇〇 六〇	五四〇 八〇〇〇 六〇	五二〇 七〇〇〇 六〇	五〇〇 五四〇〇 六〇	四八〇 五四〇〇 六〇	四六〇 五四〇〇 六〇	四四〇 四四〇〇 五〇	三六〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇			
青津	六八〇 九〇〇〇 六〇	六六〇 九〇〇〇 六〇	六三〇 八五〇〇 六〇	六一〇 八五〇〇 六〇	六〇〇 八五〇〇 六〇	五七〇 八〇〇〇 六〇	五六〇 八〇〇〇 六〇	五五〇 八〇〇〇 六〇	五二〇 七〇〇〇 六〇	四八〇 五四〇〇 六〇	四八〇 五四〇〇 六〇	四六〇 五〇〇〇 六〇	四四〇 四四〇〇 五〇	三六〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇		
梨津	七〇〇 九〇〇〇 六〇	七〇〇 九〇〇〇 六〇	六九〇 九〇〇〇 六〇	六八〇 八五〇〇 六〇	六五〇 八五〇〇 六〇	六三〇 八五〇〇 六〇	六二〇 八〇〇〇 六〇	六〇〇 八〇〇〇 六〇	五八〇 八〇〇〇 六〇	五六〇 七〇〇〇 六〇	四八〇 五四〇〇 六〇	四八〇 五四〇〇 六〇	四六〇 五〇〇〇 六〇	四四〇 四四〇〇 五〇	三六〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇	
雄基	七五〇 九〇〇〇 六〇	七四〇 九〇〇〇 六〇	七三〇 九〇〇〇 六〇	七一〇 九〇〇〇 六〇	七〇〇 八五〇〇 六〇	六九〇 八五〇〇 六〇	六八〇 八五〇〇 六〇	六六〇 八〇〇〇 六〇	六五〇 八〇〇〇 六〇	六四〇 八〇〇〇 六〇	五六〇 七〇〇〇 六〇	四八〇 五四〇〇 六〇	四八〇 五四〇〇 六〇	四六〇 五〇〇〇 六〇	四四〇 四四〇〇 五〇	三六〇 四〇〇〇 五〇	三四〇 四〇〇〇 五〇	三二〇 三〇〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	三〇〇 二八〇〇 五〇	一七〇 二四〇〇 五〇
	雑貨一噸ニ付 穀物百石ニ付 取	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝	仝

備考

此運賃率ノ外

重量噸嵩高品長大物品

危険物甲板上積ハ其品ノ經

重大小ニヨリ本率ノ二割以上ヲ加フ

回ノ航海ヲ爲スコト

元山雄基灣間ノ航海ニハ總噸數百八十噸以上最速力一時間七浬里以上ノ汽船一隻ヲ使用シテ毎月三回ノ航海ヲ爲スコト

回一年期間三十六回ノ航海ヲ爲スコト

四湖江陵間ノ航海ニハ總噸數百八十噸以上最速力一時間七浬里以上ノ汽船一隻ヲ使用シ毎月一回一年期間十二回ノ航海ヲ爲スコト

一、釜山元山間ノ航海ハ往復トモ蔚山、迎日灣、竹邊灣、江陵、襄陽、高城、長箭洞ニ寄港スルモノトス

釜山雄基間ノ航海ハ往復トモ蔚山、迎日灣、竹邊灣、江陵、襄陽、杆城、長箭洞、元山、四湖、新浦、新昌、城津、明川、漁太津、羅津、青津、梨津ニ寄港スルモノトス

元山雄基間ノ航海ハ往復トモ四湖、新浦、新昌、城津、明川、漁太津、羅津、青津、梨津ニ寄港スルモノトス

一、旅客貨物ノ運賃ハ政府ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムルコト

一、政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ種類ヲ指定シテ旅客貨物ノ運賃ヲ低減セシムルコトアルヘキコト

一、政府ハ非常事變ノ際ニ於テ各航路ノ船舶並ニ船員ヲ使用スルヲ得ルコト但シ此場合ニハ相當ノ使用料ヲ支給スルコト

一、各航路起點終點ノ開港ニ於ケル發着日時ハ政府ノ認可ヲ經テ之ヲ定ムルコト

政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ各航路内ニ於テ寄港地ヲ增加シ又ハ變更ヲ命スルコトアルヘキコト

一、定期船舶檢査又ハ修繕ノ爲メ休航スルトキハ其ノ時々事由ヲ具シ政

第十五章　海　運

府ニ届出ツヘシ

一、補助金ハ三箇月毎ニ前三箇月分ヲ各航路毎ニ計算シテ交付ス

一、事故ノ爲メ豫定ノ航路ヲ爲ササルトキハ其航海度數ニ應シ別ニ定ムル所ノ規定ニ依リ補助金ヲ減額スルモノトス但シ政府ニ於テ必要ト認ムルトキハ補助金ノ減額ニ代ヘ補航ヲ命スルコトアルヘシ

一、毎月營業ノ狀況及收支計算書ニ關スル報告書ヲ政府ニ提出スヘシ

一、政府ハ何時ニテモ營業ノ實況、出納帳簿文書、物件等ヲ檢査スルコト

一、正當ノ事由ナクシテ本命令又ハ本命令ニ基キテ發スル政府ノ命令ニ違反シタルトキハ期限ニ限リ又ハ補助金ノ全部ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第十五章　通　信

本邦に於ける通信事業は左記日韓兩國政府の取極書に依りて其管理を全然日本國政府に委託し、日本政府は通信機關に要する費用全部を負擔して現に是れか經營に當れるなり。

取極書

日韓兩國政府は通信機關を整備し日本國の通信機關と合同聯絡して兩國共通の一組織をなすを以て韓國の行政上並に經濟上得策なりとし且之れが爲め韓國の郵便電信電話事業を日本國政府の管理に委托

する必要と認め大日本帝國特命全權公使林權助及大韓國外部大臣李夏榮は右相當の委任を受け左の取極をなす

第一條　韓國政府は其國内に於ける郵便電信及電話事業宮内府專屬を除くの管理を日本國政府に委託す可し

第二條　韓國政府の既設通信事業に關聯する土地、建物器具、機械其他一切の設備は本契約に依り日本國政府の保管に移るものとす

前項土地建物其他の設備に關しては兩國の官憲會同の上財產目錄を調製し以て他日の證とすへし

第三條　韓國の通信機關擴張の爲め日本國政府に於て必要とする場合には國有の土地及び建物は無償にて之れを使用し及び一私人の土地建物は之を有償にて收用することを得

第四條　通信機關の管理及財產の保管に關しては日本國政府は自己の計算を以て善良なる管理人の責に任す可し

通信機關に要する費用も亦日本政府の負擔たる可し

日本政府は通信機關の管理に關する財政狀況を韓國政府に公示す可し

第五條　日本政府か通信機關の管理若くは擴張上必要とする設備並に物件は一切の課說を免除せらるる可し

第六條　日本國政府の管理權及業務擴張に抵觸せさる範圍に於て現在の通信院を存置するは韓國政府の任意たるへし日本政府は管理及擴張の業務に關し可成多くの韓國官吏又は使用人を用ふ可し

第七條　郵便電信及電話に關し從前韓國政府か外國と協定したる事項に付ては日本國政府代て其權

第十五章　通　信

利な行使し其義務を履行す可し

通信機關に關し將來新に韓國政府と外國政府との間に協定の必要ある場合に於ては日本政府は韓國政府に代て其協定の責に任す可し

第八條　日本國政府と韓國政府との間に從來成立せる通信機關に關する各種の協定は本協約に依り當然改廢變更せられたるものとす

第九條　從來韓國通信事業發達の爲め日本國政府が既設設備の管理保管及新事業に費したる出費に對し十分の收益を生するに至るときは日本國政府は收益の內相當の部分を韓國政府に交付すへし

第十條　將來韓國政府の財政に十分の餘裕を生したる場合は兩國政府協約の上通信機關の管理を韓國政府に還附す可し

明治三十八年四月一日
光武九年四月一日

特命全權公使　林　權　助
外務大臣　李　夏　榮

是より以前に在りても郵便、電信電話等各機關共に多少の設備なきにあらさりしも郵便の如き唯普通郵便、書留、小包等の取扱に止り而も通信の確實敏速は得て望む可らさりしなり、電信の如きも亦其回線の迂回復雜なる幾多の中繼經由を要

して敏活を缺き、電話の如きも僅に京城、仁川、平壤に設置ありしのみにて加入者は極めて少なく總て其設備の不完全なる之れを現狀に較ふれは甚た幼稚にして唯其形体を存するまてに過きさりし、然るに日本政府は明治九年釜山居留地界に其郵便局を設置せしを始めとし、漸次各開港及京城、平壤等に及ほし明治三十八年に至りては局、出張所、受取所等を通して六十三箇所の多きに達せしのみならす尙同國出漁者の便に資するか爲め在釜山朝鮮海水產組合の巡邏船にも受取所を設け普通郵便の外爲替貯金、小包等をも取扱ひ其機關の完備せる素より之れを當時に於ける本邦通信機關に比すへきにあらさりし、日韓通信合同及聯絡を協定せらるるに至りしは要するに這般の事情亦其一因たらすんはあらさるなり、而して合同協約成り日本政府に管理を委托せし以來其發達著しき、ものありて日本人又は其他の外國人所在地には局又は郵便所を置き、郡衙所在地には郵便取扱所を置き、單に本邦人のみなる部落には郵遞所を置き、今や全國到處として通信の便を有せさるはなく電信、電話の如きも亦是れに伴ふて其進步實に驚く可きものあり、郵便取扱所は、郵便事務の外本邦國庫金出納事務をも取扱へり、蓋し本事務は金庫未設地

に限りて其取扱を委託せしものに係り其代償として政府は毎年二十五萬圓を統監府に交付せり（但し本金は以て其費用を償ふに足らす殆んど倍額を要すと云ふ）左に本年一月現在の郵便電信局所數及過去數年間に於ける各年末の局所數、郵便、電信、電話、各線里數を表示すへし。

局所數

局所別		局所數
郵便局	郵便電信取扱	八
	郵便取扱	三八
	小計	五
取扱所	郵便電信取扱	五一
	郵便取扱	二五
	小計	七六
郵便所	郵便電信取扱	一一七
	郵便取扱	一四二
	小計	二一
		五一

（管理事務分掌郵便電信取扱）

	電信取扱所	七二
	郵遞所	五一
	郵便継立所	一六六
	郵便立換所	一
	郵便受渡所	七
	小計	三
明治三十九年度末（光武十年）		合計四九三
同　三十八年度末（同　九年）		五〇八
同　三十七年度末（同　八年）		四九〇
同　三十六年度末（同　七年）		六七
同　三十五年度末（同　六年）		二八
		一八

郵便線路

線路種別	年	里程（一日分平均）
單里程		

延里程（一日分平均）

鐵道郵便線路	明治三十八年末(光武九年)		六四八粁	
	同　三十九年末(同　十年)		六四八	
	同　四十年末(隆熙元年)		六四八	
水路郵便線路	同　三十八年末		一、六四〇	四七八粁
	同　三十九年末		八、四五三	一、五五八
	同　四十　年末		八、四九四	二、〇八二
通常道路郵便線路	同　三十八年末		三、六九五粁	二、六三九粁
	同　三十九年末		二、六七四	二、三六六
	同　四十　年末		二、五九四	二、八九五

電信及電話線

年別	回線種別		亘長延長	
三十八年末（光武九年）	電信回線		一、一七七粁	二、四〇九粁
	電話線	市内	一八	一七八
		市外	一四	九八

三十九年末（光武十年）	電信回線		一、二四七
	電話線	市内	三八
		市外	一四
四十年末（隆熙元年）	電信回線		二、二三三
	電話線	市内	五〇
		市外	一四

	電信回線		二、六三五
	電話線	市内	五六八
		市外	三一四
	電信回線		二、三〇八
	電話線	市内	一、三一八
		市外	三四〇

更に聯絡の結果日韓兩國主要地相互間郵便送達日數を表示せは左の如し。

日韓主要地相互間郵便送達日數一覽表（明治四十一年（隆熙二年）六月統監府通信管理局調）

日本各局＼韓國各局	釜山	馬山	大邱	大田	京城	仁川	開城	鎭南浦	平壤	新義州	義州	木浦	群山	元山
小倉	二日目	二日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目*	四日目*	四日目*	五日目*
福岡	二日目	二日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目*	四日目*	四日目*	五日目*
大分	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	五日目*	五日目*	五日目*	六日目*
佐賀	二日目	二日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目*	四日目*	四日目*	五日目*

熊本	長崎	宮崎	鹿兒島	那覇	山口	廣島	岡山	松山	松江	高松	善通寺	德島	高知	姬路	神戶
二日目	二日目	四日目	三日目	六*日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	二日目	二日目
二日目	二日目	四日目	三日目	六*日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	二日目	二日目
二日目	二日目	四日目	三日目	六*日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	二日目	二日目
二日目	二日目	四日目	三日目	六*日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	二日目	二日目
二日目	二日目	四日目	三日目	六*日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	二日目	二日目
二日目	二日目	四日目	三日目	六*日目	二日目	二日目	二日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	二日目	二日目
三日目	三日目	五日目	四日目	七*日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	三日目	三日目
三日目	三日目	五日目	四日目	七*日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	三日目	三日目
三日目	三日目	五日目	四日目	七*日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	三日目	三日目
三日目	三日目	五日目	四日目	七*日目	三日目	三日目	四日目	五日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	三日目	三日目
四日目	四日目	六日目	五日目	八*日目	四日目	四日目	四日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	四日目	四日目
四*日目	四*日目	六*日目	五*日目	八*日目	四*日目	四*日目	四*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	四*日目	四*日目
四*日目	四*日目	六*日目	五*日目	八*日目	四*日目	四*日目	四*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	九*日目	九*日目	四*日目	四*日目
五*日目	五*日目	七*日目	六*日目	九*日目	五*日目	五*日目	五*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	五*日目	五*日目

鳥取	大阪	奈良	津	岐阜	京都	大津	和歌山	金澤	福井	富山	名古屋	靜岡	橫濱	甲府	長野
四日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目
四日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目
四日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目
四日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目
四日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目
四日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目
五日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	五日目
五日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	五日目
五日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	五日目
五日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	五日目
六日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	六日目	六日目
六*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	六*日目	六*日目
六*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	五*日目	六*日目	六*日目
七*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	六*日目	七*日目	七*日目

	新潟	東京	浦和	千葉	宇都宮	前橋	水戸	福島	仙臺	山形	秋田	盛岡	弘前	青森	札幌	旭川
新潟	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
東京	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
浦和	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
千葉	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
宇都宮	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
前橋	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	三日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
水戸	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
福島	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
仙臺	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
山形	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
秋田	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
盛岡	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
弘前	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	六日目	五日目	六日目	六日目
青森	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	四日目	五日目	四日目	五日目	五日目
札幌	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	六日目	五日目	六日目	六日目
旭川	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	五日目	六日目	五日目	六日目	六日目
釜山	六日目	六日目	六日目	六日目	六日目	六日目	六日目	六日目	六日目	六日目	六日目	六日目	七日目	六日目	七日目	七日目
馬山	七日目*	七日目*	七日目*	七日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	七日目*	六日目*	七日目*	七日目*
木浦	七日目*	七日目*	七日目*	七日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	六日目*	七日目*	六日目*	七日目*	七日目*
元山	八日目*	八日目*	八日目*	八日目*	七日目*	七日目*	七日目*	七日目*	七日目*	七日目*	七日目*	七日目*	八日目*	七日目*	八日目*	八日目*

	樺太
新潟	七日目*
東京	七日目*
浦和	七日目*
千葉	七日目*
宇都宮	七日目*
前橋	八日目*
水戸	八日目*
福島	八日目*
仙臺	八日目*
山形	九日目*
秋田	九日目*
盛岡	十日目*

備考、

一、本表ハ日韓各主要地相互間通常郵便物送遞ニ要スル日數ヲ見ルノ便ニ供スルモノトス

二、本表ノ日本主要地ハ縣廳所在地及ヒ師團司令部所在地等ヲ主トシテ掲ク

三、本表日數ハ局相互間ノ送遞所要日數(送遞)ヲ掲ケタルモノナルヲ以テ郵便物ノ投函時刻及ヒ郵便局ノ配遞時刻ノ關係ニ依リテハ本表日數ヨリ凡一日延伸スルコトアルヘシ

四、本表中日數ノ上部ニ*ヲ附シタルモノハ船便聯絡ノ如何ニヨリテハ一日以上數日延伸スルコトアルヘシ

巡邏船郵便所集配區域

沿海に於ける日本出漁者の便に資する爲め朝鮮海水産組合巡邏船中に設置の郵便所は從前に引續きて其事務を取扱ひ、其他各島嶼にも毎月數回遞送を開かれ頗る便利を與へらる(各漁村浦及各島嶼に於ける通信の狀況別に記すへし)現時巡邏船中に設置せらるる郵便所は釜山、馬山、木浦の三ヶ所を起点とするものにして其區域は各巡邏船の巡邏區域に依る左の如し。

一、釜山を起点とするもの、東江原道三陟郡の長楸里より西鎭海灣の東水道を扼する加德島に至る沿海一帶。

二、馬山を起点とするもの、加德島より西、蟾津江にに至る沿海一帶。

三、木浦を起点とするもの全羅南北道沿海一帯

朝鮮海水産組合は尚此地に元山群山仁川支群所属巡邏船中にも郵便所設置を出願せりと、是等にして其設置を見るに至らんか管に出漁者の利便なるのみならず沿海漁村諸島嶼在住者を益する尠少ならさるへし。

第二編　水産一班

第一章　水産物

本邦に産する既知の有用水産物は凡そ一百四種類にして中海獣類六種類、魚類六十種類、貝類十九種類、藻類九種類、其他十種類、なりとす、左に此概別に依り各種類の名稱を列擧すへし。

海獣類

鯨、海豚、スナメリ、海豹、膃肭獣、水獺。

魚類

明太魚、鱈、石首魚、鰡、鰊、鰯、鯵、鯖、鯖、羽魚、鮪、鰹、鰒、鯛、舒、大刀魚、鰆、鱚、鰤、魚、鰻、河豚、ベラ、カワハギ、オコゼ、鮟鱇、目張魚、黒鯛、黒魚、公魚、玉筋魚、白魚、海鰻、鱧、八ッ目鰻、鰭、鮭、鱒、イダ、鰌、鮎、鯇、鯉、鮒、鯊、鮠。

貝類

鮑、栄螺、トコブシ、赤辛螺、貽貝、帆立貝、蛤、蜆、汐吹、淺蜊、伏老、玉蛸貝、ミルクヒ、牡蠣、蠣

竹蠣、烏貝、蚌貝。

藻類

昆布、搗布、荒布、和布、鹿角菜、海蘿、海苔、石花菜、アヲサ。

其他

海鼠、海鞘、鰕、イバラガニ、タカアシガニ、冠蟹、蛸、烏賊、水母。

以上の水產物は本邦沿海の形象東北部と西南部とに大差あるに從ひ其分布を異にせり、今其著しきものを擧くれは明太魚、鰊、鰤、鰆、鮭、鱒、公魚、帆立貝、北寄貝、蚌貝ミルクヒ、イバラガニ、タカアシガニ、昆布の如きは主として東北部（或錢、仁原慶尚北各道沿海に產し、石首魚、鯣、鮒、鰡、海鰻、大刀魚、鮒、赤魚、火魚、鰉、白魚、淺蜊、汐吹、鰕、烏賊、搗布、荒布、鹿角菜、水母の如きは主として西南部（慶尚南全羅忠淸黃海平安各道）沿海に產せり。

此等水產物を捕採するの時期は多季に於ける明太魚、鰊、鰤の如きを外にしては概して春夏秋の三季に涉り就中其盛期は春夏の交にあり。

本邦人の捕採物中主要なるものは明太魚、石首魚、鰕、鰡、鰊等にして日本通漁者の主要捕採物は鯛、鰡、絲石首魚、海鼠、鮑等とし、淸國人は大刀魚、鰆、火魚石首魚、鰕等を捕採

す。

本邦人の捕採に係るものは概ね乾製又は鹽藏と爲して內國に需用せられ海外に輸出せらるるは鰡、石花菜、海蘿等日本に輸送せらるるに止れり、日本人の捕採にかかるものは多くは生鮮の儘其一部は本邦內地に放散し他は日本に輸送せらる、其本邦內地に放散するものの中本邦人の需用に供せらるるは石首魚等にして他は在留日本人間に需用せらる又日本に輸送せらるるものの中鮑、海鼠、貽貝、牡蠣等は淸國向に製造を加へたるものにして是等は日本より再び淸國に輸出せらる、淸國人の捕採にかかるものは魚類は鹽藏し、鰕は乾製し殆んど全部淸國に輸送せらる。

一年中に於ける水產物の產額は大約一千一百五十四萬七千餘圓にして內魚類約七百十三萬九千餘圓、海藻四十萬八千餘圓許、食鹽四百萬圓許なりとす、以下各種水產物に就き其形態分布、漁具、漁法、處理、販賣、產額及特種なる漁業組織等を概說すへし。

くぢら　鯨

本邦沿海に回游する鯨族は有鬚族の背美、座頭、長須、小鯨（靑鯨）鰛鯨等にして抹

香鯨及ひ槌鯨は回游することなし、背美も近年殆んど其回游を絶ち、數年間に於て僅に二、三頭を捕獲せられにしに止り、座頭も亦其回游を減し毎年十數頭を獲るに過きす、今に至りて尚回游夥多なるは長須にして時に或は數十百の大群を爲して通過することあり、此鯨は各種族中に於て體軀最も長大にして小なるものと雖も尚八、九尋、大なるは二十尋に達し十二、三尋なるを多しとす、体色白色なるあり、灰色なるあり、白色なるを白長須といふ、此鯨は油量少なからす、肉味座頭に亞く、然れとも游泳迅速にして捕獲難なり、小鯨及ひ鰛鯨は其捿息饒多にして殊に小鯨は遽尚及全羅の南岸に來るもの多く暗礁の附近及岸邊に近く回游す、蓋し岩礁間に捿息せる海鼠、蟹、小魚等の餌料を獲んか爲なりとす、此鯨は體軀短小にして小なるものは四、五尋大なるものも八、九尋に過きす、油量少なく肉味又美ならす、而も性敏捷にして捕獲し易からす。

鯨族の去來　本邦沿海に於ける鯨族の去來は毎年晩秋の頃寒流の幅員漸く廣まると共に北海より漸次南下して九、十、十一月の頃には咸鏡、江原、慶尚各道の沿海を通過し十二月より一月の頃には沖合を通過し、朝鮮海峽を經て日本五島附近に至る深海を游泳し三、四月頃暖流幅員の膨脹に逐はれて前路を辿り北返するもの如し、而して四、五、六月の頃には鬱陵島附近最も回游多し、忠清、京畿、黄海、平安各道の沿海則ち黄海に於ても時に鯨鯢の游泳するを見ると雖も未た捕獲したるものなきを以て其情況を詳かにすることを得す。

慶尚道巨濟島附近に於ける小鯨回游の情況は毎年十月頃より冬季までは巨濟島と地陸との間を北より南に通過し、翌年春季に至り同島沖合を南方より北方に向ふて通過するもの多しと云ふ。

捕鯨季節　鯨族回游の概況此の如くなるを以て本邦沿海に於ては周年其捕獲に從事することを得へし、殊に夏季は海上靜穩にして且つ鯨族も亦概して海岸に接近し來るを以て捕獲し易し、然れとも是れと同時に濫獲の弊に陷り易く、又夏季に在りては脂肪消耗して滋味乏しく搾油供食と共に宜しからす、加も價格廉にして且つ腐敗を來す虞あり、隨て捕鯨者の經濟は夏季に三頭を獲るよりも寧ろ冬季に一頭を獲るに若かすと爲す、日本明治二十九年八月の頃露國捕鯨船は咸鏡道の馬養島附近に出漁して一日に七頭を捕獲し、又同三十六年の八月にも同附近に出

漁し一週の内數日を休業して尚十二頭を獲却て措置に窮したることありと云ふ、鯨族中價格最も貴き背美鯨の回游を絶つに至りしか如き座頭鯨の回游を減少したるか如き、畢竟するに皆從前に於ける濫獲の結果に外ならず、是を以て昨隆熙元年九月法律第七號捕鯨業管理法を制定し捕鯨期間を十月一日より翌年四月三十日に至る七箇月間とし、其他の期間則ち五月より九月に至る五箇月間を禁漁期と爲したり。

捕鯨根據地及漁場

漁場　露國捕鯨船は咸鏡道の馬養島、江原道の長箭洞、慶尚道の蔚山以上三ヶ所に根據し鯨鯢を逐ふて根據地を移したりしも今は巍れも主として蔚山に根據し長箭洞以北に到りて捕鯨することなし但し捕鯨難なるにあらすして運搬に便ならさるに依る、而して其漁場は長須及座頭は根據地を距る五、六十浬とし時に八、九十浬より百浬に出つることなきにあらす、小鯨は大抵十五、六浬より二十四、五浬の間とし三十浬の外に出漁するは罕なりとす。

捕鯨業者

捕鯨業者及基地　現時本邦に基地を有し捕鯨に從事せるは東洋漁業株式會社長崎捕鯨合資會社、日韓捕鯨合資會社の三會社にして東洋漁業株式會社及長崎捕鯨合資會社の二會社は露國捕鯨船の割截地たりし馬養島長箭洞、蔚山の三ヶ所を基地とし、日韓捕鯨合資會社は蔚山及巨濟島の知世浦を基地と爲す（捕鯨業の特許及沿革等は第三輯に於て詳說すへし）

捕鯨概況　捕鯨管理法制定前に在りては大抵九月より翌年七月までを一漁期と爲したり、左に日本明治三十九年九月より四十一年二月に至る前記三會社の捕鯨統計を表示すへし、以て近時に於ける捕鯨情況の一班を窺ふに足るものあらん。

東洋漁業株式會社捕鯨頭數月別表（自明治三十九年光武十年九月至同四十一年隆熙二年二月）

年	月	鯨種	頭數	牝	平均身長	漁場
明治三十九年	九月	長須鯨	三	二	二	竹邊、迎日
同	十	長須鯨	一〇	五	五	同、同
同	十一	長須鯨	一	一	一	同、同
同	十二	鯨	六	三	二	蔚山北二〇浬
同四十一年	一月	鯨	三	一	二	蔚山北二〇浬
同	同	背美	一		一	同　北五〇浬

同二月	長須	六	三	三	六〇	同 北四三浬
同同	座頭	一	一	|	四〇	同 北二六浬
同三月	長須	三	二	一	六〇	同 北五五浬
同同	兒鯨	三	一	二	四二	同 北三八浬
同四月	長須	二	|	二	六〇	長箭、
同六月	長須	三	八	一四	五三	蔚山の北東五〇浬
同七月	長須	二	七	四	五二	同 北八浬東三三浬
同同	白長須	二	二	|	六八	同 北八浬東六八浬
小計		一三五	六四	七一	七一	
明治四十年九月	長須	三	三	|	六〇	蔚山の東一五浬
同同	白長須	一	|	一	六四	同 東一五浬
同十月	長須	一六	二	五	五九	同 北東四三浬
同十一月	長須	一四	一〇	四	五七	同 南東三〇浬
同同	白長須	二	|	二	七五	同 南東三〇浬

同同	兒鯨	一	|	一	三九	同 南東三〇浬
同十二月	長須	一	一	|	五二	同 北東一四浬
同同	白長須	一	|	一	七一	同 北東二五浬
同同	座頭	一	一	|	四〇	同 北東四〇浬
同同	兒鯨	三	九	三	三九	同 北東二五浬
明治四十一年一月	長須	一	一	|	五八	蔚山の北東七〇浬
同同	座頭	一	|	一	四七	同 北東二八浬
同同	兒鯨	九	三	六	三九	同 北東二三浬
同二月	長須	四	|	四	五七	同 北東四九浬
同同	兒鯨	一	|	一	三九	同 北二五浬
小計		一七	三九	三八	|	
合計	長須	一〇七	六三	四四		
	白長須	五	二	三		
	背美	一	一	|		

	座頭鯨	三	二	一
	兒鯨	六	五	一
	計	二三	一〇三	一九

長崎捕鯨合資會社捕鯨頭數月別表（自明治三十九年九月至同四十一年二月）

年	月	鯨種	頭數	牡牝	平均身長	漁場
明治三十九年	九月	長須鯨	三	二	一	竹邊、迎日
同	十月	長須鯨	二	一	四七	同、迎日
同	同	座頭鯨	一	一	五	同、迎日
同	十一月	長須鯨	一	一	四五	壽山の北東三〇浬
同	十二月	兒鯨	五	二	四	同　北東一六浬
明治四十年	一月	兒鯨	二六	七	五	同　北東一八浬
同	二月	長須鯨	三	九	五	同　北八浬、東三四浬
同	同	白長須鯨	一	一	八	同　北八浬、東三四浬

同	同	座頭	五	一	四五	同	北八浬、東三四浬	
同	三月	長須	四	一	五九	同	北東四四浬	
同	同	座頭	一	一	四五	同	北東四四浬	
同	同	兒鯨	一	一	四四	同	北東四四浬	
同	四月	長須	一	一	五七	同	北東二二浬	
同	六月	長須	一四	八	五六	同	北東五〇浬	
同	七月	長須	九	九	五〇	同	東北三四浬	
小	計		二九	西	五			
同	九月	長須	六	二	四	壽山の	東北八〇浬	
同	十月	長須	二〇	三	五	同	東四〇浬	
同	同	白長須	一	一	五	同	東八〇浬	
同	十一月	長須	一六	二	五	同	南二八浬	
同	同	兒鯨	二	二	四	同	南二八浬	
同	十二月	長須	三	二	五	同	北東一八浬	

日韓捕鯨合資會社捕鯨頭數月別表（自明治三十九年十月 同四十年三月）

年月	鯨種	頭數	牝	牡	平均身長	漁場
明治三十九年十月	長須鯨	三	二	—	六五	竹邊、迎日
同十一月	座頭鯨	一	—	一	四四	不明
同同	白長須鯨	二	—	二	六六	同
同同	兒鯨	二	一	一	四三	同
同十二月	長須	一	—	一	六八	同
同同	白長須	一	—	一	六四	同
同同	兒鯨	九	七	二	三八	同同
明治四十年一月	兒鯨	七	一	六	三九	蔚山の北東三〇浬
同同	背美	一	一	—	四二	同北東三〇浬
同二月	長須	四	—	四	五八	同北東八浬東、三八浬
同三月	長須	二	—	二	五六	同東三八浬
同同	座頭	一	—	一	四四	同東三八浬
同同	兒鯨	三一	一七	一四	四二	蔚山の北東一八浬
明治四十一年一月	長須	三	三	—	六二	同北東七五浬
同同	兒鯨	一六	二	一四	四〇	同北東一九浬
同二月	長須	五	三	二	六〇	同北七〇浬
同同	座頭	一	—	一	三〇	同北東一五浬
小計		一二四	五三	七一	—	
合計	長須	一二八	六四	六四		
	白長須	二	二	—		
	背美	—	—	—		
	座頭	六	二	四		
	兒鯨	一〇七	三九	六八		
	計	二四三	一〇七	一三六		

小計													
合計	長須鯨	九	三	一	二	三	三	九	一	一	二	三	三
	白長須鯨	三	一	一	一	一	三	九	二	一	三	七	三
	背美鯨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	座頭鯨	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	一三	五	三	四	四	五	一九	四	三	七	一二	一二
同十月	長須鯨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	座頭鯨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

更に前三表を合して捕鯨種類別と爲し表示すれは左の如し。

捕鯨種類別月次表（自明三十九年九月至同四十一年二月）

年月	種類	頭數	牝	牡
明治三十九年九月	長須鯨	一三	一二	一
同十月	長須鯨	一三	一二	一
	座頭鯨	三	三	〇

同十一月	長須鯨	二	二	一	二	一	一	六	二	五	三	一	四
	白長須鯨	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	一	一
	座頭鯨	一	一	一	一	一	一	四	一	五	一	〇	三
同十二月	長須鯨	二	二	一	二	一	一	六	二	五	三	一	四
	白長須鯨	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	一	一
	座頭鯨	一	一	一	一	一	一	四	一	五	一	〇	三
明治四十年一月	背美鯨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	座頭鯨	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同二月	長須鯨	二	二	一	二	一	一	六	二	五	三	一	四
	白長須鯨	一	一	一	一	一	一	四	一	四	三	一	一
	座頭鯨	一	一	一	一	一	一	四	一	五	一	〇	三

同三月	座頭	四	二	三	三六	三〇	二	一九七	九	一	四五	一	三〇
	兒鯨	二	一	一	一六	一六	二	一三一	四	一	一三	一	一九
同四月	長須	二	一	一	一〇	二	一四	一三六	五	一	一三	一	一二
同六月	長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
同七月	長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	白長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
小計		一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
同九月	長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	白長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
同十月	長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	白長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
同十一月	長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	白長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一

同十二月	長須	二	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	白長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	座頭	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	兒鯨	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
明治四十一年一月	長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	座頭	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	兒鯨	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
同二月	長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
同十二月	座頭	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
	兒鯨	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一
小計	長須	一	一	一	一〇	一	一	一二六	一	一	一三	一	一

	白長須	座頭	兒鯨	背美	計
合計	二〇	四	六	一	三一
	一	五	八	一	一五
	三一	八四	一三七	一	二六三
	二	二	一	一	五
	四八	三三	二六六	四	三五三

捕鯨處理　捕鯨は各會社共に其基地に於て截解し、鯨油、鯨歯、鯨筋、鯨骨等は殆んど其全部を日本に輸送し肉も其大部分は等しく日本に送り、其少量は本邦内地に販賣せらる、其日本に輸送するものは冬季に在りては無鹽の儘其他の時季に在りては鹽藏となす、鹽藏に要する食鹽使用量は季節に依りて多寡ありと雖も一漁期を通して鯨鯢の大小を平均し一頭に對し食鹽約壹萬斤内外なりと云ふ但し此の用量は夏季捕鯨に從事したる當時の概算にして夏季五月より七月末に至る間は鯨大小平均一頭に對し食鹽約壹萬斤内外を要したりと、故に晩秋より春季に亘りて一漁期とすれは其平均使用量は著しく減少せらるるや知るへきなり。

更に過去五年間に於ける捕鯨頭數を表示すれは左の如し。

捕鯨統計

年次	東洋漁業株式會社	長崎捕鯨合資會社	日韓捕鯨合資會社	計
明治三十六年（光武七年）	一五七	一	—	一五七
同三十七年（光武八年）	二八二	九一	—	三七三
同三十八年（光武九年）	二九三	三一	—	三二四
同三十九年（光武十年）	三二四	八四	二〇	四二八
同四十年（隆熙元年）	一四四	一七一	一五	三三〇
計	一、二〇〇	三七七	三五	一、六一二

捕鯨價格　捕鯨價格は年に依り又は季節に依りて著しく差ありと雖も大抵座頭は一頭平均五千圓内外、長須は一頭二千圓乃至三千圓、兒鯨は一千圓内外と見て大差なかるへし、されは毎一年に於ける捕鯨價額は四十萬圓乃至五十萬圓と見積り甚しき過誤なけん。

すけそうたら　명태、명태、북어、北魚

スケトウタラ　は咸鏡道の特産物にして北は豆滿江より南は咸興附近に及ふ産卵期に至れは大群をなして沿海の淺處に來游す、其群長さ數里幅二三里に亘る

ものあり、孕卵中は運動特に遲鈍にして水中に沈游すれとも產卵を終れは沿海各處に散逸し水上に浮游す、漁場は往時は明川附近を以て中心となせしも現今は新浦沖合水深四五十尋の場所に移れり、蓋し漸次南方に移轉するものの如し。

漁期は十月より翌年三月までにして其初期は松島岬と馬養島の南方二三里の處、十二月初旬よりは馬養島の西南、前津の前回五六里の沖合を漁場とす、而して十二月初旬より中旬までの間を盛漁期とす、一月初旬よりは馬養島東側面より新昌の前面に移り以て終期に及ふ、漁夫の說によれは魚は一漁期中に沿岸近く三回の去來をなし、又北風強き時は沖合に退去し、西風吹く時は近岸に來游すと、又漁期の初に体大にして孕卵大なるときは凶漁の兆なりと云ふ。

本漁業は本邦重要漁業中の重要なるものにして其起原及沿革に就ては古來未た正確なるものなしと雖も、一說として傳ふる處によれは皇祖李成桂の代咸鏡道明川郡の一漁夫、太某なるものあり、一日延繩にて珍魚を獲たり其名を知らす、之れを郡守に呈して其名稱を諮りしに郡守は即ち地名と漁夫の姓の各一字を取りて之れに命したり、明太魚の稱是より始ると、眞僞未た知るへからすと雖も若し之れ

を信に近しとせんか本漁業の起原は今を距る五百年前なるか如し。

漁具は延繩、刺網、擧網、手繰網等を用ふ、延繩は本漁業創始時代より行はるる漁具にして各地到る處專ら此漁具のみを用ひ來りしか他に之れに優るものの行はるるに至りて大に減退し、現今は主として遮湖以北明川に至る間に之れを使用するものあるのみ、刺網は延繩に次て起りたる漁具にして一時は甚た盛なりしか、後ち擧網及手繰網相次て起り之れか爲めに壓倒せられて漸次衰運に向ひたり、擧網は日本の大敷網と趣向を同ふする定設漁具にして魚群襲來の途を要して沿岸に設置せるかゆへに漁獲最も多く一漁期間の漁獲百駄乃至二百駄に達するらとあり、然るに酷漁の結果魚は來游の地域を變して沿岸に近寄らさるに至り、擧網漁業者は大に營業に困難を感することとなりたれは同業者一同連署を以て課稅の免除を觀察使に歎願するか如き悲境に達せり、手繰網は今より十二三年前元山に於ける日本通漁業者の使用せるものを目擊してより之れを本漁業に應用したるに頗る良結果を得、特に勞力と資本とを要すること少きかゆへに之れに倣ふもの續出し、五六年前より大に其數增加して他の漁具を壓倒するに至れり、今日の勢

を以てせは數年を出てすして手繰網は之れに優る他の漁具の出てさる限りは本漁業に於ける唯一の漁業たるへきなり。

漁業は一人の營業主の下に給料を以て雇用されたる漁夫によりて行はるるものにして他の漁業に於けるか如き歩合法若くは合資法等によるものなし、給料は一漁期間(約二ヶ月半)二十二圓五十錢乃至三十六圓にして雇用中は煙草、鞋、防寒具等を雇主より支給す、漁夫は土着のもの少く成興、元山、利源、端川、吉州、明川、城津、鏡城及江原地方より出稼に來るものにして就中成興地方のもの最多し、蓋し同地方の漁民は勇悍にして風波を恐れす、忍耐して寒威を避けす、到底他地方の漁夫の企及すへからさる處なるを以て營業主は好んで彼等を採用す、而して其精良なるものを雇入れんと欲せは漁期に先ち豫約し置かさるへからす、且つ其雇入契約成立つときは雇入主は之れに七圓五十錢乃至十五圓の前貸金を與ふるを常とす、營業主にして若し資金に乏しき時は他より之れか供給を仰く、此場合には大概資本主は營業主と相伴ふて漁港に來り、漁獲物を己れの手に買收す、貸金には一日三歩の利子を附し獲物買收の際は時價より三百文乃至五百文の割合を以て取引するもの

とす。

本魚は國内到る處需用せさるはなく、特に冠婚葬祭には欠くへからさるものなれは其販路の廣大なる本邦水産物中他に之れに匹敵するものなし、多くは乾藏すれとも又生鮮のまま販賣するものあり、特に漁期の初は季候尚は寒からすして凍乾に適せさるか故に專ら生鮮のまま漁場附近の需用に供し或は遠く馬背により て京畿、黄海、平安の諸道に輸送す、乃ち先つ成興、元山等に送りて後ち陸路京城等に輸送するものにして相場は漁場と集散地との間に一駄に付二貫文乃至四貫文の差あるを常とす、故に之れか運輸に從事するものは多くは、元山、成興地方の魚商にして肩幅一丈二尺積載力百石位の船に七名乃至九名の船員乘組み新浦、新昌、遮湖前津等に至りて十駄乃至十五駄の鮮魚を買込みて各自の所屬地に歸航す、去る光武七年(日本明治三十六年)一月の如き新浦に於て一駄(二千尾)十四圓二十五錢のもの成興にては卸相場十九圓五十錢、小賣相場二十二圓五十錢なりしと。

明太を凍乾するには先つ漁船より陸揚したるものを海濱若くは自家の庭先に

運ひ婦女子を集めて之れを割理せしむ、其法先つ小刀を取り魚の頭を前に置き腮の下より刀を入れ肛門まで切開きて卵、肝臟及ひ胃腸を裂き取りて各々之れを別器に投入す、卵は調理に從事する婦女子の手間賃として收得す、肝臟及胃腸は乾場貸主の所得とす、斯く內臟を盡く去りたる魚は海水にて一洗し、二十尾宛結束して乾場に懸垂す、乾場は徑一尺內外の長き松材を二間許の間隔をなして基盤形に樹立し、地上手の達せさる高さの處に同材徑五、六寸のものを橫架して各柱に縛り附け、之れに幷行して上方一尺許の間を距てて更に同材徑三、四寸許のものを橫架す、斯くて乾きは三層に及ふ、之れか建築費は韓貨約五十貫文を要すと云ふ、此乾場は貸貸の目的を以て建設せるものにして其所有主を「トクチビ」と稱す、場主は卽ち漁業者より乾燥を季托せらるるときは、魚一駄に對し五百文宛の賃錢を徵收す、乾了するまてには三週間乃至四週間の時日を要するものにして、其間の監督保管等一切場主の責任にして若し委托品の損失欽損を生するときは之れを辨償せさるへからす、故に委托者は其欽損を見込みて一駄に付き六百尾許を加算して場主に委托す、場主は乾燥の度を見計らひて漸次上層に移し、乾了せは之れを下して長さ三

尺許の葛又は萩を以て頭部を貫き數を改めて委托者に返附す、乾燥の際氣候溫暖なるか爲め主として日乾するときは體堅縮、肉凋固して色は暗黑となり品質劣等にして良價を博すへからす、之れに反して寒威激烈風雪頻りなるときは魚体中の水分凍結し肉は膨れて質疎鬆となり、色鮮黃を呈す之れを良品となす、此故に乾場の位置は西北の寒冷なる風を受る處を最も宜しとす、地勢上斯る位置に當るは新昌にして同地の製品は優等とし其名市場に著はる、而して馬養島の產は最も劣等なりと云ふ。

卵及ひ腸は鹽辛に製して販賣せらる、之れを製する卵は未た放產を始めさるものを宜しとす、已に幾分の放產を始めたるものは製造後膜破れて卵子散出し外觀風味共に佳良ならす、故に冬至以前の製品は品質優等にして其以後の製造に係るものは劣等とす。

製法は容量八、九升許の素燒の壺に卵二百七十個乃至三百個許を食鹽五合許に唐辛の粉末を加へて漬込むなり、一壺の價格は二百八十文乃至三百五十文とす、國內需用最も廣く釜山、仁川、木浦等各開港地を經て內地に輸送せらる、就中需用の最

も盛んなるは京城、鎭南浦、江景、大邱等とす、腸の需用は卵の如くならす、僅に自家用として或は他より注文を受けたるときのみ之れを製造す、其法は卵に於けると大差なく食鹽と唐辛の加入量の稍々多きを異にするのみ、加製の際腸の汚物を除くに煩しく一壺の容量を得るには頗る多大の勞力を要すかゆへに從つて價格は卵に比して高く一壺五六百文とす。

肝臟は之れを煮て油を製す、其法石油罐二杯の肝臟を釜中に投して沸煮し熱度の高まるに從ひ浮上する泡沫を除き且つ沸騰して油の釜中より溢出せんとするときは原料を加へて之れを冷却し更に沸騰して肝臟より油分の悉く浮出して殘滓釜底に沈澱するに至つて加熱を止め而して釜中の油分を抄ひ取りて壺に移し暫時放置す、斯くて油の冷却して其中に含有せる固形物の漸々壺底に沈澱するを待つて其上澄を他の大なる甕に汲み移し、數日間靜置して再ひ細滓を沈澱せしめ其上澄を汲み取りて石油罐に貯ふ、器底に沈澱したる固形物は再ひ新しき原料と共に釜中に投して沸煮し殘油を搾出せしむ、油一罐の價格一貫四百五十文にして專ら點燈用に供せらる。

明太魚の價格及一漁期に於ける漁獲高概算

明太魚の價格は年によりて非常の高下あり、即ち一駄に付時に五、六貫文なることあり、或は十二貫文なることあり、然れとも通常十貫文見當なるへし、其高下の原因に就ては種々あるへしと雖も漁業の豐凶及購買力の強弱の如きは其重なるものなるへし、一漁期に於ける漁獲高を概算すれは大約八十五萬七千七百餘圓に達すつし。

石首魚

ぐち　石首魚（コルウィ）　石魚

石首魚は慶尙南道馬山以西北平安道に至る沿海に之を產し本邦人の最も嗜好する魚類の一にして又冠婚葬祭に缺くへからさるものなり故に都會到る處に販賣を見さるなし、從て其漁業盛大なること實に明太漁業に次く、從來は專ら本邦人のみの從業に止りしも近年日本人の出漁するもの漸く增加するの勢あり、數年を出すして明太漁業を凌くに至るへし。

漁場

分布極めて廣しと雖も就中最好漁場として有名なるは全羅道七山灘、黃海道延平列島附近にして（其產額多大なり）之れに亞くは慶尙道沿岸一帶とす。

漁期

漁期は年によりて多少の遲速あれとも慶尙道沿岸全羅道南岸は六月より九月

頃までにして最も有名なる七山灘蝟島の漁場にありては二月中旬に始まり四月上旬に終る、夫れより北するに從ひ漸次遲れ黄海道延平列島附近にありては四月より五、六月頃までとす。

漁具

漁具は網船（繰網）中船（鮭鰊網の類）碇船（底刺網）駐木（蠶待網）魚箭（魞）及一本釣等を用ふ就中本邦人の使用する主要なるものは（マンセン）駐木鮭鰊網、碇船及中船にして日本人は專ら鮭鰊網を使用す、此漁業の盛觀は實に本邦漁業界に一異彩を放つものにして漁期に至れば主要漁場の一たる七山灘の如き八道の漁船此所に輻輳し出買船亦之れを逐ふて集り帆影扼檣參差錯雜して殆んど空隙を見す、恰も海上に一大島嶼を現出せるか如く夜に入れば漁船各々篝火を焚きて漁獲あるを標示し以て出買船を招致す、此時火光水面を射て其美其壯殆んど名狀すへからす。

七山灘

七山灘は全羅南道七山島より蝟島に至る海面の總稱にして海淺く四、五尋を普通とし深きも七、八尋を超へす、底質は砂泥にして一般に緩斜面なり潮流の速度は一時間六、七浬方向は滿潮時には北上す、潮汐干滿の差は大潮時には一丈七、八尺小潮時には一丈とす、魚は大群をなして二月頃より產卵のため水温を逐ふて此淺處

に來り四月頃に至りて他に移散す、同月に於ける氣温は華氏五十五度、水温は四十六度なり、日本人にして此漁業に從事するに至りしは明治三十三年の頃大日本水產傳習所出身正林英雄氏か九州有明海に於ける鮭鰊網（一名バッシャ又道樂網）を使用したるに始まり爾來本漁業に從事するもの續出し去る光武十年に於ける出漁船は三百十隻なりき、而して漁具は同氏の使用に依り凡て鮭鰊網を用ふ、多漁の時は一網四、五萬尾、不漁の時と雖も五、六千尾を漁獲すへく、時としては網中魚充滿して引揚ること能はす反て網を破損することあり、本邦人の各道より此漁場に來集するもの自から漁具を異にし、黄海道よりするものは多く中船及網船にして中船には漁夫二十五人乃至三十人乘込み一漁期に三百貫內外の漁獲をなす、此地の漁期を終るや直ちに黄海道延平灣に轉漁す、網船には漁夫三十四、五人乃至四十人乘組み夜間十二回の操業をなし、一漁期の漁獲高千貫文を下ること稀なり、此網は中船と異り潮流少しく緩なる處に用ふ、全羅道よりするものは多く碇船にして漁夫十四、五人乘組み一漁期の漁獲高二百貫文內外なり、忠清道よりするものは漁夫十人乃至十四、五人乘組み一漁期の漁獲高二貫文乃至千貫文に及ふ、多く駐木にし

て延平列島も亦た七山灘に劣らさる大漁場として其名著はる、特に此近海の石首魚は形頗る大にして質亦た良好、遙に七山灘の產に優る、水深は七、八尋乃至二十四五尋にして十尋内外の處を最好漁場とす、毎年此處に來集する漁船四五百隻に達し少きも尚は二百隻を下ることなし、其他此魚を產する沿岸到處、一本釣を用ひて之れを漁せさるなし多くは天秤釣にして一隻に四、五人乘組みて出漁す、一ケ年の漁穫高四、五十貫文なり。

此魚は其大部分本邦人の需用に供するものにして俗に全羅明太と稱せらる、販賣の方法は先つ出買船の手を經て最寄市場に渡り後ち各地方に分輸せらる、出買船は大抵漁船に對して資金を前貸し、出漁の際常に之れに附隨して漁場に到り漁獲したる傍より之れを買取す、漁船は決して其特約出買船の外は猥りに賣渡すことなし、出買船の漁獲物を買取する際は魚千尾を、七百尾として算す、即ち三百尾は貸付金の利子として收得す、時としては一隻の漁船に三隻乃至五隻の前貸出買船あり、是等は其漁船の周圍に碇泊して順番に漁獲物を買取す、漁船に於ける利益分配法は漁獲物賣揚代金中より網代食料、酒油料其他の雜費を控除し殘額を船主と

平分するものにして漁獲物を二百貫文と假定せは網代、食料等諸雜費として百五十貫文を引去り、殘額五十貫文中、二十五貫文を船主取得し他の二十五貫文を乘組一同にて分配するなり。

出買船の輸送販賣する地は南海にありては釜山統營及ひ三千里、七山灘にありては法聖浦、群山及ひ江景、延平列島にありては京城附近の麻浦、鎭南浦の各市場とす、出買船は漁獲物を生鮮のまま市場に輸送すれとも季節或は場所により船中にて塩漬となすことあり、市場にては或は生鮮の儘或は塩乾となし或は塩藏して各地に轉送す、塩藏品は鮮魚よりも概して高價にして漁季以外の時期に際しては往々十倍以上に及ふことあり、特に秋季には宇蘭盆の供物及漬物用として需用最と盛んなり、故に資力豐富なる問屋にては大桶に塩藏して密封し高價となるの時節を待て放賣す、貯藏後の塩汁も亦野菜漬物用として需用あり相當の價格にて賣買す、市場に於ける魚價は平均一尾五、六文、各地方に於ては一尾十五、六文塩乾にしたるのは二十尾を一連となし、其價格百文乃至百二十文とす。

漁獲高は一漁期間を通して大約六十七萬四千四百圓に上るへし。

たひ　鯛　도미　道味、刀味

鯛は本邦全浩岸普く之れを産す、其産額多きは「マタヒ」にして「チダヒ」「キタヒ」之れに次く、冬季は沖合にあり、三、四月氣候温暖となるに從ひ漸次淺海、內灣等水深五、六尋の處に來集し八十八夜前後より産卵を始む、其最も多く群集する處は東海岸にありては永興灣、南海にありては欲知島近海、珍島近海、西海にありては群山、竹島、及大和島近海とす、六月項産卵を終れは漸次雌散し沖合の深海に向て去るを常とす故に漁場も常に之れに伴ふて移轉す、於青島、濟州島、太郎島及ひ巨文島近海の如きは四季を通して之れか棲息を見る。

此魚は元來本邦人の餘り嗜食せさるものにして從て之れか漁獲に從事するもの甚た少く僅に江原道及ひ咸鏡道南部沿岸に於て地曳網を以て漁するのみなりしか近年日本延繩漁船の來漁する最も多き地方則ち釜山、馬山、濟州島、木浦、仁川及ひ鎭南浦等に於てはそれに倣ひ延繩を用ひて漁獲するものあるに至れり、其數各地を通して約八十隻に上る然れとも其技未た熟せさるか故に日本漁夫に比して漁獲甚た少なく其優劣の割合は三と一との如し。

日本人の漁具

日本人の本邦に來漁するものの過半は此漁業を以て日本人通漁の濫觴となす、漁具は延繩最も多し、其概數を擧くれは延繩三組、潛網三十隻、鮟鱇網五百三十一隻に達す。

漁場及漁期

漁場は殆んと全浩岸に渉り漁獲亦た周年に及ふと雖も、今其主要なるものを擧くれは咸鏡道にありては春季五月初旬より六月に至る間、永興灣內に於ける延繩漁業最も盛んにして之れより以北、西湖津、新浦、新昌、城津、獨津、靑津及ひ雄基灣等各地方にありては漁期稍々遲れ五月中旬より始る。

北關近海

釜山近海にありては春秋二季に於ける盛漁期には釜山の南六、七里の沖合則ち「カラス」島、三子島附近に於て操業すれとも、氣候寒冷に向ふに從ひ、漸次北東の方向に移轉し、寒中より翌年三月項までは機張、蔚山の沖合を主なる漁場とす、此近海は既に十數年前より日本漁業者一般に周知せられ漁期に際すれは一時に多數の延繩及ひ一本釣漁船の集合を見る。

釜山近海

巨濟島近海

巨濟島近海に於ける漁期は春季にして漁場は鎭海灣、馬山灣口、金海郡及熊川郡

沿海一帶に及ふ、延繩最も盛んに行はる、冬季に至れは巨濟島南岬角に於て釣獲するものあれとも其形体釜山近海のものに比して概ね小なり。

欲知島近海

欲知島、安島、青山島近海に於ては春秋両季延繩本業盛んにして秋季を最とす。

南海島近海

南海島頭尾島、蛇梁島、左水營近海は春季縛網の主漁場にして本漁業は時として一漁期間數萬圓の漁利あれとも其組織複雜にして多數の漁夫を要するか故に一朝不漁に遭遇する時は大打撃を受け再起すること能はさるに至るを以て漸次減少し現今は僅に三組の出漁あるに過きす。

珍島近海

珍島、莞島近海は舊十月より翌年三月までを盛漁期とし延繩主として行はる、竹島は八十八夜前後より凡そ六十日間を盛漁期とす。

竹島近海

竹島近海は春季產卵のため群集するもの最も夥多にして有名なる大漁場なり其漁期に至れは各地に根據せる漁船皆此處に蝟集するを例とす、漁具は延繩を主として用ふれとも產卵期中は鮫鰐網を使用す、此期節には延繩一本釣其他の漁船皆悉く鮫鰐網に轉裝して出漁す、其根據地は竹島及烟島にして此二ヶ所に集合する船舶を概算せは漁船八百隻、日本鹽切船百二十隻、出買船五百隻に達す、蓋し是本

邦沿海第一の鯛漁場なるへし。

水邦沿海第一の鯛漁場

竹島附近の漁業を終りたる漁船は漸次北に向ひ、狐島、鹿島、賀誼島、德積島傍に轉漁す、六月下旬より七月中旬までの間、鯛は遠く沖合の深處に去るを以て一時漁業を中止し、鰒繩及籠空釣に轉す、七月下旬より再ひ鯛漁業を始め其大部は延平列島大青島及ひ蝟島近海に於て操業し十一月下旬に至りて止む、其北方に向ひたる漁船も十月下旬には日本に歸るを常とす。

竹島近海

日本より來漁する一本釣漁船は主として山口、佐賀、長崎、廣島、香川、愛媛、岡山の諸縣にして期節を撰はす、慶尚、全羅、忠清諸道の沖合諸島に出漁し、一定の根據地なしと雖も濟州島、巨文島、青山島、所安島及ひ楸子島は彼等の最も集合する所にして、以上諸島間を隨次往來す、漁獲物は延繩に比し形多くは小なり、延繩漁船は多くは廣島、岡山、香川、愛媛、長崎、兵庫、福岡、熊本の諸縣にして常に日本人居留地附近の近海に留りて操業し漁季漁場を追ふて轉々することなし。

日本一本釣漁船

日本延繩船

餌料はアナタコ、ドロボウ、ナマコ、水母、蝦、シャコ等なり。

餌料

アナタコ

アナタコは餌料中の冠たるものにして四季間斷なく使用せらるゝと雖も其最も盛んなるは七月より十月に至るまでとす、これか供給は多少日本手繰船より仰くと雖も大部分は當國人の手より買取す、主として婦女子の捕獲する所に係る、買取の際漁船輻湊して後着者は大に困難を感することあり、各産地には餌料周旋人なるものあり、漁業者は之れに酒錢を與へて特に盡力せしむることあり、兎に角事情に通せさるものは直接に買取ること甚た難し、價格は春季は三厘乃至六、七厘秋季は四、五厘にして時としては一錢以上に騰貴することあり。

ドロホウ

ドロボウは南海到る處泥底の海中に棲息す、之れか捕獲は、左程勞力を要せさるかゆへに漁業者自ら之れに從事す、其方法は筌に魚腸等を入れ夜間之れを海中に沈め置き翌朝之れを曳揚くるなり、一夜數百尾を獲ること容易なり、使用の際は熱湯を注きて外皮を剝き適宜に横截して、鈎に附す、日本潜水器業者裸潜業者及ひ當國人より購入す。

ナマコ

ナマコは夏季より秋冬に亘り他の餌料に乏しき時に使用せらる、其法は先つ之れを熟煮して後ち適宜に切截して鈎に附す。

クラゲ

クラゲは秋冬の候西南諸島の間に饒產す、到る處攔網を以て之れを捕獲し、寸斷して鈎に附す大魚を獲るを特色とす。

イムシ

イムシは主として廣島及ひ山口兩縣人の使用する所にして、イムシ掻と稱する器具を以て自から之れを捕獲し、又は當國人より購入し、活洲に貯へて用ふ、國島の西面防築浦は最も有名なる饒產地なり價格は一尾三厘内外なり。

エビ

エビは春夏秋の間國島近海に饒產す、其種類はシバエビ、クルマエビを主とし、多くは當國人の漁獲せるものを購入す、往々漕網を以て自から捕獲するものあれとも其性纖弱にして蓄養甚た困難なるのみならす、之れを獲ること亦た容易ならすゆへに春季他の餌料の欠乏せる際僅に之れを副用するに過きす、價格は一升三十錢乃至二十五錢位なり。

シャコ

シャコは馬山鎭海灣内統營等に饒產す、多くは日本手繰網船に供給を仰く、使用の際は一尾を五六個に横切して鈎に附す。

餌料產地の狀況に付き嘗て朝鮮海水產組合の調查せし所によれは左の如し。

地名	期節	產額	記事

慶尚道				
安骨	全	七月より十月	鰯多	當國及日本手繰船
薺浦	全	全	漁船十隻內外分	同
タンモク	全	全	同四、五隻分	當國人
統營	全	全	鰯多	當國及日本手繰船
洛子浦	全	全	漁船三、四隻分	當國人
河東江	全	全	鰯多	全
全羅道				
猫島	全	全	鰯多	全
鳥南浦	全	全	漁船十隻內外分	全
新城浦	全	全	同四、五隻分	全
堀前浦	全	全	鰯多	全
松島	全	全	漁船三、四隻分	全
菊浦	全	全	鰯多	全

金竹浦	全	全	鰯多	全
京島	全	全	鰯多	全
獐島	全	全	鰯多	全
太浦	全	全	漁船四、五隻分	通常
五洞島	全	全	鰯多	全
ヲーマドー	春三月より五月	全（此地には活洲に貯ふ）	鰯多	鰯餌多
折爾島北面	秋七月より十一月	全	鰯多	全
鳳村	全	春季群山沖合出漁の途、購入する處	漁船四、五隻分	當國人
所安島	七月より十月	全	通常	木浦在留漁船の需用する處
木浦高下島	三月より十二月	全	鰯多	當國及日本漁船餌料及食用
花源灣	全	全	鰯多	當國及日本漁船需用
法聖浦	五月より十月	全	鰯多	全
笛浦	四月より十一月	全	鰯多	全
忠淸道				

馬梁	五月より十一月	シャコ饒多	常關及日本漁船需用	
錦江下流	仝	仝	仝	
文川	三月より五月	イムシ、タコ饒多	仝	
淺水灣	四月より十月	饒多	仝	
安眠島	仝	仝	於寄島日本漁船需用及常關人の食用	
白砂水道	仝	通常	仝	
新浦	仝	仝	仁川、於寄島漁船需用	
開市浦	仝	饒多	仁川漁船需用	
京畿道		通常、シャコ饒多	仝	
仁川	仝	通常	仝	
ヨンギツボ	仝		仝	
黃海道		仝	仝	
釜氣	四月より九月	饒多	仝	
龍湖島	四月より十月			

大東江口	四月より十一月	通常	仝	
夢金浦	五月より九月	シャコ少々	鎭南浦漁船需用	
月浦	四月より十一月	饒多	仝	
平安道				
身彌島	五月より十月	饒多	龍巖浦漁船需用	
椒島	仝	仝	仝	

漁獲したるものは漁船各自に漁場附近の日本人居留地又は居留地に交通の便ある地方に到りて生鮮のまま販賣すれども竹島、煙島の如き一時に巨額の漁獲ある大漁場にありては日本より帆船及ひ小船渡來して漁獲物を買取り船中に鹽藏して日本に輸送す、其時期恰も五月節句の田植前にして主に農家需用を目的として販賣す、概して韓人の需用は甚た稀なりと雖も、釜山、馬山附近にありては近年多少賣行くもの〻如し、又十隻乃至二十隻より成る所謂母船組織をなして來漁するものあり、是等は居留地を距ること遠き沖合漁場を根據として操業し、漁獲物は悉く腹を割りて鹽藏し、三隻乃至四隻の母船に滿載する毎に日本に轉送す、春秋兩季

の氣候稍々寒冷にして鮮魚を取扱ふに便あるときは釜山、仁川、木浦等日本人の在住せる市場に到りて販賣することあれとも、并は甚た短期間に過きす、一年中に於ける漁獲高は大約四十八萬一千五百餘圓に達するならん。

いわし　鰛（イルチ）　鰮魚、燻魚

鰯は本邦沿岸到處に之れを産せざるなしと雖も特に江原道及び慶尚道沿岸、巨文島、濟州島及び於青島近海に饒多なり、種類はマイワシ、ヒシコ、ヒラゴ、セグロ、ウルメ等にして就中ヒシコを最多とす。

江原道沿海に來游するものは多く成魚にして慶尚道諸島間にありては幼魚とす、ヒシコ初春及び晩秋に於て體長三寸以上に及ふものあるを見る、ヒラゴは春夏の交ヒシコと共に來游し體長一寸內外のもの多し、マイワシは晩秋に於て來游し體長三寸以上に及ふものあるを見す脂肪の多き期節は本土沿岸にありては春季濟州島にありては秋季とす。

主要の漁場は咸鏡南道永興灣、江原道沿岸一帶、馬山灣口、鎭海灣、固城半島、巨濟島欲知島、蛇梁島、南海島、巨文島、濟州島、大黑山島、於青島を主とし慶尚道沿海にありて

は日本人の漁業最も盛大にして他の方面は殆んと本邦人の獨占とす、本漁業は古來行はれさるにあらすと雖も其方法は極めて幼稚にして何地も皆不完全なる小漁具を用ひて沿岸に群來する魚の小量を漁獲するに過きさりき、蓋し本邦にありては之れを生鮮の儘或は日乾して專ら日常食膳の用に供するのみにて未た之を肥料に利用するの道を知らさりしなり、然るに近年日本人の肥料用乾鰯として盛んに買込むもの續出し本邦人亦た其利益に着目し大に力を此漁業に致すに至れり、是に於て日本人より或は資本を或は漁具を借受け或は漁法を傳承して遂に熱心努力今日の如き本邦重要漁業の一たるに至れり。

日本人は明治二十二、三年頃より慶尚南道沿海に來りて此漁業に着手し、幾多の蹉跌を經て遂に成功の域に達し、今日にては一年の漁利約四十萬圓に上れりと云ふ、出漁者は廣島縣を主とし愛媛縣、岡山縣、香川縣、山口縣之れに次く、創業以來已に十數年を經て常に同一の場所を根據とせるか故に土着人民との交情頗る親厚にして和氣藹々の裡に操業せり、納屋の如きも何れも皆永久的にして歸國の際は漁具漁船を此處に收容して保管を村民に依托するを常とす、乾燥場の如きも到處彼

等の使用に委し敢て妨害を加ふることなし蓋し是れ當地方に於ける美風と稱すへし。

漁期

漁期は春秋二季に分れ江原、咸鏡兩道の沿岸にありては春期五月より七月に至り秋期は九月より十一月に及ふ慶尚、全羅兩道にありては春期は四月より七月に至り秋期は九月より十一月に至る、於青島にありては春期には來游甚た少く秋期九月より十一月に至る。

漁具

漁具は地曳網、敗網、旋網、船曳網及ひ石箭等にして江原道及ひ咸鏡南道にありては本邦人は揮網(地曳網)を主とし、其他小規模の敗網を使用し、日本人は地曳網及ひ揚操網を使用す、慶尚道にありては本邦人は地曳網を主とし、其他敗網及ひ旋網を使用し、日本人は敗網を使用するものあるも其數甚た少し、忠清道於青島にありては本邦人の外本漁業を營むものなく漁具は主として地曳網を使用す、今漁具の種別及員數概計を表示すれは左の如し。

漁具別	咸鏡道		江原道		慶尚道		全羅道		忠清道		合計	
	日本人	本邦人	日本人	本邦人	日本人	本邦人	日本人	本邦人	日本人	本邦人	日本人	本邦人
地曳網	二	五五	一五	七	一五	五	三五	三五	四	一五	九二	一二五
敗網	一	一									一	一
旋網												
石箭												
揚操網												
船曳網												

備考　地曳網は無翼引網及袋形曳網を含み、敗網類は焚寄網、四張網、三角網を含み、石箭には防簾を含み船曳網は「コンゲン」網を含む。

漁船

漁船は本邦人の用ふるものは地曳網には本邦普通の構造にして大概肩幅八、九尺長二丈八尺なるもの、敗網及ひ旋網は肩幅四尺乃至五尺許のものとす、日本人の用ふるものは各種漁具の大小に伴ひ船形一様ならすと雖も普通網船の大なるも

のは肩幅一丈、長三丈、小なるものは肩幅七尺、長二丈三、四尺とす。

本邦人にして小規模の漁具を使用するものにありては單獨營業をなすと雖も、地曳網の如き多大の資本を要するものにありては組合組織によるを常とす、其組織に二種あり、一は資本主と共同營業をなすもの、一は資本主より金錢を借受けて營業するもの是れなり、今江原道に於ける其情態を述へんに資本主と共同營業をなすものは總水揚高より資本金の利子其他一切の雜費を控除したる純益金を計算し、先つ其一割を差引き之れを支配人の所得となし、殘餘九割を折半し、其一部を資本主の所得とし一部を漁夫全体の所得とす、漁夫各目の受くへき割合は船頭を一人五歩、沖合頭を一人二歩と算定し其餘は平等に頭割になす、其他資本主より漁獲の豊凶により漁夫一名には三圓乃至五圓の賞與金を給することあり、資金を借入れて營業するものは總水揚高より元利金及ひ雜費一切を控除したる純益の一割を營業主收得し、殘餘を漁夫の所得とす、其分配法は前者と同一なり、資本主は共同營業によると資金貸附法によるとに關せず、漁期間は其漁獲高を監知し、漁獲物を他に密賣せさらしむるため手代を派遣するか、若しくは信用せるものに相當の

報酬を與へて秘密目附となす、營地方に於ける一邦人の如きは五十統以上の網に投資し又日本人にして多きは十二、三統、少きは二、三統に對し投資するものあり、是等は何れも皆漁期に達すれは手代を漁場に派遣して漁獲物を蒐集せしむ、資本主は金錢以外の物品假令は網地、漁具、米穀等を貸與することあり、斯る際にも現金と同樣、月三分の利子を附す、其利子徵收法は頗る奇異にして漁利豐にして假に春期一、二ヶ月間に元利金を償却して餘ある價格に達する乾鰮を資本主に渡すことあるも資本主は其時に計算をなさすして其儘に放置し秋期まて引續き絶へす漁獲物を收得し、漁期の全く終を告るに及んて計算をなし、必す月三分の利子十ヶ月分即ち三割の利子を徵收す、他方に於ける營業組織も亦た大同小異にして濟州島にありては日本人に資本を仰くもの多し。

慶尚南道沿海に來漁する日本人の營業組織は多く一組五隻即ち網船二隻、手船二隻、煮釜を備附けたる平底船一隻より成る、漁獲物は沖合にて直ちに煮熟し、目籠に抄ひ揚け、陸地に歸りて後ち乾燥場に撒散らして日乾す、其地曳網にて漁獲するものにありては凡て陸上にて操業すること勿論なり、斯く製造したるものは日本

一組の鰯漁獲高見積

に輸送す、其方法多くは二、三組共同して二百石内外の船を雇入れ或は一航海毎に運賃を取極め、或は歩合方法により運搬を委托することあり、一組の收獲は鰯漁獲高平均七千貫内外、其價格約三千五百圓、其他雜魚の收獲約三百圓を算入せは合計三千八百圓を下らさるへし。

鰯の處理

本邦人の漁獲したるものは大抵干鰯に造り肥料用として日本人に賣渡すもの にして其額甚た大なり、僅に其一小部分のみ食用として需用あり、食用品としては沿岸附近の地にありては鮮食するものあれとも多くは二、三十尾宛藁にて編み目乾し、或は鹽辛に造るものとす、其販路頗る廣く、如何なる寒村僻地に至るも之を見さることなし、然れとも其價額に至りて到底干鰯に比して同日の論にあらさるなり。

日本人の漁獲するものは主に食用向として煮乾素乾鹽漬及ひ鹽辛に造り、非常の豊漁に際するか或は場所により間々肥料用干鰯に造るものあり。

各道に渉る本漁業の收獲高に就ては尚は未た確實なる調査を經さるも本邦人の漁獲に係るもの江原道約十六萬圓、咸鏡道二萬圓、慶尚道五萬圓、濟州島十五萬圓、

鰯漁獲見積額

巨文島二萬圓、於青島一萬圓、計四十一萬圓、日本人にありては江原、咸鏡兩道二萬圓慶尚道四十萬圓計四十二萬圓、通計八十三萬圓に上るへし。

さわら　鰆（망어亡魚、삼치麻魚、三治）

鰆の來游狀態

鰆は本邦到處に之れか來游を見ると雖も、其區域自ら西南と東北の二區に分る、東北面にありては、春季暖潮に從ひて北上し、秋季寒潮の進來に遭ふて南下す、其江原道沿海に至るものは多く鰯を逐ふて上層に浮泳すれとも、北部に至り氣候寒冷となるに從ふて中層に沈游するものの如し、故に漁期は江原、慶尚兩道の沿海にありては長く、咸鏡道の北部にありても亦た春季暖流と共に短し、西南面にありても亦た春季暖流と共に全羅、忠淸、京畿、黃海、平安各道に沿ひ回游するものにして其初期には沿岸及ひ島嶼の附近に群集し、夏季に至れは漸く沖合に向ひ、冬季暖流の減退すると共に釜山、巨濟島近海に退くものの如し、其群集にして大なるものは數里に亘り、潑剌飛躍して恰も豪雨海面を打つの觀あり、而して東北面は西南面に比すれは其來游遙に饒多なれとも、同方面は漁港に乏しきこと、販路に不便なること等の障碍より之れか漁業に從事するもの未た少く、僅に蔚山、元山、淸津、雄基灣等の如き是等の障礙少き處